令和4年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

住まいと生活支援の一体的支援に関する 取組の普及啓発等事業

報告書

令和5(2023)年3月



住まいと生活支援の一体的支援に関する取組の普及啓発等事業 目次

第1章	本事業の目的と概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	社会福祉協議会における居住支援の取組にかかる実態調査
	プンケート調査
(1)	アンケート調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(3)	社会福祉協議会における居住支援の取組状況(アンケート調査結果)・・・・・
(4)	社会福祉協議会における居住支援の位置づけと連携体制・・・・・・・・7 4
	日本大学文理学部社会福祉学科 教授 白川 泰之
	アリング調査
(1)	ヒアリング調査の目的・・・・・・・・・・・・・・79
(2)	実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 9
	社会福祉協議会における居住支援の取組事例
1)本別町社会福祉協議会(北海道)・・・・・・・・・・8(
2)船橋市社会福祉協議会(千葉県)・・・・・・・・・・85
3)府中市社会福祉協議会(東京都)・・・・・・・・・・・・9(
4)菊川市社会福祉協議会(静岡県)・・・・・・・・・・・・・・・95
5)岸和田市社会福祉協議会(大阪府)・・・・・・・・・・・・10(
6)奈良市社会福祉協議会(奈良県)・・・・・・・・・・・・・・105
7)都城市社会福祉協議会(宮崎県)・・・・・・・・・・・・・11(
	居住支援における個別支援と体制整備・・・・・・・・・・・115
	日本社会事業大学専門職大学院 教授 井上 由起子
第3章	「住まいと生活支援の一体的支援に関する取組」の普及
1. 社	会福祉協議会における居住支援活動の普及促進に向けて
(1)	「社会福祉協議会における居住支援の取組にかかる実態調査」のまとめ・・1 2 1
(2)	社会福祉協議会における居住支援活動の課題と展望・・・・・・・・128
	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 事業開発課長 栗田 将行
2. 扂	 住支援全国サミットの開催・・・・・・・・・・・・・・・・133
資料編	
	一ト調査票原票/調査依頼状・・・・・・・・・・・・・・155
・居住も	援全国サミットチラシ・・・・・・・・・・・・・・・・164

第1章 本事業の目的と概要

1. 本事業の目的と背景

高齢化・単身化に伴う社会的なつながりが希薄な高齢者世帯の増加により、孤独死や近隣トラブル、家賃不払い等のリスクが懸念され、高齢者が民間賃貸住宅の入居制限を受けている等、高齢者の住まいに関する問題が顕在化している。

厚生労働省では、平成 26 年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行い、大家等の抱える不安に対し、社会福祉法人等が見守り等を行うことでリスクを低減させ、高齢者の地域居住を支える事業を推進してきた。平成 29 年度以降は、同様の取組に対して、地域支援事業交付金が活用できるようになっている。

一方、現在、この取組を実施している自治体や法人がそれほど増えている状況にはない。 令和2年度の老健事業調査(※)では、居住支援を実施していると回答した社会福祉法人は 1割未満であった。しかし、相談支援の一環として居住の問題にも取り組んでいるというケ ースが多く、すでに居住支援に取り組んでいても、法人の側で自覚されていないことが想定 された。居住支援を実施している法人は、地域をベースに住宅と福祉という業界を超えた多 職種協働を行っており、大きなネットワークの中で高齢者の暮らしを支えるという地域包 括ケアシステムを具現化する取組といえる。

居住支援体制の構築にあたっては「入居後の生活支援」が重要とされており、地域の多様な民間サービスと連携して、効果的・効率的に支援を提供することが求められる。社会福祉協議会(以下、社協という)は、地域福祉を推進するため、地域の多様な生活支援サービスとつながりを持っており、例えば福岡市社協では家族機能を代替するものとして、多様な民間サービスをプラットフォーム化する取組等が実施されている。生活支援サービス等の地域資源の情報をもつ市区町村社協に期待される役割は大きい。

居住支援法人の指定を受けて活動する社協(令和4年12月31日時点で16団体)や、社協が居住支援協議会の事務局を担う(令和4年12月31日時点で5団体)等、主体的に居住支援に取り組む団体が増えてきているものの、一部にとどまっている。

そこで、アンケート調査及びヒアリング調査等により、社協における居住支援の取組実態を把握した。その成果を、関係機関・関係団体、シンポジウムの開催等を通じて周知し、全国規模で取組機運を高めることを目指すこととした。

※「住まいと生活支援の一体的提供に関する取組の普及啓発等事業」令和 2 年度 高齢者 住宅財団

2. 事業内容

(1)既往資料・先行事例の整理

既往調査及び先行して居住支援に取り組む社協の事例を収集し、アンケート調査票の設計に資するポイント等を抽出した。

(2)アンケート調査

1)目的

全国の市区町村社協(区は特別区のみ)における居住支援の取組実態を把握する。

2)調查期間

2022 (令和4) 年9月21日~11月8日

3) 主な内容

居住支援ニーズの把握状況/居住支援に関する地域の連携体制/社協内部の体制/入居 前・入居後支援の実施状況/他機関との連携状況 等

4)発送・回収

発送:1743件

回収:732件(回収率 42.0%)

(3)ヒアリング調査

1)目的

アンケート調査「社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査」の回答内容等を 参考にして、先行的に居住支援に取り組んでいる社協をピックアップし、取組状況の詳細を うかがうためのヒアリング調査を実施した。

2)調査期間

2022 (令和 4) 年 10 月 28 日~1 月 20 日

3) 主な内容

居住支援に取組む背景・経緯/地域の連携体制における社協の役割/社協内部の体制/ 入居前・入居後支援の実施状況/他機関との連携状況/取り組む上での課題 等

(4)シンポジウム(居住支援全国サミット)の開催

本調査結果の成果の公表、及び居住支援の取組拡大に向けて、厚生労働省・国土交通省とともに居住支援全国サミットを開催した。

1) 開催日時・開催方法

2023 (令和 5) 年 3 月 17 日 YouTube によるオンライン配信 ※以後、2023 年 (令和 5 年) 4 月 17 日までアーカイブ配信を実施。

2) 対象

地方公共団体、居住支援法人、福祉関係団体、不動産関係団体等、住宅確保要配慮者の居 住支援に関わる団体

3)内容

- ①居住支援の最新施策動向 厚生労働省、国土交通省、法務省
- ②基調講演「包括的居住支援をめざして」 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授 大月 敏雄
- ③居住支援の事例紹介
- 事例①「おかざきがやっとる 居住支援協議会と重層的支援体制整備事業の連携」 岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会
- 事例②「"とんとんとん"を支えたい 一世界自然遺産の島で居住支援を考える一」 奄美市居住支援協議会設立準備会
- ④パネルディスカッション

調査事業報告「社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査」

日本大学文理学部社会福祉学科 教授 白川 泰之

ディスカッションテーマ「多様な主体が連携・協働する居住支援体制に向けて」

コーディネーター 日本社会事業大学専門職大学院 教授 井上 由起子 パネリスト アオバ住宅社 取締役 齋藤 瞳

> 株式会社あおいけあ 代表取締役/ 株式会社ノビシロ 理事 加藤 忠相

福岡市社会福祉協議会 事業開発課長 栗田 将行

4) 参加者数 (2023年3月27時点集計)

申込人数:745件 (動画視聴状況:971回)

<視聴申し込み者の属性>

業種	個数
行政 (住宅部局)	169
行政(福祉部局)	83
不動産関係	65
福祉関係	263
その他	165
総計	745



(5)報告書のとりまとめ

アンケート調査及びヒアリング調査結果を踏まえ、「住まいと生活支援の一体的な支援」 の取組促進に向けた方策を考察した。

3. 事業実施体制

本調査を進めるにあたって委員会を設置し、委員会を6回、作業部会を10回開催した。

委員:

日本社会事業大学専門職大学院 教授 井上由起子(座長)

日本大学文理学部社会福祉学科 教授 白川泰之

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 事業開発課長 栗田将行

オブザーバー:

厚生労働省老健局高齢者支援課 介護ロボット政策調整官 佐々木憲太 厚生労働省老健局高齢者支援課 課長補佐 東條旭 厚生労働省老健局高齢者支援課 高齢者居住支援係長 佐藤幸

事務局:

- 一般財団法人高齢者住宅財団企画部長 落合明美
- 一般財団法人高齢者住宅財団企画部企画課 川原奈緒
- 一般財団法人日本総合研究所調査研究本部

第2章 社会福祉協議会における居住支援の取組にかかる実態調査

1. アンケート調査

(1) アンケート調査の目的

1)アンケート調査の対象と目的

社会福祉協議会(以下、社協)は高齢者、障害者、生活困窮者等の各種相談を受ける中で、 住まいに関連するニーズを把握しており、相談支援の一環として居住の問題に取り組んでいる。また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進するため、地域の多様な生活支援サービスとつながりを持っている。居住支援体制の構築にあたっては「入居後の生活支援」が重要であり、地域の多様な民間サービスと連携して、効果的・効率的に生活支援を提供するためには、地域福祉の要である社協に期待される役割は大きい。

アンケート調査では、全国の市区町村社協における居住支援の取組にかかる実態を把握 し、また、居住支援の取組を推進する社協の抽出を目的とした。

2)調査票を設計する上でのポイント

アンケート調査を実施するに先立ち、委員会で議論しアンケート調査票を検討した。社協における居住支援の取組や他機関との連携状況を把握する上で、主に下記のポイントに着目し調査票を組み立てた。

①居住支援に関する地域の連携体制と社協の役割

居住支援に関する地域の連携体制において、プラットフォーム構築の主導的・中心的な役割を担う社協がある一方で、プラットフォーム構築は行政等の他機関が担い、社協は 1 プレイヤーとして相談支援や生活支援等の提供を行っている場合がある。

そのため、まず地域の連携体制のレベルをリンケージ、コーディネーション、フルインテグレーションの 3 段階に分類し、プラットフォームが構築されている(フルインテグレーション)場合には、その体制の中で主導的・中心的な役割を担っている主体について把握し、地域の連携体制における社協の役割を調査した。

●居住支援における連携体制レベル

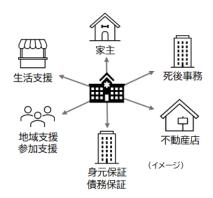
<リンケージ>

相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要な機関・人につないでいる。



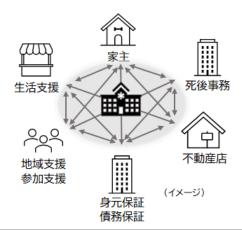
<コーディネーション>

相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を構築している。 (個人と個人の協力から、機関と機関の連携へ)



<フルインテグレーション>

機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤が構築されている。 (プラットフォームの構築へ)



②社会福祉協議会内部の体制

社協として、住まいの相談に対応する体制が仕組み化されているかに着目し、相談窓口の

設置状況(高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務で受けているか、居住支援の専門

窓口があるか)と、住まいの支援のあり方や体制について協議する場や仕組みがあるかにつ

いて把握した。

③入居後支援における他機関との連携

住まいの相談に対して、社協自らが支援を実施する場合と、サービスを提供する他機関に

相談者をつなぐ"コーディネート役"として対応する場合がある。 本調査では支援メニューご

とに社協自ら実施か、他機関と連携して実施しているかを把握し、また、他機関と連携する

場合には、どのような主体と連携しているかについて調査した。中でも、民間営利セクター

との連携に着目し、連携のきっかけや民間営利セクターと連携するメリット、課題について

実態を把握した。

(2) 実施概要

①調査対象

全国の市区町村社会福祉協議会

②調査方法

・全体を総括している部署(総務課)宛に協力依頼書と調査票、返送用封筒を郵送。個別の

相談を受けている部署と情報共有しながらの回答作成を依頼。

・返送用封筒で郵送、もしくは電子データをメールにて回答。

③調査期間

2022 (令和 4) 年 9 月 21 日~11 月 8 日

④発送·回収

発送: 1743 件

回収:732件(回収率 42.0%)

-7-

(3)社会福祉協議会における居住支援の取組状況(アンケート調査結果)

【はじめに~「取組推進社協」の抽出】

アンケート調査の集計結果については、「全体」(全回答)と「取組推進社協」のほか、参考として自治体規模別(政令市・特別区・中核市/一般市/町村)の集計表を掲載した。

社協による居住支援への取組は浸透途上にある段階で、「居住支援」を明確に打ち出して取り組んでいる社協は、まだまだ少数派である。全体の回答の中で居住支援に取り組んでいる社協の回答傾向が見えにくくなってしまうことから、居住支援ニーズを意識しており、かつ体制整備が進んでいる社協を「取組推進社協」として抽出・集計した。具体的には、「高齢者、障害者、生活困窮者等の地域の居住支援ニーズについての認識」(問1)において、「既にニーズが顕在化し、取組課題となっている」と回答した社協、かつ「地域の居住支援に対する体制」(問2)において、「相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を構築している」、または「それに加えて、機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤が構築されている」と回答した社協である。「取組推進社協」に該当するのは86団体であった。集計上、件数は少ないものの、あくまでも「居住支援ニーズを意識しており、かつ体制整備が進んでいる社協」の傾向を読み解くために、該当社協のみで集計した。

問1 高齢者、障害者、生活困窮者等の地域の居住支援ニーズについての認識

回	な化既	課しま	がズし顕	判	無
答	っしに	題てだ	低も、在	断	回
数	て、ニ	といあ	い少潜化	で	答
	い取し	ななま	とな在し	き	
	る組ズ	るいり	認く的て	な	
	課が	とが顕	識優ない	(\	
	題 顕	予今在	先二な		
	と在	想後化	度丨い		
736	23.6	37.6	16.6	21.1	1.1

問2 地域の居住支援に対する体制

		_	
な個相	力構関相	フ盤携 2	無
機々談	か築が談	オががに	回
関のに	らし、に	構図加	答
・属応	、て必応	ム築らえ	
人人じ	機い要じ	のされて	
に的る	関るなる	構れ、、	
つな職	と〜機職	築て包機	
なつ員	機個関員	へい括関	
いなそ	関人とが	→ る的同	
でがれ	のと協所	へ な 士	
いりぞ	連個力属	プ支の	
るでれ	携人体す	ラ援横	
必が	への制る	ッのの	
要、	→ 協を機	ト基連	
56.9	34.0	2.6	6.5
	機関・人につないでいるでの属人的なつながりで必要談に応じる職員それぞれが、	機関・人につないでいるやの属人的なつながりで必要談に応じる職員それぞれが、から、機関と機関の連携へ)築している(個人と個人の協が、必要な機関と協力体制を談に応じる職員が所属する機	機関・人につないでいる要談に応じる職員と機関の連携へから、機関と機関の連携へが、必要な機関と協力体制を談に応じる職員が所属する機が、必要な機関と協力体制を談に応じる職員が所属する機が、必要な機関と協力体制をが関られ、包括的な支援の基に加えて、機関同士の横の連

1)組織の概要と地域の状況

① 社会福祉協議会の組織概要

● 所在地

回答社協の所在地は、全体でみると「一般市」が 46.3%で最も多く、半数近くを占める。次いで、「町」の 37.0%、「村」の 9.9%と続く。町村を合わせると 46.9%となり、「一般市」とほぼ同数となる。大規模自治体では、「政令市」が 1.5%、「特別区」が 1.0%、「中核市」が 4.2%であった。

取組推進社協は、全体と比べて政令市・特別区・中核市、一般市など、比較的規模の大きな自治体が多く含まれる。

	全	体	取組推進社協		
	回答数	%	回答数	%	
政令市	11	1.5	5	5.8	
特別区	7	1.0	4	4.7	
中核市	31	4.2	10	11.6	
一般市	341	46.3	45	52.3	
町	272	37.0	21	24.4	
村	73	9.9		1.2	
無回答		0.1	0	0.0	
合計	736	100.0	86	100.0	

図表 2-3-1 所在地

● 現在の職員体制

職員数

職員数の平均は、全体では83.8人、取組推進社協では131.6人であり、 職員規模は取組推進社協のほうが大きい。



回 未 3 4 3 9 5 以 2 無 T 答 満 0 9 0 9 0 9 0 上 0 回 9 0 数 人 人; 人; 0 答 人。 人 全体 22.7 736 31.7 17.0 12.0 9.4 7.3 政令市·特別区·中核市 49 4.1 4.1 14.3 24.5 44.9 8.2 一般市 341 13.5 16.7 30.5 18.5 13.5 7.3 7.0 町村 345 53.6 19.1 16.2 3.8 0.3

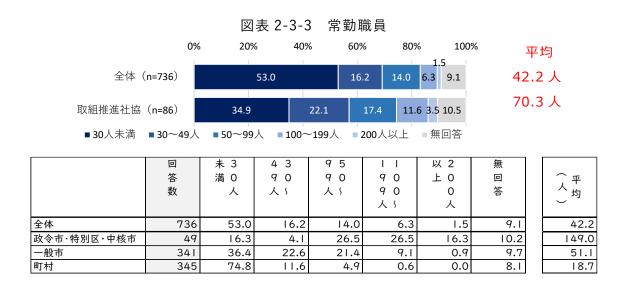
(_人 均
83.8
298.5
104.3
33.5

^{※「}中核市」は全62市 (R4.4.1 現在)。候補市である「施行時特例市」(23市) は含まない。

^{※「}回答数」は件数、表中の数値は%(横計100%)。以下、同様。

うち、常勤職員

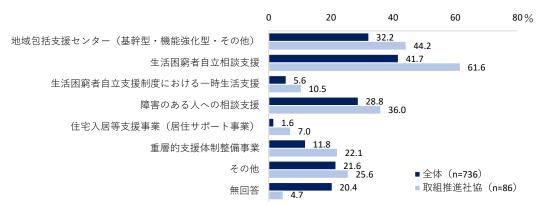
職員数のうち、常勤職員数の平均は、全体では 42.2 人、取組推進社協では 70.3 人だった。



● 自治体から受託している各種相談事業(R4.9.1 時点)

自治体から受託している各種相談事業としては、全体と取組推進社協ともに「生活 困窮者自立相談支援」が最も多く(全体では 41.7%、取組推進社協では 61.6%)、次 いで「地域包括支援センター」、「障害のある人への相談支援」と続く。

なお、全般的に取組推進社協のほうが受託している割合が高く、なかでも全体の割合との差が大きい(10 ポイント以上の差がある)のは、「生活困窮者自立相談支援」(差は19.9 ポイント)、「地域包括支援センター」(差は12.0 ポイント)、「重層的支援体制整備事業」(差は10.3 ポイント)だった。



図表 2-3-4 受託している各種相談事業(複数回答)

図表 2-3-4 受託している各種相談事業(つづき)

	回	強タ地	支 生	活制生	談 障	業へ 住	事 重	そ	無
	答	化 域	援 活	支度活	支 害	シ 居宅	業 層	の	回
	数	型へ 包	困	援に困	援の	住 入	的	他	答
		・基括	窮	お窮	あ	サ居	支		
		そ幹支	者	け者	る	ポ 等	援		
		の型援	自	る自	人	Ⅰ 支	体		
		他・セ	立	一立	^	ト援	制		
		→ 機 ン	相	時 支	の	事 事	整		
		能	談	生 援	相	業	備		
全体	736	32.2	41.7	5.6	28.8	1.6	11.8	21.6	20.4
政令市·特別区·中核市	49	↑ 61.2	63.3	12.2	30.6	8.2	1 34.7	18.4	2.0
一般市	341	42.2	59.2	6.7	37.0	1.8	13.8	20.2	11.1
町村	345	18.3	21.4	3.5	20.6	0.6	6.7	23.5	31.9

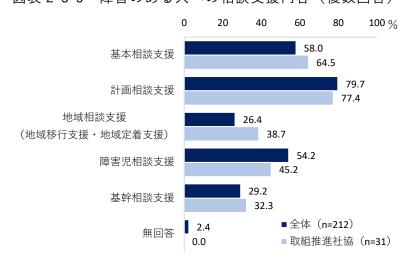
「障害のある人への相談支援」を選択した場合

● 障害のある人への相談支援の内容

「障害のある人への相談支援」を受託している場合、その内容としては、全体と取組推進社協ともに「計画相談支援」が最も多く8割近くを占める。次いで「基本相談支援」、「障害児相談支援」と続く。

なお、「地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)」は取組推進社協の割合が全体を 12.3 ポイント上回っており、比較的差が大きいといえる。

図表 2-3-5 障害のある人への相談支援内容(複数回答)



	回	基	計	定域地	障	基	無
	答	本	画	着移域	害	幹	回
	数	相	相	支行相	児	相	答
		談	談	援支談	相	談	
		支	支	ン 援 支	談	支	
		援	援	・援	支	援	
				地へ	援		
				域 地			
全体	212	58.0	79.7	26.4	54.2	29.2	2.4
政令市·特別区·中核市	15	66.7	80.0	46.7	53.3	46.7	6.7
一般市	126	62.7	81.0	28.6	57.1	37.3	1.6
町村	71	47.9	77.5	18.3	49.3	11.3	2.8

● 都道府県社会福祉協議会からの日常生活自立支援事業の受託

都道府県社協からの日常生活自立支援事業の受託割合は、全体と取組推進社協と もに約9割が「受託している」と回答している。

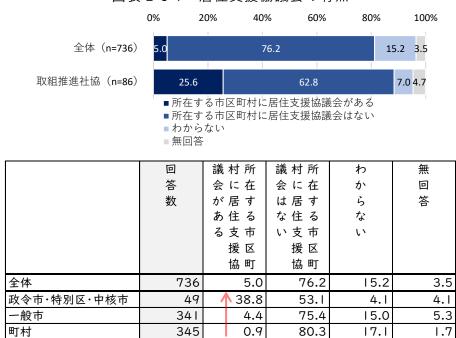
20% 40% 0% 60% 80% 100% 全体 (n=736) 89.7 取組推進社協 (n=86) 88.4 10.5 1.2 ■受託している ■受託していない ■無回答 いて受 回 て受 無 答 い託 い託 回 数 答 るし なし 全体 736 89.7 9.5 0.8 政令市・特別区・中核市 49 83.7 14.3 2.0 3.8 95.6 一般市 341 0.6 町村 345 84.6 14.5 0.9

図表 2-3-6 日常生活自立支援事業の受託状況

② 居住支援協議会

● 居住支援協議会の有無

社協が所在する自治体(市区町村)において、居住支援協議会があると回答した割 合は、全体では5.0%であったが、取組推進社協では25.6%と4分の1を占めた。



図表 2-3-7 居住支援協議会の有無

「所在する市区町村に居住支援協議会がある」を選択した場合

● 居住支援協議会への参加状況

社協が所在する自治体に居住支援協議会がある場合、その協議会への社協の関わりについては、全体と取組推進社協ともに「参加している」が最も多く7割前後を占める。「事務局を担っている」の割合は、全体が13.5%、取組推進社協が18.2%だった。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 全体(n=37) 13.5 75.7 10.8 0.0 取組推進社協 (n=22) 18.2 68.2 13.6 0.0 ■事務局を担っている ■参加している ■参加していない ■無回答 回 る担事 い参 い参 無 答 る加 な加 回 っ務 答 数 て局 いし l いを て て 13.5 75.7 0.0 全体 37 10.8 政令市·特別区·中核市 19 15.8 78.9 5.3 0.0 一般市 15 6.7 73.3 20.0 0.0 町村 3 33.3 66.7 0.0 0.0

図表 2-3-8 居住支援協議会の参加状況

③ 地域における居住支援ニーズ

● 高齢者、障害者、生活困窮者等の地域の居住支援ニーズの把握

地域の居住支援ニーズの把握状況は、何らかの方法で把握している社協(「関係機関等へのアンケート調査やヒアリング調査を通じて把握できている」と「支援者や関係機関との意見交換等を通じて、なんとなく把握している」の合計)は、全体では51.6%であるが、取組推進社協では87.2%を占め、取組推進社協のほうが居住支援ニーズを把握している割合が大きく上回る。

また、自治体規模による違いもみられ、何らかの方法で把握している社協は、政令市・特別区・中核市では 69.4%、一般市では 52.8%、町村では 47.8%であり、自治体規模が大きいほど把握している割合が高くなる。



図表 2-3-9 居住支援ニーズの把握状況

- ■関係機関等へのアンケート調査やヒアリング調査を通じて、把握できている
- ■支援者や関係機関との意見交換等を通じて、なんとなく把握している
- ■今後、把握したい
- ■把握する予定はない
- ■無回答

図表 2-3-9 居住支援ニーズの把握状況(つづき)

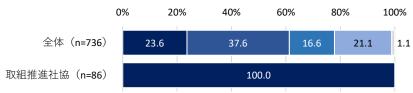
	回	把ンケ関	しての支	今	把	無
	答	握グー係	て、意援	後	握	回
	数	で調ト機	いな見者	`	す	答
		き査調関	るん交や	把	る	
		てを査等	と 換 関	握	予	
		い通やへ	な等係	L	定	
		るじヒの	くを機	た	は	
		てアア	把通関	(\	な	
		、リン	握じと		ζ '	
全体	736	1.9	49.7	18.3	28.9	1.1
政令市·特別区·中核市	49	8.2	1 61.2	12.2	18.4	0.0
一般市	341	1.5	51.3	18.8	27.0	1.5
町村	345	1.4	46.4	18.8	32.5	0.9

● 高齢者、障害者、生活困窮者等の地域の居住支援ニーズについての認識

地域の居住支援ニーズについての認識は、全体では「既にニーズが顕在化し、取組 課題となっている | が 23.6%、「まだあまり顕在化していないが今後課題となると予 想」が37.6%であった(取組推進社協は、居住支援ニーズを取組課題として認識して いる社協のみ)。

自治体規模による違いもみられ、「既にニーズが顕在化し、取組課題となっている」 と回答した社協は、政令市・特別区・中核市では65.3%、一般市では29.3%、町村 では 12.2%であり、自治体規模が大きいほど居住支援ニーズを認識している割合が 高くなる。

図表 2-3-10 居住支援ニーズの認識



- ■既にニーズが顕在化し、取組課題となっている■まだあまり顕在化していないが今後課題となると予想
- ■顕在化していないし、潜在的なニーズも少なく優先度が低いと認識
- ■判断できない
- ■無回答

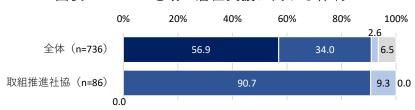
	回答数	なっている 化し、取組課題と既にニー ズが顕在	題となる だあまり	が低いと認識ズも少なく優先度し、潜在的なニー顕在化していない	断 で き	無回答
全体	736	23.6	37.6	16.6	21.1	1.1
政令市·特別区·中核市	49	↑ 65.3	18.4	2.0	14.3	0.0
一般市	341	29.3	39.9	9.4	19.9	1.5
町村	345	12.2	38.3	25.5	23.2	0.9

2)居住支援に関する地域の連携体制

● 地域における居住支援に関する体制

社協が所在する自治体・地域における居住支援に関する体制は、全体では「相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要な機関・人につないでいる」(いわゆる「リンケージ」)が 56.9%で最も多く、個人間の協力から組織間の連携に進んでいる「相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を構築している」(いわゆる「コーディネーション」)は 34.0%、さらに地域でのプラットフォームの構築段階である「機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤が構築されている」(いわゆる「フルインテグレーション」)は 2.6%だった。

自治体規模別では、規模が小さいほど「相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要な機関・人につないでいる」という属人的な関係性による対応が多く、規模が大きいほど「相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を構築している」という組織間の連携による対応が多くなる。



図表 2-3-11 地域の居住支援に関する体制

- ■相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要な機関・人 につないでいる
- ■相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を構築している(個人と個人の協力から、機関と機関の連携へ)
- 2 に加えて、機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤が構築されている(プラットフォームの構築へ)
- ■無回答

	回	な個相	力構関相	フ盤携 2	無
	答	機々談	か築が談	オががに	回
	数	関のに	らし、に	I 構図加	答
		・属応	、て必応	ム築らえ	
		人人じ	機い要じ	のされて	
		に的る	関るなる	構れ、、	
		つな職	と〜機職	築て包機	
		なつ員	機個関員	へい括関	
		いなそ	関人とが	一 る的同	
		でがれ	のと協所		
		いりぞ	連個力属	プ支の	
		るでれ	携人体す	ラ援横	
		必が	への制る	ッのの	
		要、	→ 協を機	ト基連	
全体	736	56.9	34.0	2.6	6.5
政令市·特別区·中核市	49	40.8	↑ 51.0	4.1	4.1
一般市	341	57.2	33.1	2.3	7.3
町村	345	√ 59.1	32.2	2.6	6.1

「機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤が構築されている」を選択した場合

● 体制の中での社協の役割

地域において「機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤が構築されている」(フルインテグレーション)場合、その居住支援に関するプラットフォームの体制の中で、社協が「主導的・中心的な役割を担っている」と回答したのは、全体では31.6%、取組推進社協では62.5%であり、取組推進社協は地域の中で主導的・中心的な役割を担っている割合が高い。

 0%
 20%
 40%
 60%
 80%
 100%

 全体 (n=19)
 31.6
 68.4
 0.0

 取組推進社協 (n=8)
 62.5
 37.5
 0.0

図表 2-3-12 連携体制における社協の役割

- ■プラットフォーム構築・運営の主導的・中心的な役割を担っている
- ■他の機関が主導的・中心的な立場を担い、社会福祉協議会はサービスを提供する役割のみを担っている
- ■無回答

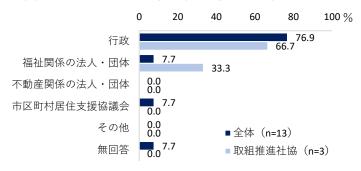
	回	を営プ	役議な他	無
	答	担のラ	割会立の	回
	数	っ主ッ	のは場機	答
		て導ト	みサを関	
		い的フ	を丨担が	
		る・ォ	担ビい主	
		中丨	っス、導	
		心ム	てを社的	
		的 構	い提会・	
		な築	る供福中	
		役・	す祉心	
		割運	る協的	
全体	19	31.6	68.4	0.0
政令市·特別区·中核市	2	50.0	50.0	0.0
一般市	8	50.0	50.0	0.0
町村	9	11.1	88.9	0.0

「他の機関が主導的・中心的な立場を担い、社会福祉協議会はサービスを提供する役割のみを担っている」を選択した場合

● 主導的・中心的な役割を担っている「他の機関」

体制の中で、主導的・中心的な立場を担っている社協以外の機関がいる場合、その 機関としては「行政」が7割前後で最も多い。

図表 2-3-13 主導的・中心的な他の機関



	回	行	団の福	人係不	協居市	そ	無
	答	政	体 法 祉	・の動	議住区	の	回
	数		人 関	団 法 産	会支町	他	答
			・係	体 関	援 村		
全体	13	76.9	7.7	0.0	7.7	0.0	7.7
政令市·特別区·中核市	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
一般市	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
町村	8	75.0	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5

【参考】図表 2-3-14 福祉関係の法人・団体の事業分野(複数回答)

	回	高	障	祉 保	困活低	そ	無
	答	龄	害	育	窮保所	の	回
	数	福	福	•	→ 護得	他	答
		祉	祉	児	・者		
				童	生へ		
				福	活 生		
全体	1	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
取組推進社協	1	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
政令市·特別区·中核市	0	ı	ı	ı	ı	ı	-
一般市	0	1	1	1	1	-	_
町村	1	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

● 居住支援協議会に関する外部機関との連携上の課題や苦労点

外部機関との連携上の課題や苦労点について、189件の自由回答の内容を整理したところ、「連携先や社会資源がない」、「保証人・緊急連絡先が不在の場合の対応」、「物件確保」、「外部機関との協議の場がない」、「内部体制が整っていない」などの課題が挙げられた。

以下に、具体的な回答を例示する。

○連携先や社会資源がない、関係性がない (47件)

- ・相談に応じてくれる不動産屋が一件しかない。【一般市】
- ・まだ連携が取れていない中で、今後どのように連携を進めた方が良いのかわからない。【一般市】

- ・市内に居住支援法人がなく、市外の居住支援法人と連携している。緊急時に迅速に 対応できないときがある。【一般市】
- ・町内に連携先がなく、町外の外部機関との連携になり、移動時間等含め、時間ロス が生じる【町】
- ・公的機関の他に居住支援のための連携をとることができる組織(市内の不動産会社等)との関係性を築くことができていない。【一般市】
- ・居住支援に関する各機関の取り組みが把握できていないため、包括的な支援基盤の 構築に至っていない。【一般市】 など

○保証人や緊急連絡先不在の場合の対応に苦慮 (36件)

- ・必要に応じて不動産会社に直接問い合わせるが、身元保証や緊急連絡先の確保ができず、契約に至らないことが多い。【一般市】
- ・行政より以前、対象者が入居するにあたって「保証人になってくれないか」と問合せがあったこともあるが、保証人になる制度は当会にはなく、すべての社協が保証人もしくはそれに準ずる機能を持ち合わせているという誤解があった。【一般市】
- ・アパート賃貸契約時等における初期費用の不足している方、緊急連絡先のいない方 の住宅の確保は困難となっている。【中核市】
- ・連帯保証人の問題(町営住宅入居申込の際、連帯保証人の確保が難しい事)【町】
- ・一人暮らし高齢者等の身元保証問題、あるいは保証会社の入居審査において入居が認められなかった場合の対応及び不動産会社との連携・理解。【一般市】 など

○物件確保が困難(金銭面含む) (35件)

- ・居住支援を行うにあたり域内に適当な物件が不足している。【一般市】
- ・家賃が要支援者の生活水準内に収まる選択肢が少ない。【町】
- ・町内に町営住宅以外の安価な物件が無い。【町】
- ・生活困窮の窓口であるため引っ越し費用が全く用意できないケースが多く、その状況でも受け入れてくれる機関を探すのが難しい。【一般市】 など

○外部機関との協議の場がない、機能していない (29件)

- ・居住支援の課題整理や連絡調整をする場がない。もしくは、社協としての関わり、 参画が図れていない。【町】
- ・居住支援協議会の会員団体を中心に制度施策等の検討が行われており、「機関と機関」 の連携が不十分。【政令市】
- ・行政側が縦割りで担当部局が明確化されておらず、居住支援協議会設置に向けた協 議の場すらない。【一般市】
- ・行政各部署・民間業者(不動産等)・関係機関の居住支援に関する考え方の共有ができていないため、対応がまちまちになりがち。【一般市】
- ・仕組みづくり等について取りまとめる機関がなく、問題が発生した時に個別で対応している現状で、連携の方法など共通認識がない。【一般市】 など

○内部体制の未整備(個々の職員の対応等) (25件)

- ・相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要な機関・人につないでいるため、担当者ごとに支援の質が異なってくる。【一般市】
- ・社協の人材不足で満足に動けない。【村】
- ・組織単位の連携は「組織としての意向」も必要になり、決裁体制など時間がかかる。 【一般市】 など

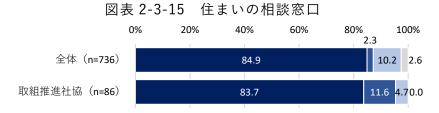
○関係機関における共通理解・認識の不足(15件)

・数多の福祉課題の1つのキーワードが「住まい」であることについて、国・都・自治体・居住支援協議会での正しい認識が薄い。また、市民向けにも、正しく伝えられていない。【一般市】

- ・不動産会社がすべて住宅確保要配慮者への理解があるわけではないので連携できる 機関が限られる。【中核市】 など
- ○制度の狭間の問題、仕組みや支援メニューの不備 (13件)
 - ・本市における居住支援は、障害福祉領域の「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」として取り組んできた経緯があり、個別事例を通じた関係機関との連携、定期的な連絡会開催を行っているが、現状では、障害者に限定した取り組みの域を出ていない状況である。その一方で、寄せられる相談内容としては、高齢者や生活困窮者の住まいの課題が増えており、キーパーソン不在の困難な事例を包括的に対応できる仕組みが今後必要と考えている。【一般市】
 - ・税金の滞納により、市営住宅の申込ができなかったり、債務があるため現時点ですでに家賃の支払いができていないケースがあり、そもそも支援にのらないことがある。【一般市】
 - ・アパートへ入居した後に、担当の相談員やソーシャルワーカーが異動したり、退職したりすることにより支援が途切れ、相談者不在のままで生活している利用者が多い。他方、迷惑行為等のある入居者について不動産やオーナーの方から「どこに連絡・相談していいのかわからない」ということで入居支援担当の私に苦情が寄せられることがある。【一般市】 など
- 3)社会福祉協議会内部の体制
- ① 住まいに関する相談窓口

● 社協内部における住まいに関する相談窓口

社協内部における住まいの相談窓口について、全体と取組推進社協ともに「高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務の中で受けている」が8割を占め最も多い。「居住支援の相談窓口を設置している」は、全体の2.3%に対して、取組推進社協では11.6%であり、取組推進社協では専門窓口を設置している割合が高い。



- ■高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務の中で受けている
- ■居住支援の専門相談窓口を設置している
- ■その他
- ■無回答

図表 2-3-15 住まいの相談窓口(つづき)

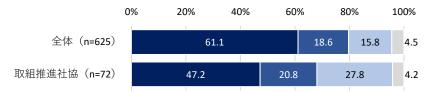
	回	受の困高	い談居	そ	無
	答	け相窮齢	る窓住	の	回
	数	て談等・	口支	他	答
		い業の障	を援		
		る務各害	設の		
		の部・	置専		
		中署生	し門		
		で内活	て相		
全体	736	84.9	2.3	10.2	2.6
政令市·特別区·中核市	49	85.7	8.2	6.1	0.0
一般市	341	87.4	2.6	9.1	0.9
町村	345	82.3	1.2	11.9	4.6

高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務の中で受けている」を選択した場合

● 住まいに関する相談への担当職員

各部署内の相談業務の中で受けている場合の担当職員の決め方について、全体と取組推進社協ともに「担当職員は決まっておらず、相談を受けた職員が個々に対応している」が最も多い。全体と取組推進社協を比較すると、「相談を受けた後、社協内の関連部署で協議の上、担当職員が決まる」は、全体の15.8%に対して、取組推進社協では27.8%であり、取組推進社協のほうが関係部署間で組織的に協議している割合が高い。

図表 2-3-16 住まいに関する相談への担当職員



- ■担当職員は決まっておらず、相談を受けた職員が個々に対応している
- ■部署ごとに担当職員が、事実上なんとなく決まっている
- ■相談を受けた後、社協内の関連する部署で協議の上、担当職員が決まる
- ■無回答

					_									
	回	に	受て	担	る	۲	員	部	担	部	社	相	無	
	答	対	けお	当		な	が	署	当	署	協	談	回	
	数	応	たら	職		<	`	ご	職	で	内	を	答	
		ιl	職ず	員		決	事	۲	員	協	の	受		
		て	員、	は		ŧ	実	に	が	議	関	け		
		ر، _ت	が相	決		っ	上	担	決	の	連	た		
		るイ	個 談	ま		て	な	当	ŧ	上	す	後		
			々を	つ		<i>(</i>)	h	職	る	`	る	`		
全体	625		61	.1			18	.6			15	8.8		4.5
政令市·特別区·中核市	42		69	7.0		Γ	9	.5			16	.7		4.8
一般市	298		67	7.8		Τ	14	.8			14	8		2.7
町村	284		53	3.2	,	Ψ	23	.9			16	.5		6.3

「居住支援の専門相談窓口を設置している」を選択した場合

● 専門相談窓口の職員と相談件数等

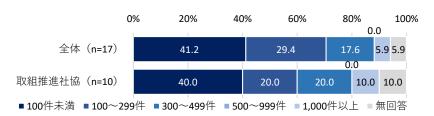
専門相談窓口を設置している場合の体制について、「専任職員を配置している」は、 全体では52.9%、取組推進社協では60.0%だった。

20% 40% 60% 80% 100% 全体(n=17) 52.9 5.9 41.2 取組推進社協 (n=10) 60.0 40.0 0.0 ■専任職員を配置している ■他部署と兼任で配置している ■無回答 回 る配専 て任他 答 置 任 いで部 回 る配署 答 数 し職 て貝 置と いを し兼 52.9 41.2 5.9 全体 17 政令市·特別区·中核市 50.0 50.0 0.0 9 -般市 55.6 33.3 11.1 町村 4 50.0 50.0 0.0

図表 2-3-17 専門相談窓口の職員

住まいに関する相談件数(2021年4月~2022年3月末)の平均は、全体が236.8 件、取組推進社協が305.0件だった。自治体規模別の平均をみると、規模が大きくな るほど相談件数が多くなる。

図表 2-3-18 住まいに関する相談件数 (2021.4~2022.3 末)



	回	未丨	2	4 3	95	0 1	無
	答	満 0	90	9 0	9 0	件 ,	回
	数	0	9 0	9 0	9 0	以 0	答
		件	件;	件;	件;	上 0	
全体	17	41.2	29.4	17.6	0.0	5.9	5.9
政令市·特別区·中核市	4	50.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0
一般市	9	22.2	44.4	22.2	0.0	0.0	11.1
町村	4	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	•	•		•		•	<u> </u>

(平)	
236.	8
524.	5
178.4	4
65.	8

次に、住まいに関する相談件数のうち、物件の契約・入居に至った件数(2021年 4月~2022年3月末)の平均は、全体が12.7件、取組推進社協が18.9件だった。成 約件数についても、自治体規模が大きくなるほど件数が多くなる。

図表 2-3-19 うち、物件の契約・入居に至った件数(2021.4~2022.3 末)



	回	満 5	件 5	2	4 3	以 5	無
	答	件	\$	9 0	99	上〇	回
	数	未	9	件;	件;	件	答
全体	17	58.8	11.8	11.8	0.0	11.8	5.9
政令市·特別区·中核市	4	50.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0
一般市	9	66.7	11.1	0.0	0.0	11.1	11.1
町村	4	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0

	卡
件	均
\smile	
	12.7
	23.0
	10.5
	6.8

● 何らかの支援により住居継続ができたケース

生活支援など何らかのサービスを入れることで、利用者が転居せずに、それまでの住居で継続的に生活できることになったケースについて聞いたところ、全体で 39 件の回答があった。キーワードとしては、「金銭管理」や「住宅確保給付金」などが挙げられる

以下に、具体的な回答を掲載する。

《全回答(39件)》

- ・金銭管理ができずに、家賃や入院費を滞納して自宅での生活が厳しくなった方が、日常生活自立支援事業を利用することにより、滞納分の分割交渉など不動産屋や病院と行い、自宅で継続して住めるようになった。食べ物がない方に対して、フードバンクの提供など実施。年金までつないだことがあった。ゴミが捨てられない賃貸住宅であったが、定期訪問しトイレのつまりなどの解消、金銭管理を社協が行うようになり、滞納や近隣住民からの苦情もなく今の生活が継続できている。【一般市】
- ・生活支援体制整備事業として生活支援の取り組みを住民主体で地域につくっていく活動はしている。その中で地域の困りごとを聞き、支援をしていくことで、地域の中で生活していける方もいる。【一般市】
- ・同居トラブル(虐待)による転居希望ケース、地域包括支援センターに繋ぎ、結果的に 転居支援をせず終結。精神疾患による被害妄想が原因で転居を希望するケース、電磁 波や騒音被害など、「被害妄想」という根本的課題の解決ができないと今後も転居を繰 り返す可能性が高いため、医療ヘリファー。症状が落ち着き、現住居での生活を継続 することとなったため終結。【政令市】
- ・生活保護の申請、自立相談支援による就労の自立ができた。【一般市】
- ・コロナ特例貸付の対応により、転居せずなんとか乗り越えることができた。【中核市】
- ・住居確保給付金を申請し、受給できたことで家賃の支払いが出来るようになった。そ の後、就労収入で家賃を支払えるようになり、継続して住居に住みつづけることがで

きた。【一般市】

- ・限定的ではあるものの、住民主体の有償ボランティアが生活支援を担う本会の事業を 利用されていた独居高齢者が、最終的にはサ高住利用となったものの、ギリギリまで 支え合いの活動により自宅での生活を続けられた。【町】
- ・生活福祉資金、要保護世帯向けのリバースモーゲージを利用(生保受給者)。日常生活 自立支援事業の利用。成年後見制度(本会法人後見の受任含む)の利用。ホームヘルパ ーによる家事支援(掃除、調理、買い物等)。【一般市】
- ・本会独自の貸付を行い、滞納金を分割及び一括にて支払うことができた。他機関と連携をとり、住宅確保給付金につなげる。【一般市】
- ・金銭管理がうまくいかず家賃が滞っていたあるケースは、社協の金銭管理支援(日常生活自立支援事業)を利用してもらうことで、生活自体の建て直しができた。【一般市】
- ・住居確保給付金につなげた。【町】
- ・住居確保給付金の利用で急場をしのいだ。【一般市】
- ・生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金利用により家賃相当分の住居確保給付金を 給付することで、転居することなく継続的に生活できている。【一般市】
- ・住居確保給付金の利用。(特例)緊急小口資金等貸付の利用。介護サービスを利用したり、たまっていたゴミ出し支援など環境を整えることで、住み続けることが可能になったケースはある。【一般市】
- ・家貸に関しては住居確保給付金で対応している。【一般市】
- ・特例貸付(小口、総合)で家賃や更新料(滞納分含む)の支払いができた。住居確保給付金を利用しながら就職活動を行い、採用先が決まり、住まいの確保と就労収入増で自立につながった。【一般市】
- ・コロナ感染症により収入が減少した世帯に対し住居確保給付金の利用を勧め、家賃の 一部補助を行い継続的な生活支援を行っている。【中核市】
- ・大家から入居者の高齢を理由に退居を求められていたが、本会が他企業と連携した事業である、入居者が死亡した際に家財整理と葬儀を実施する費用補償サービスの利用により、借家を退居せずに住み続けることができた。【町】
- ・豪雪地帯のため、冬季間の生活に不安を感じる人がある。積雪の多い1月下旬から2 月下旬まで、老人保険施設を利用し、雪が少なくなると自宅で過ごすケースがある。 【町】
- ・精神障害と持病をもった高齢女性のごみ屋敷のケース。本人拒否もあったが、担当の 地域福祉ネットワーカー (コミュニティソーシャルワーカー)が、行政、金銭管理、地 域ボランティア、社会福祉法人連絡会、ヘルパー、看護師など多くの方と連携し、課題 解決に取り組んだ結果、高齢女性は引っ越しをせず、継続的に生活を続けることがで きた。【政令市】
- ・相談支援専門員が担当する高齢障害者の対応を行い、就労継続支援Bを継続利用しながら、介護保険サービス(小規模多機能型サービス)利用し、見守りを含めて家事支援を行い、他市の家族とも連絡をとりながら、自宅を転居せずに生活できている。【町】
- ・高齢者のケースであったが、車の運転が出来なくなったことと脳梗塞後遺症で軽度マヒが残った。退院時に道路から急けいしゃの坂道と階段を昇った所にある自宅での生活が困難だということだったが、本人のリハビリが順調に進んだことと、訪問介護の利用などにより、転居せずにすんだ。【村】
- ・高齢者がアパートの家賃滞納が続き、社協等で家計相談していく中で、改善が見られ 退去を迫られていたが、何とか住居を変えず、生活している。【町】
- ・訪問介護等の在宅介護サービス、配食、移送他の生活支援サービス等の提供を通して、 独居高齢者等の在宅生活の継続を総合的に支援。【村】
- ・認知機能の低下に伴い、居住していた町営住宅がゴミ屋敷状態に。住宅の劣化もあり

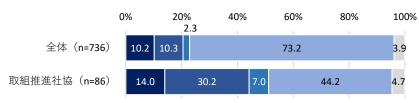
改修の必要性も検討される中、町住宅担当課、福祉課、病院担当ケアマネ、社協等複数の関係機関で協議し、今後の生活支援サービスの導入や金銭管理の明確化などにより、継続して生活できることになった。【町】

- ・家計改善支援が関わることで、定期的な家賃支払いが行える。また滞納家賃の分割支払いの目途が立ち、退去しなくてよくなった事例あり。不動産会社を離れ、保証会社管理になっている場合は厳しい(交渉も不可)。【一般市】
- ・社協がその方の生活面の中に入っていくことで、信頼してくれて継続できたケースは何例もある(生活支援、家計指導、福祉サービス利用援助事業契約)。【一般市】
- ・地域包括支援センター事業や高齢者世話付き住宅生活援助員派遣事業では、介護サービスの導入等により在宅生活を継続可能にさせていく相談支援は数多くある。【一般市】
- ・相談者自身は転居希望があるものの、転居費用の捻出が困難で、転居せずに、家計の相談にのるなどの支援を行ったケースがある。しかしながら、相談者自身は金銭的援助を希望しており、家計相談が中断し、連絡がとれなくなるなどのケースが多い。【一般市】
- ・ごみ屋敷となっていたこともあり、大家さんから出ていってほしいと言われたが、本人と支援機関が一緒になってごみの片付けを行い、その後ホームヘルパーを導入することで入居の継続ができたケースがある。【一般市】
- ・精神に障害のある 50 代男性と要介護状能の 80 代母親が住む古い家屋の修繕について 相談を受けたため、当社協の事業で連携する建築会社に修繕していただくこととなり、 生活福祉資金貸付制度も一部利用し、社協が調整役となり進めた。【一般市】
- ・緊急通報操置を自宅内につけることや、安心登録カードの登録をし、地域とのつながりを持ってもらうことで大家さん、不動産店の方からご理解をいただいたケース。身じまいサービスを利用する事で連帯保証人が不在となったが住み続けられたケース。 【中核市】
- ・買物や調理が困難になって、施設入所を検討していたが、ヘルパーや配食サービス等 の利用で在宅生活が維持できる。【一般市】
- ・日常生活自立支援事業、当社協独自金銭管理・財産保全サービスを社協で受け入れた ことにより、アパート代の支払い(滞納分も含め)等を確実にすることで転居せずに いられたケースがあった。【町】
- ・生活困窮者自立支援事業の家計相談や障害者自立相談事業所に関わってもらい、各種 サービスを利用することで金銭管理や生活環境が改善され、生活できている。関係機 関で見守りを行い、継続して関わることで少しの変化も見逃さず、その都度対応がで きている。【町】
- ・利用者が生活している地域の民生委員や自治会長、担当するケアマネジャー、警察などと情報を共有することで、利用者の見守りを行っている。必要に応じて、ホームへルプサービスを利用したり、ボランティアにも見守りをお願いしている。【一般市】
- ・就労活動・求職活動を前提とした住居確保給付金の支給により、継続的に生活できた ケースあり。【一般市】
- ・施設入所や離れて暮らしている家族との同居を希望しない高齢者等は可能な限り、住み慣れた在宅での生活を望んでいるが、理解度や、置かれている状況など個々人による対応するケースが多い。【町】
- ・リースバック契約を支援・債務整理など生活再建を支援【一般市】

② 社協内部の体制と課題

● 協議する場や仕組み

住まいの支援の在り方や体制について協議する場や仕組みの有無について、全体では「上記1 (内部)と2 (外部)のいずれもない」が73.2%で4分の3を占める。全体と比べて取組推進社協では、「上記1 (内部)と2 (外部)のいずれもない」が44.2%まで減少し、「貴社会福祉協議会の職員のみで協議する場や仕組みがある」が14.0%、「不動産業者や福祉サービス事業者、行政など外部機関を含めて協議する場がある」が30.2%、「上記1 (内部)と2 (外部)の双方ともにある」が7.0%で、特に外部機関を含めて協議する場や仕組みがあると回答した社協が多い。



図表 2-3-20 協議する仕組みの有無

- ■貴社会福祉協議会の職員のみで協議する場や仕組みがある
- ■不動産業者や福祉サービス事業者、行政など外部機関を含めて協議する場や仕組みがある
- ■上記1と2の双方ともにある
- ■上記1と2のいずれもない
- ■無回答

	回	仕員貴	す外ビ不	に上	な上	無
	答	組の社	る部ス動	あ記	い記	回
	数	みみ会	場 機 事 産	る1	1	答
		がで福	や関業業	۲	۲	
		あ協祉	仕を者者	2	2	
		る 議 協	組含、や	の	の	
		す議	みめ行福	双	<i>(</i> ١	
		る会	がて政祉	方	ず	
		場の	あ協なサ	۲	ħ	
		や職	る議ど丨	ŧ	ŧ	
全体	736	10.2	10.3	2.3	73.2	3.9
政令市·特別区·中核市	49	10.2	12.2	10.2	63.3	4.1
一般市	341	12.9	12.9	1.8	68.6	3.8
町村	345	7.5	7.5	1.7	79.1	4.1

● 社協内部の体制面に関する課題や苦労点

社協内部の体制面の課題や苦労点について、155件の自由回答の内容を整理したところ、「マンパワー不足」や「組織的な体制の未整備」、「知識や経験、ノウハウ、情報の不足」といった課題が挙げられた。

以下に、具体的な回答を例示する。

○マンパワー不足 (71件)

- ・新しい取組等に対し、協議や計画等をして作っていく必要があるが、その部分に配置する人員や活動予算がなく、後回しになってしまっている。【一般市】
- ・担当者が他事業を多数兼務している状態。【町】
- ・居住支援に関する内部での協議や事業の実施の必要性は感じているが、職員数が少ないため、他の社会課題の解決の対応で手一杯な状況。居住支援まで手が回っていない。【町】 など

○組織的な体制の未整備 (42件)

- ・本部(日常生活自立支援事業・貸付など)、総合相談センター(障害の計画相談、居 宅介護支援事業所、ヘルパー)、市役所(生活困窮支援)と3箇所に職員が別れて配 置されているため、お互いの抱えている課題が見えにくい。【一般市】
- ・地域課題を共有し包括的な対応ができるとよいが、縦割りになりがちで、自分の立場からの視点に偏ってしまう。【一般市】
- ・組織全体で居住支援を行う体制整備が必要。原状は居住支援担当者1名が中心となり対応している。どの職員も一定程度の居住支援の相談を受け止める体制が必要(居住支援法人)。【政令市】
- ・生活困窮者自立支援事業、もしくは本会の福祉相談でニーズを拾い上げることはできるが、住まいに関する課題に焦点を当てて対応できる支援体制は整っていないことが課題。【一般市】
- ・相談を受けた職員が個々に対応しているため、また、部署もそれぞれで対応しているため情報の共有がしづらい。【一般市】 など

○知識や経験、ノウハウ、情報の不足 (25件)

- ・専門的な知識を持った職員(人材)が不足しており、相談を受けても対応しきるだ けのスキルが不十分。【町】
- ・相談業務専従の職員がなく、他の地域福祉事業、介護保険事業と兼務している職員がほとんどある。そのため住まいの支援やあり方などを含め相談支援の専門性の低さ、知識経験の少なさに課題がある。【町】
- ・制度・地域の社会資源等の知識を熟知しておらず、職員間に対応の差がある。【村】 など

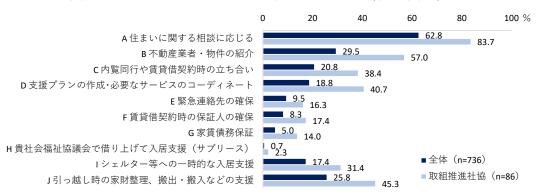
4) 入居前支援の実施状況

① 実施している支援メニュー

● 社協が実施している入居までの支援

社協が実施している入居までの支援メニューについては、「A 住まいに関する相談に応じる」が最も多く、全体では 62.8%、取組推進社協では 83.7%が実施している。次いで「B 不動産業者・物件の紹介」が多く、全体では 29.5%であるが、取組推進社協では 57.0%の実施割合である。なお、全般的に取組推進社協の実施割合が全体よりも高くなっている。

図表 2-3-21 実施している入居までの支援(複数回答)

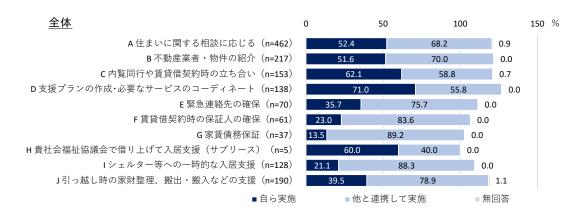


	全	中特政	_	町
	体	核別令	般	村
		市区市	市	
回答数	736	49	341	345
A 住まいに関する相談に応じる	62.8	85.7	71.3	51.0
B不動産業者・物件の紹介	29.5	57.1	40.2	15.1
C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	20.8	42.9	29.3	9.3
D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	18.8	44.9	27.3	6.7
E 緊急連絡先の確保	9.5	8.2	10.9	8.4
F賃貸借契約時の保証人の確保	8.3	4.1	10.0	7.2
G家賃債務保証	5.0	8.2	6.5	3.2
H 貴社会福祉協議会で借り上げて入居支援(サブリース)	0.7	0.0	1.5	0.0
I シェルター等への一時的な人居支援	17.4	26.5	22.3	11.3
J 引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援	25.8	40.8	32.0	17.7

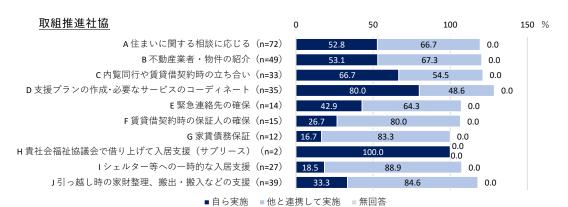
● 入居までの支援の実施方法

入居までの支援の実施方法について、「自ら実施」か「他と連携して実施」か聞いたところ(両方選択も可)、全体と取組推進社協ともに自ら実施している割合が高いのは「D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート」だった。全体と取組推進社協とで大きな回答の違いはみられないが(H サブリースは回答数が少ないので参考扱い)、取組推進社協が自ら実施している割合が、全体の割合と比べて高いのは、「D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート」と「E 緊急連絡先の確保」だった。

図表 2-3-22 支援の実施方法(複数回答)



図表 2-3-22 支援の実施方法(つづき)



【政令市・特別区・中核市】

	回答数	自ら実施	他と連携して実施	無回答
A 住まいに関する相談に応じる	42	66.7	69.0	0.0
B不動産業者・物件の紹介	28	57.1	64.3	0.0
C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	21	61.9	57.1	0.0
D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	22	86.4	40.9	0.0
E緊急連絡先の確保	4	75.0	25.0	0.0
F賃貸借契約時の保証人の確保	2	0.0	100.0	0.0
G 家賃債務保証	4	25.0	75.0	0.0
H 貴社会福祉協議会で借り上げて入居支援(サブリース)	0	•	-	-
I シェルター等への一時的な人居支援	13	46.2	69.2	0.0
J引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援	20	40.0	75.0	0.0

【一般市】

	回答数	自ら実施	他と連携し て実施	無回答
A 住まいに関する相談に応じる	243	61.7	63.8	0.4
B不動産業者・物件の紹介	137	55.5	72.3	0.0
C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	100	64.0	62.0	0.0
D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	93	73.1	57.0	0.0
E緊急連絡先の確保	37	37.8	81.1	0.0
F賃貸借契約時の保証人の確保	34	23.5	88.2	0.0
G家賃債務保証	22	9.1	90.9	0.0
H 貴社会福祉協議会で借り上げて入居支援(サブリース)	5	60.0	40.0	0.0
I シェルター等への一時的な人居支援	76	21.1	88.2	0.0
J引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援	109	44.0	78.9	1.8

【町村】

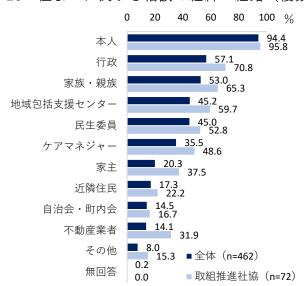
	回答数	自ら実施	他と連携し て実施	無回答
A 住まいに関する相談に応じる	176	36.4	73.9	1.7
B不動産業者・物件の紹介	52	38.5	67.3	0.0
C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	32	56.3	50.0	3.1
D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	23	47.8	65.2	0.0
E緊急連絡先の確保	29	27.6	75.9	0.0
F賃貸借契約時の保証人の確保	25	24.0	76.0	0.0
G 家賃債務保証	11	18.2	90.9	0.0
H 貴社会福祉協議会で借り上げて入居支援(サブリース)	0	-	-	-
I シェルター等への一時的な人居支援	39	12.8	94.9	0.0
J引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援	61	31.1	80.3	0.0

「A 住まいに関する相談に応じる」を選択した場合

● 住まいに関する相談

住まいに関する相談が社協に寄せられる経緯・経路は、「本人」が最も多く、次いで「行政」、「家族・親族」、「地域包括支援センター」と続く。この傾向は、全体と取組推進社協とで大きな違いはないが、「本人」以外では、取組推進社協の割合が高く、なかでも「不動産業者」(31.9%)の割合が比較的高い。

自治体規模別では、規模が大きいほど全般的に回答割合が高くなる傾向がみられ、 比較的大きな自治体では、様々なチャネルを通じて、社協に相談が寄せられることが わかる。



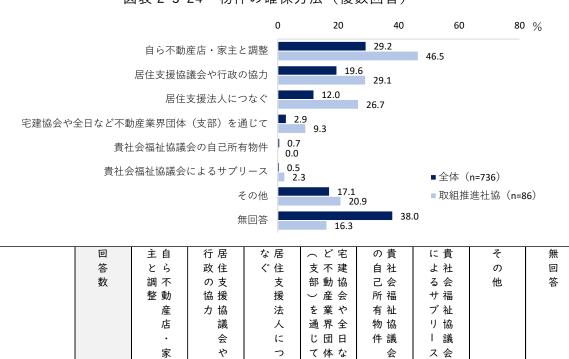
図表 2-3-23 住まいに関する相談の経緯・経路(複数回答)

	回 答 数	本人	行 政	族 家 族 · 親	ター 支援セン	民生委員	ジャーマネ
全体	462	94.4	57.1	53.0	45.2	45.0	35.5
政令市·特別区·中核市	42	97.6	71.4	71.4	71.4	57.1	1 54.8
一般市	243	97.5	60.9	54.7	45.7	44.9	34.6
町村	176	89.2	48.9	46.0	38.6	42.6	32.4

	家	民近	内会自	業不	そ	無
	主	隣	会・治	者動	の	回
		住	町	産	他	答
全体	20.3	17.3	14.5	14.1	8.0	0.2
政令市·特別区·中核市	45.2	1.0	1 26.2	1 42.9	14.3	0.0
一般市	26.3	16.0	15.2	16.5	9.5	0.4
町村	6.3	15.9	10.8	4.0	4.5	0.0

● 住宅・物件の確保方法

住宅・物件の確保方法は、全体と取組推進社協ともに「自ら不動産店・家主と調整」が最も多いが、取組推進社協のほうが「自ら不動産店・家主と調整」や「居住支援協議会や行政の協力」、「居住支援法人につなぐ」などの回答割合が高い。



12.0

36.7

15.8

4.6

0.7

0.0

0.6

0.9

6.1

3.5

1.7

0.5

0.0

0.9

0.3

17.1

8.2

17.3

18.3

38.0

18.4

32.0

46.7

図表 2-3-24 物件の確保方法(複数回答)

② 入居までの支援に関する今後の意向

29.2

53.1

37.8

17.4

19.6

24.5

18.8

19.7

736

341

345

49

入居までの支援に関する今後の方針や取組意向について、85 件の自由回答の内容を整理したところ、「他機関とのネットワークの構築」や「支援メニューの検討・再構築」などが挙げられた。

以下に、具体的な回答を例示する。

全体

町村

一般市

政令市·特別区·中核市

○他機関とのネットワーク構築 (37件)

- ・行政や居住支援協議会をはじめ、市内のネットワークがより構築されるよう連携を とっていきたい。【中核市】
- ・関係機関や居住支援法人、理解のある不動産業者と今後も連携して支援を行う。【特 別区】
- ・行政の市営住宅担当者や地域の不動産業者と連携する。【一般市】

- ・今後の方針としては居住支援協議会の設置を予定して、継続的にフォローしていく 予定。【一般市】
- ・地域ネットワーク会議等に不動産関係の方も入っていただき、入居にあたっての体制整備が取れればと考えている。【一般市】 など

○支援メニューの検討・再構築 (17件)

- ・居住支援の在り方を調査・研究し、今後の支援展開を協議・検討する。【一般市】
- ・居住の相談のみならず、本人の潜在化した生活課題に対し解決が図られるようアプローチしていく。【中核市】
- ・保証人や支援者がいないことで入居に困難を要する等の不利益を被る住民に対して の支援体制・サービスの創設を検討している。【村】
- ・住居が決まるまでの間、短期で入居できる施設を準備している。【一般市】 など

○社協内部の支援体制の拡充 (8件)

- ・社会福祉協議会に寄せられる住居支援関連の情報を整理しながら、相談に来る方に 対して適切な情報提供ができるよう支援体制を充実させていく。【町】
- ・包括支援センターに寄せられる高齢者の住まいの問題解決においては、センターの みの支援では難しいと感じている。体係的なところを整えていく必要があると思っ ている。【一般市】

5) 入居後支援の実施状況

① 実施している支援メニュー

● 社協が実施している入居後の支援

入居後の支援として実施している支援メニューは、「A 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付け等)」や「B 定期、または随時の訪問(見守り、声がけ)」、「G 金銭、財産管理」、「J 就労支援」などの実施割合が高い。

全般的に取組推進社協のほうが実施割合は高いが、特に「A 安否確認・緊急時対応 (緊急通報、駆け付け等)」と「B 定期、または随時の訪問(見守り、声がけ)」の実 施率は50%以上を占める。



図表 2-3-25 実施している入居後の支援(複数回答)

図表 2-3-25 実施している入居後の支援(つづき)

	全	中特政	-	町
	体	核別令	般	村
		市区市	市	
回答数	736	49	341	345
A 安否確認·緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	28.9	42.9	28.7	27.2
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	36.4	49.0	39.6	31.3
Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い	19.2	36.7	18.8	17.1
D買い物支援	19.8	36.7	19.4	18.0
E家事援助	19.0	32.7	19.1	17.1
F病院同行(入退院支援)	15.2	28.6	16.1	12.5
G金銭、財産管理	30.3	46.9	33.7	24.6
H 近隣との関係づくり、サロン等への参加	22.3	42.9	23.2	18.6
I 近隣や家主との間のトラブル対応	13.2	22.4	15.5	9.6
J 就労支援	27.0	44.9	33.4	18.3
K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等	7.9	18.4	9.4	4.9
L 家財処分·遺品整理	8.4	22.4	9.4	5.5
M 葬儀、納骨等	6.9	20.4	7.6	4.3

● 入居後の支援の実施方法

入居後の支援の実施方法について、全体と取組推進社協ともに「貴社協のみ実施」 の割合が高いのは「G 金銭、財産管理」で、「つないだ他機関のみ実施」の割合が高 いのは「D 買い物支援」や「E 家事援助」などであった。

<u>全体</u> 20% 40% 60% 80% 100% A 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど) (n=213) B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) (n=268) 4.5 1.5 Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い(n=141) D 買い物支援(n=146) 1.4 E 家事援助 (n=140) 1.4 F病院同行(入退院支援)(n=112) 7.1 1.8 G 金銭、財産管理(n=223) **3.6 3.6** H近隣との関係づくり、サロン等への参加 (n=164) I近隣や家主との間のトラブル対応(n=97) J 就労支援(n=199) 6.0 2.5 53.3 K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等 (n=58) 10.3 L 家財処分・遺品整理(n=62) M 葬儀、納骨等 (n=51) 5.9 ■他機関につなぐことが多い ■つないだ他機関のみ実施 ■貴社協のみ実施 ■貴社協自ら実施が多い 取組推進社協 40% 60% 80% 100% A 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど) (n=46) 4.3 2.2 B定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) (n=48) 2.1 0.0 Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い(n=24) D 買い物支援(n=26) E 家事援助 (n=23) 0.0 F病院同行(入退院支援)(n=21) 33.3 G 金銭、財産管理(n=40) 10.0 0.0 H近隣との関係づくり、サロン等への参加 (n=31) 6.5 0.0 I近隣や家主との間のトラブル対応(n=19) 5.3 J 就労支援(n=38) K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等 (n=18) L 家財処分・遺品整理(n=17) M 葬儀、納骨等(n=17) 0.0 ■貴社協のみ実施■貴社協自ら実施が多い■他機関につなぐことが多い■つないだ他機関のみ実施

図表 2-3-26 支援の実施方法(複数回答)

図表 2-3-26 支援の実施方法(つづき)

【政令市・特別区・中核市】

	回答数	貴社協の み実施	貴社協自ら 実施が多 い	他機関に つなぐこと が多い	つないだ他 機関のみ 実施	無回答
A 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	21	0.0	14.3	71.4	14.3	0.0
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	24	8.3	37.5	41.7	12.5	0.0
Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い	18	0.0	27.8	33.3	38.9	0.0
D買い物支援	18	0.0	16.7	44.4	38.9	0.0
E家事援助	16	0.0	18.8	50.0	31.3	0.0
F病院同行(入退院支援)	14	0.0	35.7	35.7	28.6	0.0
G金銭、財産管理	23	26.1	56.5	8.7	8.7	0.0
H 近隣との関係づくり、サロン等への参加	21	4.8	42.9	42.9	9.5	0.0
I 近隣や家主との間のトラブル対応	1.1	18.2	54.5	27.3	0.0	0.0
J就労支援	22	0.0	31.8	59.1	9.1	0.0
K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等	9	0.0	22.2	44.4	33.3	0.0
L 家財処分·遺品整理	11	0.0	18.2	54.5	18.2	9.1
M 葬儀、納骨等	10	0.0	10.0	50.0	30.0	10.0

【一般市】

	回答数	貴社協の み実施	貴社協自ら 実施が多 い	他機関に つなぐこと が多い	つないだ他 機関のみ 実施	無回答
A 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	98	8.2	40.8	46.9	2.0	2.0
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	135	8.1	43.7	40.7	5.2	2.2
Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い	64	7.8	23.4	54.7	12.5	1.6
D買い物支援	66	3.0	16.7	50.0	28.8	1.5
E家事援助	65	3.1	9.2	53.8	32.3	1.5
F病院同行(入退院支援)	55	0.0	29.1	65.5	3.6	1.8
G金銭、財産管理	115	33.0	41.7	15.7	5.2	4.3
H 近隣との関係づくり、サロン等への参加	79	7.6	55.7	29.1	2.5	5.1
I 近隣や家主との間のトラブル対応	53	3.8	52.8	41.5	0.0	1.9
J就労支援	114	12.3	33.3	49.1	1.8	3.5
K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等	32	9.4	28.1	40.6	18.8	3.1
L 家財処分·遺品整理	32	6.3	18.8	53.1	18.8	3.1
M 葬儀、納骨等	26	15.4	7.7	50.0	26.9	0.0

【町村】

	回答数	貴社協の み実施	貴社協自ら 実施が多 い	他機関に つなぐこと が多い	つないだ他 機関のみ 実施	無回答
A 安否確認·緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	94	7.4	44.7	40.4	7.4	0.0
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	108	18.5	50.9	27.8	1.9	0.9
Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い	59	25.4	33.9	27.1	11.9	1.7
D買い物支援	62	22.6	30.6	25.8	19.4	1.6
E家事援助	59	22.0	33.9	22.0	20.3	1.7
F病院同行(入退院支援)	43	30.2	39.5	23.3	4.7	2.3
G金銭、財産管理	85	30.6	56.5	9.4	0.0	3.5
H 近隣との関係づくり、サロン等への参加	64	17.2	56.3	18.8	0.0	7.8
I 近隣や家主との間のトラブル対応	33	9.1	63.6	18.2	3.0	6.1
J就労支援	63	6.3	20.6	58.7	12.7	1.6
K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等	17	17.6	29.4	29.4	17.6	5.9
L 家財処分·遺品整理	19	15.8	10.5	47.4	21.1	5.3
M 葬儀、納骨等	15	13.3	13.3	40.0	20.0	13.3

② 他機関との連携している場合の連携先

● 他機関との連携状況

入居後の支援を社会福祉協議会のみで実施するのではなく、他機関と連携して実施している場合、具体的な連携先は以下のとおりである(以下、参考まで全体の単純集計結果のみ掲載)。

なお、現在、連携している民間営利セクターとして比較的多く挙げられたのは、「緊急通報システム会社」や「配食サービス」(A 安否確認や B 見守り)、「スーパーやショッピングセンター等の小売店」(D 買い物支援)、「弁護士・司法書士等の士業」(G 金銭管理、I トラブル対応、K 死後事務委任)などであった。

図表 2-3-27 他機関との連携状況 - 全体の集計結果(複数回答)

	A 安否確認・緊急時対応 B 定期、ま			は随時の訪問	C ゴミ出し、電球交換、草		
	(緊急通報、駆け付けなど)		(見守り、声かけ)		取りなどの手伝い		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
行政住宅部局	14	8.3	6	3.2	1	1.0	
行政福祉部局	78	46.2	49	26.3	11	11.5	
地域包括支援センター	106	62.7	105	56.5	19	19.8	
基幹相談支援センター	22	13.0	28	15.1	7	7.3	
自立相談支援機関	31	18.3	33	17.7	6	6.3	
福祉事務所	50	29.6	41	22.0	2	2.1	
都道府県居住支援協議会	2	1.2	0	0.0	0	0.0	
市区町村居住支援協議会	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労関係	1	0.6	2	1.1	0	0.0	
法テラスなど司法関係	3	1.8	1	0.5	0	0.0	
上記以外の公的セクター	4	2.4	1	0.5	3	3.1	
都道府県社会福祉協議会	3	1.8	2	1.1	1	1.0	
他の市区町村社会福祉協議会	5	3.0	4	2.2	3	3.1	
医療機関	10	5.9	12	6.5	0	0.0	
福祉サービス事業所	47	27.8	40	21.5	30	31.3	
不動産業界団体	3	1.8	1	0.5	0	0.0	
生活協同組合	1	0.6	3	1.6	8	8.3	
シルバー人材センター	1	0.6	1	0.5	40	41.7	
上記以外の民間非営利セクター	2	1.2	5	2.7	7	7.3	
不動産会社(大家含む)	12	7.1	8	4.3	2	2.1	
緊急通報システム提供会社	25	14.8	7	3.8	0	0.0	
IOT機器等を提供するテクノロジー関係企業	1	0.6	0	0.0	0	0.0	
金融機関	3	1.8	0	0.0	0	0.0	
電気・ガス等のインフラ関係	8	4.7	10	5.4	0	0.0	
郵便・新聞・宅配等の配達関係	10	5.9	14	7.5	0	0.0	
配食サービス	27	16.0	39	21.0	1	1.0	
スーパーやショッピングセンター等の小売店	1	0.6	0	0.0	0	0.0	
弁護士・司法書士等の士業	2	1.2	1	0.5	0	0.0	
上記以外の民間営利セクター	4	2.4	5	2.7	5	5.2	
自治会等住民組織	44	26.0	56	30.1	25	26.0	
民生委員	84	49.7	119	64.0	22	22.9	
マンション管理組合	3	1.8	4	2.2	1	1.0	
地域のボランティアグループ	16	9.5	30	16.1	36	37.5	
上記以外のボランタリーセクター	1	0.6	3	1.6	4	4.2	
合計	169	100.0	186	100.0	96	100.0	

図表 2-3-27 他機関との連携状況(つづき)

	D 買い体	勿支援	E 家事	援助	F 病院同行(入退院支援)		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
行政住宅部局	1	1.0	1	1.0	0	0.0	
行政福祉部局	9	8.6	10	9.9	15	18.3	
地域包括支援センター	31	29.5	31	30.7	41	50.0	
基幹相談支援センター	12	11.4	14	13.9	20	24.4	
自立相談支援機関	7	6.7	7	6.9	11	13.4	
福祉事務所	1	1.0	2	2.0	9	11.0	
都道府県居住支援協議会	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
市区町村居住支援協議会	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労関係	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
法テラスなど司法関係	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
上記以外の公的セクター	2	1.9	2	2.0	2	2.4	
都道府県社会福祉協議会	2	1.9	1	1.0	1	1.2	
他の市区町村社会福祉協議会	3	2.9	2	2.0	2	2.4	
医療機関	0	0.0	0	0.0	13	15.9	
福祉サービス事業所	57	54.3	67	66.3	44	53.7	
不動産業界団体	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
生活協同組合	14	13.3	7	6.9	2	2.4	
シルバー人材センター	15	14.3	18	17.8	5	6.1	
上記以外の民間非営利セクター	6	5.7	8	7.9	7	8.5	
不動産会社(大家含む)	1	1.0	1	1.0	1	1.2	
緊急通報システム提供会社	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
IOT機器等を提供するテクノロジ−関係企業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
金融機関	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
電気・ガス等のインフラ関係	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
郵便・新聞・宅配等の配達関係	2	1.9	0	0.0	0	0.0	
配食サービス	5	4.8	4	4.0	0	0.0	
スーパーやショッピングセンター等の小売店	17	16.2	1	1.0	0	0.0	
弁護士・司法書士等の士業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
上記以外の民間営利セクター	11	10.5	8	7.9	7	8.5	
自治会等住民組織	15	14.3	10	9.9	4	4.9	
民生委員	11	10.5	7	6.9	4	4.9	
マンション管理組合	1	1.0	1	1.0	1	1.2	
地域のボランティアグループ	22	21.0	21	20.8	12	14.6	
上記以外のボランタリーセクター	5	4.8	4	4.0	2	2.4	
合計	105	100.0	101	100.0	82	100.0	

図表 2-3-27 他機関との連携状況(つづき)

	G 金銭、貝	才産管理	H 近隣との関 ン等への		I 近隣や家主との間のトラブ ル対応		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
行政住宅部局	2	2.2	2	1.9	12	17.6	
行政福祉部局	18	19.6	19	18.3	23	33.8	
地域包括支援センター	26	28.3	42	40.4	26	38.2	
基幹相談支援センター	7	7.6	8	7.7	13	19.1	
自立相談支援機関	18	19.6	3	2.9	7	10.3	
福祉事務所	23	25.0	2	1.9	11	16.2	
都道府県居住支援協議会	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
市区町村居住支援協議会	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労関係	1	1.1	0	0.0	0	0.0	
法テラスなど司法関係	17	18.5	0	0.0	11	16.2	
上記以外の公的セクター	3	3.3	0	0.0	5	7.4	
都道府県社会福祉協議会	22	23.9	1	1.0	2	2.9	
他の市区町村社会福祉協議会	11	12.0	4	3.8	3	4.4	
医療機関	3	3.3	0	0.0	2	2.9	
福祉サービス事業所	15	16.3	6	5.8	9	13.2	
不動産業界団体	0	0.0	0	0.0	2	2.9	
生活協同組合	0	0.0	2	1.9	0	0.0	
シルバー人材センター	2	2.2	2	1.9	0	0.0	
上記以外の民間非営利セクター	7	7.6	1	1.0	1	1.5	
不動産会社(大家含む)	2	2.2	1	1.0	14	20.6	
緊急通報システム提供会社	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
IOT機器等を提供するテクノロジー関係企業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
金融機関	12	13.0	1	1.0	0	0.0	
電気・ガス等のインフラ関係	2	2.2	0	0.0	0	0.0	
郵便・新聞・宅配等の配達関係	0	0.0	1	1.0	0	0.0	
配食サービス	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
スーパーやショッピングセンター等の小売店	0	0.0	1	1.0	0	0.0	
弁護士・司法書士等の士業	31	33.7	0	0.0	13	19.1	
上記以外の民間営利セクター	3	3.3	0	0.0	0	0.0	
自治会等住民組織	0	0.0	62	59.6	26	38.2	
民生委員	3	3.3	69	66.3	37	54.4	
マンション管理組合	0	0.0	4	3.8	6	8.8	
地域のボランティアグループ	1	1.1	42	40.4	3	4.4	
上記以外のボランタリーセクター	0	0.0	2	1.9	0	0.0	
合計	92	100.0	104	100.0	68	100.0	

図表 2-3-27 他機関との連携状況(つづき)

	〕就労	支援	K 死後事務委 諸手続、関係	· 者への連絡)	L 家財処分	・遺品整理
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
行政住宅部局	2	1.3	1	2.6	6	13.6
行政福祉部局	19	12.1	14	36.8	12	27.3
地域包括支援センター	8	5.1	14	36.8	16	36.4
基幹相談支援センター	14	8.9	4	10.5	6	13.6
自立相談支援機関	64	40.8	5	13.2	7	15.9
福祉事務所	28	17.8	16	42.1	18	40.9
都道府県居住支援協議会	0	0.0	0	0.0	0	0.0
市区町村居住支援協議会	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労関係	122	77.7	1	2.6	0	0.0
法テラスなど司法関係	2	1.3	12	31.6	7	15.9
上記以外の公的セクター	4	2.5	1	2.6	0	0.0
都道府県社会福祉協議会	7	4.5	2	5.3	3	6.8
他の市区町村社会福祉協議会	2	1.3	1	2.6	1	2.3
医療機関	3	1.9	5	13.2	0	0.0
福祉サービス事業所	21	13.4	6	15.8	2	4.5
不動産業界団体	0	0.0	0	0.0	0	0.0
生活協同組合	1	0.6	0	0.0	0	0.0
シルバー人材センター	12	7.6	1	2.6	3	6.8
上記以外の民間非営利セクター	7	4.5	3	7.9	5	11.4
不動産会社(大家含む)	2	1.3	5	13.2	6	13.6
緊急通報システム提供会社	0	0.0	0	0.0	0	0.0
IOT機器等を提供するテクノロジー関係企業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
金融機関	0	0.0	2	5.3	0	0.0
電気・ガス等のインフラ関係	0	0.0	2	5.3	0	0.0
郵便・新聞・宅配等の配達関係	0	0.0	1	2.6	0	0.0
配食サービス	0	0.0	2	5.3	0	0.0
スーパーやショッピングセンター等の小売店	0	0.0	0	0.0	0	0.0
弁護士・司法書士等の士業	1	0.6	21	55.3	8	18.2
上記以外の民間営利セクター	3	1.9	3	7.9	19	43.2
自治会等住民組織	1	0.6	2	5.3	3	6.8
民生委員	5	3.2	4	10.5	4	9.1
マンション管理組合	1	0.6	1	2.6	1	2.3
地域のボランティアグループ	0	0.0	0	0.0	2	4.5
上記以外のボランタリーセクター	1	0.6	0	0.0	1	2.3
合計	157	100.0	38	100.0	44	100.0

図表 2-3-27 他機関との連携状況(つづき)

				M 葬儀、	納骨等
				回答数	%
			行政住宅部局	1	2.9
			行政福祉部局	14	41.2
			地域包括支援センター	10	29.4
公			基幹相談支援センター	4	11.8
公的セクター			自立相談支援機関	3	8.8
セ	\dashv		福祉事務所	16	47.1
2			都道府県居住支援協議会	0	0.0
ター			市区町村居住支援協議会	0	0.0
'			ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労関係	0	0.0
			法テラスなど司法関係	2	5.9
	Į		上記以外の公的セクター	1	2.9
民			都道府県社会福祉協議会	1	2.9
閲			他の市区町村社会福祉協議会	1	2.9
民間非営利セクター			医療機関	1	2.9
呂			福祉サービス事業所	1	2.9
力			不動産業界団体	0	0.0
ク			生活協同組合	0	0.0
タ			シルバー人材センター	0	0.0
ı	Ĺ		上記以外の民間非営利セクター	2	5.9
_			不動産会社(大家含む)	1	2.9
片			緊急通報システム提供会社	0	0.0
当			IOT機器等を提供するテクノロジー関係企業	0	0.0
民間営利セクター			金融機関	0	0.0
セ	\dashv		電気・ガス等のインフラ関係	0	0.0
ク			郵便・新聞・宅配等の配達関係	0	0.0
ター			配食サービス	0	0.0
ı			スーパーやショッピングセンター等の小売店	0	0.0
			弁護士・司法書士等の士業	5	14.7
ボ	Ĺ		上記以外の民間営利セクター	15	44.1
ラ			自治会等住民組織	4	11.8
クタ			民生委員	5	14.7
íj			マンション管理組合	0	0.0
ボランタリーセクター			地域のボランティアグループ	0	0.0
セ	Į	_	上記以外のボランタリーセクター	1	2.9
2			合計	34	100.0
-y					

※次ページでは、上記の4セクターにまとめて全体と取組推進社協とで集計した。

入居後の支援を他機関と連携して実施している場合、取組推進社協において公的 セクターとの連携が多いのは「J 就労支援」や「K 死後事務委任(行政への諸手続き、 関係者への連絡)等」だった。

同様に民間非営利セクターとの連携が多いのは、「C ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い」や「F 病院同行(入退院支援)」だった。

民間営利セクターとの連携が多いのは、「K 死後事務委任(行政への諸手続き、関係者への連絡)等」や「L 家財処分・遺品整理」、「M 葬儀、納骨等」だった。

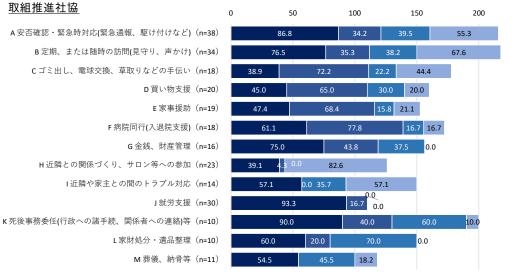
最後に、ボランタリーセクターとの連携が多いのは「H 近隣との関係づくり、サロン等への参加」だった。

全体 200 250 % A 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど) (n=169) B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) (n=186) Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い (n=96) D 買い物支援 (n=105) E 家事援助 (n=101) F病院同行(入退院支援) (n=82) 9.8 19.5 G 金銭、財産管理 (n=92) H 近隣との関係づくり、サロン等への参加 (n=104) I近隣や家主との間のトラブル対応(n=68) J 就労支援(n=157) K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等 (n=38) L家財処分・遺品整理(n=44) M 葬儀、納骨等(n=34)

図表 2-3-28 他機関との連携状況(複数回答)



250 %



■公的セクター ■民間非営利セクター ■民間営利セクター ■ボランタリーセクター

図表 2-3-28 他機関との連携状況(つづき)

【政令市・特別区・中核市】

	合計	公的セク ター	民間非営 利セクター	民間営利セクター	ボランタ リーセク ター
A 安否確認·緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	11	81.8	36.4	54.5	36.4
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	10	80.0	30.0	50.0	70.0
Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い	6	50.0	66.7	33.3	16.7
D買い物支援	7	42.9	71.4	28.6	0.0
E家事援助	6	50.0	66.7	33.3	0.0
F病院同行(入退院支援)	6	66.7	66.7	33.3	0.0
G金銭、財産管理	3	100.0	66.7	66.7	0.0
H 近隣との関係づくり、サロン等への参加	8	50.0	0.0	0.0	75.0
I 近隣や家主との間のトラブル対応	4	25.0	0.0	75.0	50.0
J 就労支援	12	100.0	8.3	0.0	0.0
K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等	3	66.7	33.3	66.7	33.3
L 家財処分·遺品整理	3	66.7	0.0	66.7	0.0
M 葬儀、納骨等	4	75.0	0.0	25.0	0.0

【一般市】

	合計	公的セク ター	民間非営 利セクター	民間営利セクター	ボランタ リーセク ター
A 安否確認·緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	14	78.6	42.9	42.9	71.4
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	13	76.9	38.5	38.5	69.2
Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い	8	37.5	75.0	25.0	75.0
D買い物支援	8	50.0	75.0	25.0	50.0
E 家事援助	8	50.0	75.0	12.5	50.0
F病院同行(入退院支援)	8	62.5	87.5	12.5	37.5
G金銭、財産管理	9	66.7	44.4	22.2	0.0
H 近隣との関係づくり、サロン等への参加	9	44.4	11.1	0.0	88.9
I 近隣や家主との間のトラブル対応	7	85.7	0.0	14.3	57.1
J 就労支援	1.1	100.0	9.1	0.0	0.0
K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等	6	100.0	33.3	66.7	0.0
L 家財処分·遺品整理	6	50.0	16.7	66.7	0.0
M 葬儀、納骨等	6	33.3	0.0	50.0	33.3

【町村】

	合計	公的セク ター	民間非営 利セクター	民間営利セクター	ボランタ リーセク ター
A 安否確認·緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	13	100.0	23.1	23.1	53.8
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	1.1	72.7	36.4	27.3	63.6
Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い	4	25.0	75.0	0.0	25.0
D買い物支援	5	40.0	40.0	40.0	0.0
E 家事援助	5	40.0	60.0	0.0	0.0
F病院同行(入退院支援)	4	50.0	75.0	0.0	0.0
G金銭、財産管理	4	75.0	25.0	50.0	0.0
H 近隣との関係づくり、サロン等への参加	6	16.7	0.0	0.0	83.3
I 近隣や家主との間のトラブル対応	3	33.3	0.0	33.3	66.7
J 就労支援	7	71.4	42.9	0.0	0.0
K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等		100.0	100.0	0.0	0.0
L 家財処分·遺品整理		100.0	100.0	100.0	0.0
M 葬儀、納骨等	1	100.0	0.0	100.0	0.0

● 今後連携を進めていきたい連携先

今後、連携を進めていきたい連携先(調査票上の通し番号で④番)と、その連携先は資源として地域にあるか・把握しているか(調査票上の通し番号で⑤番)を質問した。以下に参考まで、全体の単純集計結果のみ掲載する。

- ※「④連携を進めていきたい連携先」の%の母数は回答者数 (736件)、
 - 「⑤地域資源として無いもの」の%の母数は④の回答数で除して算出した。

図表 2-3-29 連携を進めていきたい連携先と地域資源として無いもの(複数回答)

	A 安否確認	·緊急時対応	(緊急通報、駆	[け付けなど]	B 定期、	、または随時の	訪問(見守り、戸	与かけ)
	④連携を進め	けいきたい連	⑤うち、地域資	資源として無い	④連携を進め	ていきたい連	⑤うち、地域資	源として無い
	携	先	も	の	携	先	5 0	D
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
行政住宅部局	18	2.4	0	0.0	14	1.9	0	0.0
行政福祉部局	21	2.9	1	4.8	14	1.9	1	7.1
地域包括支援センター	17	2.3	0	0.0	19	2.6	0	0.0
基幹相談支援センター	10	1.4	1	10.0	5	0.7	0	0.0
自立相談支援機関	9	1.2		0.0	5	0.7	0	0.0
福祉事務所	19	2.6		0.0	8	1.1	0	0.0
都道府県居住支援協議会	8	1.1	6	75.0	5	0.7	3	60.0
市区町村居住支援協議会	21	2.9	19	90.5	13	1.8	11	84.6
ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労関係	2	0.3	0	0.0	1	0.1	0	0.0
法テラスなど司法関係	3	0.4	_	33.3	2	0.3	1	50.0
上記以外の公的セクター	2	0.3		50.0	0	0.0	0	-
都道府県社会福祉協議会	0	0.0		-	0	0.0	0	-
他の市区町村社会福祉協議会	0	0.0	_	-	0	0.0	0	-
医療機関	9	1.2	0	0.0	5	0.7	0	0.0
福祉サービス事業所	14	1.9	2	14.3	16	2.2	1	6.3
不動産業界団体	7	1.0	4	57.1	7	1.0	3	42.9
生活協同組合	10	1.4	0	0.0	10	1.4	0	0.0
シルバー人材センター	5	0.7	1	20.0	4	0.5	0	0.0
上記以外の民間非営利セクター	2	0.3	0	0.0	3	0.4	1	33.3
不動産会社(大家含む)	21	2.9	2	9.5	19	2.6	1	5.3
緊急通報システム提供会社	31	4.2	8	25.8	10	1.4	2	20.0
IOT機器等を提供するテクノロジー関係企業	15	2.0	11	73.3	12	1.6	7	58.3
金融機関	5	0.7	0	0.0	5	0.7	0	0.0
電気・ガス等のインフラ関係	24	3.3	0	0.0	31	4.2	0	0.0
郵便・新聞・宅配等の配達関係	35	4.8	1	2.9	52	7.1	1	1.9
配食サービス	9	1.2	1	11.1	21	2.9	0	0.0
スーパーやショッピングセンター等の小売店	7	1.0	_	14.3	15	2.0	1	6.7
弁護士・司法書士等の士業	2	0.3		50.0	1	0.1	0	0.0
上記以外の民間営利セクター	2	0.3	1	50.0	2	0.3	1	50.0
自治会等住民組織	32	4.3	2	6.3	47	6.4	2	4.3
民生委員	31	4.2	0	0.0	45	6.1	0	0.0
マンション管理組合	10	1.4	_	30.0	12	1.6	2	16.7
地域のボランティアグループ	20	2.7	2	10.0	33	4.5	3	9.1
上記以外のボランタリーセクター	2	0.3	2	100.0	7	1.0	4	57.1
合計	736	100.0	-	-	736	100.0	-	-

図表 2-3-29 連携を進めていきたい連携先と地域資源として無いもの(つづき)

	C ゴミ出	:し、電球交換	ぬ、草取りなどの	手伝い		D 買い	物支援	
	④連携を進め	ていきたい連	⑤うち、地域資	資源として無い	④連携を進め	りていきたい連	⑤うち、地域資	憂源として無い
	携统	ŧ	ŧ	の	携	先	5 0	D
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
行政住宅部局	3	0.4	0	0.0	1	0.1	0	0.0
行政福祉部局	8	1.1	1	12.5	5	0.7	1	20.0
地域包括支援センター	5	0.7	0	0.0	6	0.8	0	0.0
基幹相談支援センター	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0
自立相談支援機関	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0
福祉事務所	0	0.0	0	ı	0	0.0	0	-
都道府県居住支援協議会	1	0.1	1	100.0	0	0.0	0	-
市区町村居住支援協議会	5	0.7	4	80.0	1	0.1	1	100.0
ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労関係	0	0.0	0	ı	0	0.0	0	-
法テラスなど司法関係	1	0.1	1	100.0	0	0.0	0	-
上記以外の公的セクター	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	-
都道府県社会福祉協議会	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-
他の市区町村社会福祉協議会	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-
医療機関	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-
福祉サービス事業所	11	1.5	0	0.0	20	2.7	1	5.0
不動産業界団体	2	0.3	1	50.0	0	0.0	0	-
生活協同組合	6	0.8	0	0.0	34	4.6	2	5.9
シルバー人材センター	26	3.5	1	3.8	15	2.0	1	6.7
上記以外の民間非営利セクター	5	0.7	1	20.0	4	0.5	0	0.0
不動産会社(大家含む)	3	0.4	0	0.0	1	0.1	0	0.0
緊急通報システム提供会社	1	0.1	1	100.0	0	0.0	0	-
IOT機器等を提供するテクノロジー関係企業	2	0.3	2	100.0	4	0.5	2	50.0
金融機関	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	-
電気・ガス等のインフラ関係	2	0.3	0	0.0	0	0.0	0	-
郵便・新聞・宅配等の配達関係	1	0.1	0	0.0	3	0.4	0	0.0
配食サービス	3	0.4	1	33.3	12	1.6	1	8.3
スーパーやショッピングセンター等の小売店	1	0.1	0	0.0	35	4.8	0	0.0
弁護士・司法書士等の士業	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-
上記以外の民間営利セクター	3	0.4	0	0.0	7	1.0	3	42.9
自治会等住民組織	30	4.1	1	3.3	19	2.6	2	10.5
民生委員	9	1.2	0	0.0	4	0.5	0	0.0
マンション管理組合	8	1.1	1	12.5	6	0.8	2	33.3
地域のボランティアグループ	52	7.1	8	15.4	38	5.2	10	26.3
上記以外のボランタリーセクター	10	1.4	3	30.0	11	1.5	3	27.3
合計	736	100.0	-	-	736	100.0	-	-

図表 2-3-29 連携を進めていきたい連携先と地域資源として無いもの(つづき)

		E 家事	事援助		F 病院同行(入退院支援)				
	④連携を進め	ていきたい連	⑤うち、地域資	資源として無い	④連携を進め	ていきたい連	⑤うち、地域資	源として無い	
	携统	ŧ	も	の	携	先	5 0	D	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
行政住宅部局	2	0.3	0	0.0	2	0.3	0	0.0	
行政福祉部局	3	0.4	1	33.3	11	1.5	1	9.1	
地域包括支援センター	5	0.7	0	0.0	15	2.0	0	0.0	
基幹相談支援センター	1	0.1	0	0.0	5	0.7	0	0.0	
自立相談支援機関	1	0.1	0	0.0	4	0.5	0	0.0	
福祉事務所	0	0.0	0	ı	4	0.5	0	0.0	
都道府県居住支援協議会	0	0.0	0	ı	0	0.0	0	-	
市区町村居住支援協議会	1	0.1	1	100.0	1	0.1	1	100.0	
ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労関係	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-	
法テラスなど司法関係	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-	
上記以外の公的セクター	0	0.0	0	1	0	0.0	0	-	
都道府県社会福祉協議会	0	0.0	0	ı	0	0.0	0	-	
他の市区町村社会福祉協議会	0	0.0	0	ı	0	0.0	0	-	
医療機関	0	0.0	0	ı	9	1.2	1	11.1	
福祉サービス事業所	29	3.9	1	3.4	17	2.3	1	5.9	
不動産業界団体	1	0.1	1	100.0	0	0.0	0	-	
生活協同組合	12	1.6	1	8.3	6	0.8	0	0.0	
シルバー人材センター	16	2.2	0	0.0	9	1.2	1	11.1	
上記以外の民間非営利セクター	6	0.8	1	16.7	5	0.7	2	40.0	
不動産会社(大家含む)	1	0.1	0	0.0	2	0.3	0	0.0	
緊急通報システム提供会社	0	0.0	0	ı	1	0.1	0	0.0	
IOT機器等を提供するテクノロジー関係企業	0	0.0	0	ı	1	0.1	0	0.0	
金融機関	0	0.0	0	ı	0	0.0	0	-	
電気・ガス等のインフラ関係	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	-	
郵便・新聞・宅配等の配達関係	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	-	
配食サービス	6	0.8	0	0.0	0	0.0	0	-	
スーパーやショッピングセンター等の小売店	2	0.3	0	0.0	0	0.0	0	-	
弁護士・司法書士等の士業	0	0.0	0	ı	0	0.0	0	-	
上記以外の民間営利セクター	2	0.3	1	50.0	7	1.0	1	14.3	
自治会等住民組織	10	1.4	1	10.0	3	0.4	0	0.0	
民生委員	5	0.7	0	0.0	6	0.8	0	0.0	
マンション管理組合	4	0.5	0	0.0	1	0.1	0	0.0	
地域のボランティアグループ	27	3.7	3	11.1	15	2.0	2	13.3	
上記以外のボランタリーセクター	10	1.4	2	20.0	9	1.2	1	11.1	
合計	736	100.0	-	-	736	100.0	-	-	

図表 2-3-29 連携を進めていきたい連携先と地域資源として無いもの(つづき)

		G 金銭、	財産管理		H 近隣との関係づくり、サロン等への参加				
	④連携を進め	ていきたい連	⑤うち、地域資	資源として無い	④連携を進め	ていきたい連	⑤うち、地域資	源として無い	
	携	先	ŧ	の	携	先	₺ 0)	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
行政住宅部局	1	0.1	0	0.0	2	0.3	0	0.0	
行政福祉部局	9	1.2	1	11.1	7	1.0	0	0.0	
地域包括支援センター	7	1.0	0	0.0	10	1.4	0	0.0	
基幹相談支援センター	3	0.4	1	33.3	3	0.4	0	0.0	
自立相談支援機関	4	0.5	0	0.0	3	0.4	0	0.0	
福祉事務所	2	0.3	1	50.0	2	0.3	0	0.0	
都道府県居住支援協議会	2	0.3	1	50.0	0	0.0	0	-	
市区町村居住支援協議会	4	0.5	3	75.0	1	0.1	0	0.0	
ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労関係	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	-	
法テラスなど司法関係	23	3.1	5	21.7	0	0.0	0	-	
上記以外の公的セクター	5	0.7	1	20.0	1	0.1	0	0.0	
都道府県社会福祉協議会	6	0.8	0	0.0	0	0.0	0	-	
他の市区町村社会福祉協議会	4	0.5	0	0.0	4	0.5	0	0.0	
医療機関	0	0.0	0	-	1	0.1	0	0.0	
福祉サービス事業所	2	0.3	1	50.0	4	0.5	0	0.0	
不動産業界団体	1	0.1	1	100.0	0	0.0	0	-	
生活協同組合	0	0.0	0	-	1	0.1	0	0.0	
シルバー人材センター	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	-	
上記以外の民間非営利セクター	4	0.5	0	0.0	2	0.3	1	50.0	
不動産会社 (大家含む)	1	0.1	1	100.0	1	0.1	0	0.0	
緊急通報システム提供会社	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-	
IOT機器等を提供するテクノロジー関係企業	3	0.4	1	33.3	2	0.3	1	50.0	
金融機関	19	2.6	1	5.3	1	0.1	0	0.0	
電気・ガス等のインフラ関係	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	-	
郵便・新聞・宅配等の配達関係	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-	
配食サービス	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-	
スーパーやショッピングセンター等の小売店	1	0.1	0	0.0	4	0.5	0	0.0	
弁護士・司法書士等の士業	25	3.4	3	12.0	0	0.0	0	-	
上記以外の民間営利セクター	4	0.5	1	25.0	6	0.8	1	16.7	
自治会等住民組織	0	0.0	0	-	39	5.3	0	0.0	
民生委員	1	0.1	0	0.0	33	4.5	0	0.0	
マンション管理組合	1	0.1	1	100.0	6	0.8	0	0.0	
地域のボランティアグループ	2	0.3	0	0.0	36	4.9	1	2.8	
上記以外のボランタリーセクター	0	0.0	0	-	11	1.5	1	9.1	
合計	736	100.0	-	-	736	100.0	-	-	

図表 2-3-29 連携を進めていきたい連携先と地域資源として無いもの(つづき)

	I 近	丘隣や家主との	間のトラブル対	応	J 就労支援			
	④連携を進め	ていきたい連	⑤うち、地域資	資源として無い	④連携を進め	ていきたい連	⑤うち、地域資	 源として無い
	携	先	ŧ	の	携先		も	の
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
行政住宅部局	8	1.1	0	0.0	2	0.3	1	50.0
行政福祉部局	9	1.2	0	0.0	9	1.2	0	0.0
地域包括支援センター	6	0.8	0	0.0	2	0.3	0	0.0
基幹相談支援センター	5	0.7	0	0.0	2	0.3	0	0.0
自立相談支援機関	3	0.4	0	0.0	18	2.4	2	11.1
福祉事務所	5	0.7	0	0.0	10	1.4	1	10.0
都道府県居住支援協議会	3	0.4	1	33.3	1	0.1	0	0.0
市区町村居住支援協議会	4	0.5	1	25.0	1	0.1	1	100.0
ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労関係	1	0.1	0	0.0	45	6.1	3	6.7
法テラスなど司法関係	16	2.2	2	12.5	2	0.3	1	50.0
上記以外の公的セクター	2	0.3	0	0.0	1	0.1	0	0.0
都道府県社会福祉協議会	0	0.0	0	ı	0	0.0	0	-
他の市区町村社会福祉協議会	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	-
医療機関	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0
福祉サービス事業所	1	0.1	0	0.0	5	0.7	1	20.0
不動産業界団体	11	1.5	1	9.1	1	0.1	0	0.0
生活協同組合	0	0.0	0	-	1	0.1	0	0.0
シルバー人材センター	0	0.0	0	-	12	1.6	1	8.3
上記以外の民間非営利セクター	2	0.3	0	0.0	8	1.1	0	0.0
不動産会社(大家含む)	20	2.7	0	0.0	1	0.1	0	0.0
緊急通報システム提供会社	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	-
IOT機器等を提供するテクノロジー関係企業	0	0.0	0	ı	1	0.1	0	0.0
金融機関	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0
電気・ガス等のインフラ関係	0	0.0	0	ı	1	0.1	0	0.0
郵便・新聞・宅配等の配達関係	0	0.0	0	ı	1	0.1	0	0.0
配食サービス	0	0.0	0	ı	1	0.1	0	0.0
スーパーやショッピングセンター等の小売店	0	0.0	0	-	3	0.4	0	0.0
弁護士・司法書士等の士業	22	3.0	2	9.1	1	0.1	0	0.0
上記以外の民間営利セクター	1	0.1	0	0.0	12	1.6	1	8.3
自治会等住民組織	22	3.0	1	4.5	3	0.4	1	33.3
民生委員	11	1.5	0	0.0	1	0.1	1	100.0
マンション管理組合	7	1.0	0	0.0	0	0.0	0	-
地域のボランティアグループ	0	0.0	0	-	2	0.3	1	50.0
上記以外のボランタリーセクター	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	-
合計	736	100.0	-	-	736	100.0	-	-

図表 2-3-29 連携を進めていきたい連携先と地域資源として無いもの(つづき)

	K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等				L 家財処分・遺品整理			
			⑤うち、地域資					
	携统		ŧ		携		ŧ0	-
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
行政住宅部局	7	1.0	_	0.0	9	1.2	0	0.0
行政福祉部局	25	3.4		4.0	18	2.4	1	5.6
地域包括支援センター	9	1.2	0	0.0	6	0.8	0	0.0
基幹相談支援センター	2	0.3		0.0	2	0.3	1	50.0
自立相談支援機関	0	0.0		-	1	0.1	0	0.0
福祉事務所	10	1.4	0	0.0	9	1.2	0	0.0
都道府県居住支援協議会	2	0.3	_	0.0	2	0.3	0	0.0
市区町村居住支援協議会	2	0.3		100.0	3	0.4		100.0
ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労関係	0	0.0	-	- 10.0	0	0.0	0	- 21.4
法テラスなど司法関係 上記以外の公的セクター	21	2.9 0.5		19.0 25.0	14 5	1.9 0.7	3	21.4
工記以外の公司でクター 都道府県社会福祉協議会	1	0.5	0	0.0	1	0.7	0	40.0
他の市区町村社会福祉協議会	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0
他の中区町村社云価位励議云 医療機関	0	0.0	_	0.0	=	0.0		0.0
医療機関 福祉サービス事業所	0	0.0		_	0	0.0	0	0.0
価値リーに入事業別 不動産業界団体	1	0.0	0	0.0	7		0	0.0
<u> </u>	0	0.0	-	0.0	1	1.0 0.1	0	0.0
シルバー人材センター	2	0.0		50.0	7	1.0	2	28.6
上記以外の民間非営利セクター	5	0.3	0	0.0	5	0.7	1	20.0
不動産会社(大家含む)	5	0.7	0	0.0	11	1.5	0	0.0
不動産去社(人家さむ) 緊急通報システム提供会社	0	0.7		0.0	0	0.0	0	0.0
IOT機器等を提供するテクノロジー関係企業	0	0.0		_	1	0.0	0	0.0
金融機関	2	0.0		0.0	1	0.1	0	0.0
電気・ガス等のインフラ関係	2	0.3		0.0	1	0.1	0	0.0
郵便・新聞・宅配等の配達関係	0	0.0		0.0	0	0.0	0	0.0
配食サービス	0	0.0		_	0	0.0	0	
スーパーやショッピングセンター等の小売店	0	0.0	-	_	1	0.0	0	0.0
弁護士・司法書士等の士業	36	4.9		5.6	21	2.9	3	14.3
上記以外の民間営利セクター	8	1.1	1	12.5	17	2.3	4	23.5
自治会等住民組織	2	0.3		0.0	3	0.4	0	0.0
民生委員	4	0.5		0.0	3	0.4	0	0.0
マンション管理組合	0	0.0		- 0.0	2	0.4	1	50.0
地域のボランティアグループ	1	0.0	0	0.0	4	0.5	1	25.0
上記以外のボランタリーセクター	2	0.3		0.0	1	0.1	0	0.0
合計	736	100.0	_	0.0	736	100.0		0.0

図表 2-3-29 連携を進めていきたい連携先と地域資源として無いもの(つづき)

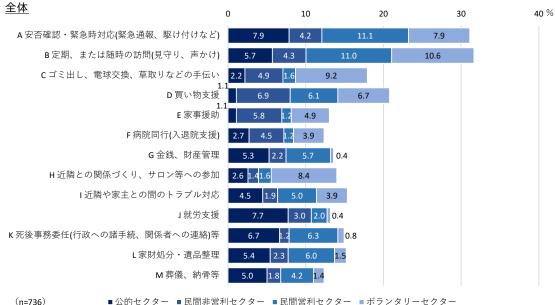
	M 葬儀、納骨等				
	④連携を進め	ていきたい連	⑤うち、地域資	資源として無い	
	携	先	ŧ	ரை	
	回答数	%	回答数	%	
行政住宅部局	8	1.1	0	0.0	
行政福祉部局	24	3.3	0	0.0	
地域包括支援センター	10	1.4	0	0.0	
基幹相談支援センター	3	0.4	0	0.0	
自立相談支援機関	1	0.1	0	0.0	
福祉事務所	11	1.5	0	0.0	
都道府県居住支援協議会	1	0.1	0	0.0	
市区町村居住支援協議会	2	0.3	1	50.0	
ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労関係	0	0.0	0	-	
法テラスなど司法関係	6	0.8	2	33.3	
上記以外の公的セクター	4	0.5	0	0.0	
都道府県社会福祉協議会	1	0.1	0	0.0	
他の市区町村社会福祉協議会	1	0.1	0	0.0	
医療機関	2	0.3	0	0.0	
福祉サービス事業所	1	0.1	0	0.0	
不動産業界団体	3	0.4	1	33.3	
生活協同組合	0	0.0	0	-	
シルバー人材センター	0	0.0	0	-	
上記以外の民間非営利セクター	8	1.1	1	12.5	
不動産会社(大家含む)	3	0.4	0	0.0	
緊急通報システム提供会社	0	0.0	0	-	
IOT機器等を提供するテクノロジ−関係企業	0	0.0	0	-	
金融機関	0	0.0	0	-	
電気・ガス等のインフラ関係	0	0.0	0	-	
郵便・新聞・宅配等の配達関係	0	0.0	0	-	
配食サービス	0	0.0	0	-	
スーパーやショッピングセンター等の小売店	0	0.0	0	-	
弁護士・司法書士等の士業	10	1.4	0	0.0	
上記以外の民間営利セクター	19	2.6	3	15.8	
自治会等住民組織	6	0.8	0	0.0	
民生委員	7	1.0	0	0.0	
マンション管理組合	2	0.3	0	0.0	
地域のボランティアグループ	2	0.3	0	0.0	
上記以外のボランタリーセクター	2	0.3	1	50.0	
合計	736	100.0	-	-	

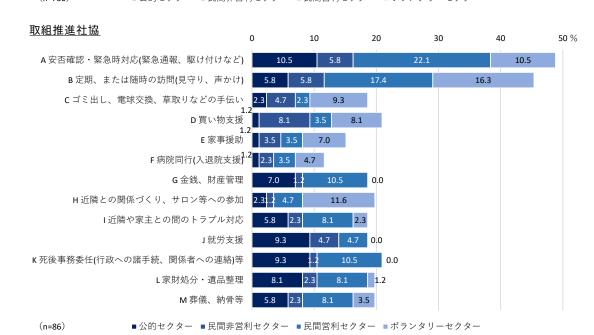
上記の連携先を公的セクター、民間非営利セクター、民間営利セクター、ボランタ リーセクターの4区分にまとめて集計した。

今後、民間営利セクターとの連携を進めていきたいとの回答が多かった支援メニ ューは、「A 安否確認・緊急時対応 (緊急通報、駆け付けなど) | や「B 定期、または 随時の訪問(見守り、声かけ)|が挙げられる。

図表 2-3-30 連携を進めていきたい連携先(複数回答)

0





【参考】今後連携を進めていきたい連携先のうち、地域資源として地域にないもの

全体

	公的セク ター	民間非営 利セクター	民間営利セクター	ボランタ リーセク ター
A 安否確認·緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	32.8	22.6	25.6	10.3
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	26.2	15.6	12.3	9.0
Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い	25.0	8.3	25.0	16.2
D買い物支援	12.5	7.8	13.3	24.5
E 家事援助	12.5	9.3	11.1	16.7
F病院同行(入退院支援)	5.0	12.1	11.1	10.3
G金銭、財産管理	17.9	12.5	11.9	33.3
H 近隣との関係づくり、サロン等への参加	0.0	10.0	16.7	3.2
I 近隣や家主との間のトラブル対応	9.1	7.1	5.4	3.4
J 就労支援	10.5	9.1	6.7	33.3
K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等	12.2	11.1	6.5	0.0
L家財処分·遺品整理	17.5	17.6	15.9	18.2
M 葬儀、納骨等	8.1	15.4	9.7	10.0

取組推進社協

	公的セク ター	民間非営 利セクター	民間営利セクター	ボランタ リーセク ター
A 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	22.2	0.0	15.8	22.2
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	20.0	0.0	6.7	14.3
Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い	0.0	0.0	0.0	0.0
D買い物支援	0.0	0.0	0.0	14.3
E家事援助	0.0	0.0	0.0	0.0
F病院同行(入退院支援)	0.0	0.0	33.3	0.0
G金銭、財産管理	16.7	0.0	11.1	-
H 近隣との関係づくり、サロン等への参加	0.0	100.0	0.0	0.0
I 近隣や家主との間のトラブル対応	0.0	0.0	0.0	0.0
J就労支援	0.0	0.0	0.0	-
K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等	0.0	0.0	0.0	-
L家財処分·遺品整理	14.3	0.0	0.0	0.0
M 葬儀、納骨等	0.0	0.0	0.0	0.0

入居後の支援を「民間営利セクター」と連携して実施している場合

● 事業者の抽出方法や選定理由

連携・協力してくれそうな事業者をどのように探し出したか、またその事業者を連携・協力先として選定した理由を聞いたところ、全体で41件の回答があった。キーワードとして「行政による見守りネットワークの関係先」や「事業者側からの営業」などが挙げられる。

以下に、具体的な回答を掲載する。

《全回答(41件)》

- ・電力会社からの「供給を止めることになる」という相談から、行政の関係機関を全て 集めて、自立支援会議を開催した。【一般市】
- ・事業所からの営業挨拶、共通の知人や連携先からの紹介等。【一般市】
- ・配食業者が安否確認や状態報告を丁寧に行ってくれることがわかったため。灯油、ガス等の配達業者が見守り等も行ってくれているため、事業所代表者と今後の展開について意見交換を行い、連携を図るようになった。【一般市】
- ・社会貢献に関心の高い企業側からのアプローチ。ケースに連携して対応したことをきっかけとした繋がり。【政令市】
- ・地域資源として集めている情報を元に選定した。【一般市】
- ・基幹社協としての連携 (日常生活自立支援事業)。【村】
- ・当村のなかに医療機関が1つしかないということもあり、行政と一体となってあらゆることに協力をしていただいている。【村】
- ・葬儀会社のバスが友引の日は利用されないことが多いため地域の買い物支援のバスとして活用できた。買い物支援のネットワークを行政が主体的に取り組んだので、それをマッチングする役割を社協が地域ニーズとともに行った。【中核市】
- ・入居後の支援に限らず、住民に異変を感じた際に連携をとる事業を「見守りネットワーク事業」として開発し、企業に呼びかけた。【一般市】
- ・金銭管理等の支援で成年後見人制度を利用する手前の住民の対応として、近隣社会福祉協議会で広域対応できる既存事業に加えてもらい、本会は調整役をすることとなった。【町】
- ・終活サポートを提供している民間営利セクターへの身元引受人相談によりつながりが できた。生前から対応する必要性を共有できたため、連携が進んだ。【中核市】
- ・「高齢者等見守りネットワーク」を構築し、様々な民間事業者が参画している。新聞が 溜まっている、水道代が滞納しているなど異変があった場合は当会に連絡をいただけ るよう連携をとっている。【中核市】
- ・市が実施している見守りネットワーク事業を活用。【中核市】
- ・行政の見守りネットワークとして協定を結んでいる民間企業(主に、飲料・お弁当等 の配達をしている企業)を中心に、連携を呼びかけた。【一般市】
- ・高齢者等見守りネットワーク事業に加盟を市内の戸配事業者に依頼した。【一般市】
- ・地域見守り協定活動事業として、新聞販売店、郵便局、福祉事業所等と連携している。 【町】
- ・身寄りのない高齢者の体調不良による入院により、その後の生活の不安として死亡した場合の手続き等を知るために連携を申し入れた。丁寧に死後事務や供養の方法などを教えていただき、利用者の安心も確保できた。今後ますます増えてくる相談に対応するためのイメージを共有し今後の連携に活かしたい。【一般市】
- ・住まいや生活支援に係るモデル事業を通じて、安否確認サービスや葬儀・家財整理に

係る費用補償サービスがあることを知り、サービス利用により課題解決を図れるので、連携を図った。元々町内で、家財整理や葬儀の実施を行う企業であり、町内で一体的に行っている企業が1ヶ所であったため、連携を図った。【町】

- ・支援の中で配食による見守りの実績がすでにあり、包括等の制度外サービスの情報等 も踏まえて事業者選定、見守りにつながった。【政令市】
- ・家財処分、清掃業者で廃棄となる家電・家具が多くあることを知り、経済的に困窮する世帯へ提供する支援につなげた。配食サービス事業者が高齢者世帯の安否確認や声掛けから福祉・医療サービス部門へつなぐ取り組みがあったため、ケースによって活用している。【中核市】
- ・警備保障会社、郵便局より、見守りサービスについて営業来所。相談者から見守りサービスの相談を受けた時に市のサービスで包含しない部分を求められている場合などに紹介している。【一般市】
- ・地域で唯一の総合商店である、農協さんにお願いをして、ひきうけてもらった。【村】
- ・地域見守りの観点で、ライフライン関係、牛乳・新聞販売店と協定締結を行った。【町】
- ・①営業での来会がきっかけ、具体的な個別事案を共有し、支援可能であることが分かったため。②居住支援と連携した研修会がきっかけ、サービス・制度の概要を聞き、連携可能と判断したため。【一般市】
- ・送骨サービスを提供している民間営利セクター、家財処分サービスを提供している民間営利セクターのことを遺族に情報提供できたため、連携がすすんだ。【一般市】
- ・他の市町村が連携している事業者のことを知り、声かけ、事業をスタートすることに なった。【一般市】
- ・区内業者いくつかに声掛けし協力要請に応じてくれた業者を選定【特別区】
- ・金銭・財産管理において、成年後見制度も含めた形で、弁護士や司法書士等との関わりでクライエントの不安が払拭できた。【一般市】
- ・不動産業者は、県居住支援協議会の登録業者、また生活保護受給者の受入実績のある 業者。【中核市】
- ・利用者(障害者)が居住するアパートの大家から、転居先の大家を紹介してもらった。 建物老朽化の為、元の大家が退去するよう、利用者にお願いしていたが、転居先が見 つからなかったため、元大家自ら、転居先を手配してくれた。【一般市】
- ・県居住支援協議会の住宅確保マニュアルを参照し、住宅確保要配慮者の物件探しに協力的な業者と連携している。【一般市】
- ・介護サービスの中で介護保険制度では対応が難しいケースに対し、自費サービスで対応できる事業所があり、公的サービスと組み合わせて本人の生活を支援した。【一般市】
- ・家財処分等清掃も含めて安価に対応してくれる事業所が存在しており活用。【町】
- ・新聞配達店の見守りサービスについて紹介があり活用した。配食サービスの利用により、利用者のみに支援してもらえる買物サービスを活用した。買物に困っている住民と移動販売車をマッチングした。【一般市】
- ・公共料金などの支払いやアパートの契約同行等、個別ケース支援を積み重ねるなかで、 関係性を構築していった。【村】
- ・他事業で連携実績のある「便利屋業」を行う事業者に、家財の処分等をお願いすることがある。当該事業者については、行政の委託事業を担っていた実績もあるため、本会でも利用に至った。費用については、相談者本人が負担することになるために、見積もり金額を提示してもらったうえで、最終的な利用の決定については相談者に行ってもらうことで金銭的なトラブルを防ぐようにしている。【一般市】
- ・近隣トラブルや家賃滞納などで不動産会社も悩んでおり、意見交換の場づくりをした。 【一般市】
- ・訪問販売業者:営業開始時の案内チラシ、新聞報道で情報収集していた。【町】

- ・以前より関わりのある機関であり、すでに連携ができている状況であった。【町】
- ・日頃から事業や地域活動で出会った縁を大切にしている。困りごとからつながりたい人や場所を聴いて、アポをとる。連携・協力してくれる人を教えてもらう。(例) すまいるサポート事業で認知症見守り協力団体に登録してもらい、企業や団体の強みをリサーチする。別の依頼をする。【町】
- ・新聞配達や配食サービスなど本業のついでに見守りを依頼。【一般市】

●民間営利セクターと連携することによるメリット

民間営利セクターと連携することによるメリットについて、124件の自由回答の内容を整理したところ、「支援の幅が広がる」や「本人の変化に気づきやすくなる」、「専門的な支援につながる」、「制度に縛られない柔軟な対応ができる」などが挙げられた。 以下に、具体的な回答を例示する。

○支援の幅(選択肢)が広がる (34件)

- ・民間セクターと連携することで、様々な選択肢を提示することができ、暮らしの質 を高めることができる。【一般市】
- ・公共のサービスやボランティア等の活用に加えて支援の幅が広がると思われる。【町】
- ・住民主体による地域支援活動や、公的福祉サービスだけで対応が難しい地域生活課題に民間営利セクターと連携することによって対課題解決の幅が広がる。【一般市】など

○本人の生活の変化に気づきやすくなる(見守り強化等) (25件)

- ・当事者にとって関わりのある機関が連携することで、安否確認として関わる層が厚くなり、当事者の見守り体制の強化につながる。【町】
- ・生活の中で身近な関わりがある民間営利セクターと連携ができれば、セーフティーネットの網目が細かくなり課題が重大化する前により早期に対応・介入ができる。 【中核市】
- ・行政が地域見守り支援ネットワークの構築を推進している。民間企業や事業所等と 協定を結ぶことで多方面から見守り支援、安否確認、孤独死の防止等の体制が図ら れている。【町】
- ・ライフラインに関するセクターと連携すると、生活全搬の課題がみえてくる。生命 に関わることが多く、本人の生命を守れる可能性もある。【一般市】
- ・毎日入る新聞販売店の安否確認の頻度は高い、宅食サービスにおいては、直接本人 に会う機会も多いため変化に気づきやすい。【中核市】 など

○専門的な支援につながる (20件)

- ・それぞれの持つ専門的な知識や技術に基づく提案や助言をいただくことができ、福祉だけでは困難だと思うことも事業者の協力があることでスムーズに対応できる。 【一般市】
- ・社会福祉協議会単独では取り組み困難な課題に対して、連携を図ることで、それぞれに得意な部分の実践を行うことで、課題解決を図ることにつながる。【町】
- ・一法人のみで出来ることには限界があり、さまざまな営利セクターの強み、専門性 を活用した取組となる。 【町】
- ・専門のノウハウを持っている。【一般市】 など

○制度に縛られない柔軟な対応ができる (19件)

- ・公的サービスによる支援では行き届かない市民ニーズへの対応が期待できる。【一般 市】
- ・公的に支援できない部分に民間の柔軟な対応が得られること。【一般市】 など

○地域課題の発見、情報収集につながる (14件)

- ・社会福祉協議会にはない NPO 法人独自の情報を持っているので、助かっている。 【一般市】
- ・民間営利セクターと連携することで、情報を共有することができる。また共有できる情報も増える。【一般市】
- ・地域の賃貸物件の空き状況や賃料の相場、賃貸借に関する保証人および保証会社の 有無など、リアルタイムな情報を得ることができる。【一般市】 など

○担い手が確保できる (13件)

- ・担い手不足の状況の中、役割を担って頂く事で、利用者も、相談者も安心でき、負担も減らすことができると思われる。【一般市】
- ・支援する側の層が厚くなり、一つの機関の負担の分散にもつながっていく。【町】 など

●民間営利セクターとの連携上の課題や苦労点

民間営利セクターと連携するにあたっての課題や苦労点について、78 件の自由回答の内容を整理したところ、「事業性や利用者負担」や「連携するための情報や場がない」などが挙げられた。

以下に、具体的な回答を例示する。

○民間営利セクターにとっての事業性、利用者負担 (35件)

- ・完全に社会貢献ベースでは持続可能性が低く、いかにインセンティブを設計するか という点。【政令市】
- ・ビジネスチャンスとしてはあまりにうまみが少ない。報酬が見込みにくい。【町】
- ・民間営利セクターへの利用料の捻出が困難な生活困窮者に関しては連携ができない 場合がある。【中核市】
- ・民間サービスは、公的サービスよりも料金的に高額なため、ご利用される方にとっては、金銭的に余裕がない方は必要であっても諦めざるを得ない。【一般市】
- ・あくまでも民間事業者は利益を目的とするために、費用や効果については相談者に 事前に理解を得たうえで活用しないと、相談者と事業者間で金銭トラブルに発展す るリスクがある。本会では民間事業者については、紹介する場合は活用実績のある 事業者に限るとともに、事前の見積もり額の相談者への提示などをきめ細かく行っ てもらえる事業のみに限るようにしている。【一般市】 など

○連携先の情報、連携するきっかけや場がない (26件)

- ・協力的な民間営利セクターがわからないため、連携が図れない。【一般市】
- ・福祉現場の視点や困りごと、課題を共有し、一緒に考えていただけるためのやり取り (テーブル) が必要。ただ、そのやり取りの機会ややりとりできる相手を見える 化できていない。掘り起こしも十分ではない。【一般市】

・どこの企業と連携するか、呼びかけ方、連携方法に関するノウハウがない。【一般市】 など

○連携者間の個人情報の取り扱いが難しい (9件)

- ・個人情報の取り扱いについて、ご本人の同意が必要となること。【一般市】
- ・個人情報の情報共有について、相談者の了承のもと、情報提供しているが、企業側が知りたい内容について相談者が開示拒否の部分であることもあり、難しさを感じることがある。【一般市】 など

○連携の輪が広がらない (5件)

- ・個々のケースでのつながり、担当者間のつながりとなってしまいがちである点(その後への広がりを持ちにくい)。【一般市】
- ・一部の不動産会社、サービスとだけつながっている為、多様な業種とつながってい きたいが、広く連携できていない。【一般市】 など

○連携先の不祥事発生時の責任問題 (3件)

- ・社協から紹介した相談者と民間営利セクターがトラブルになってしまうと、今後の 連携が困難になることもあるため、相談者に関する情報のやり取りは丁寧に行う必 要がある。【中核市】
- ・事業所の選定・本人と紹介した事業所の間でトラブルが発生した場合の対応(責任)。 【町】 など

③ 入居後の支援に関する今後の意向

入居後の支援に関する今後の方針や取組意向について、63 件の自由回答の内容を整理したところ、「連携ネットワークの構築・拡充」や「入居後支援のあり方や支援内容等の検討」などが挙げられた。

以下に、具体的な回答を例示する。

○連携ネットワークの構築・拡充 (24 件)

- ・多様な機関と連携ができ、かつ支援が途切れないように、まだつながりのない事業 者・機関に対してもケースでの関わりを中心に働きかけを行っていきたい。【中核市】
- ・相談者の意向を聞き取り、適切な協力機関と連携できるようなネットワークづくり を行いたい。【中核市】
- ・相談者が地域の中で安心した生活ができるよう、身近な相談窓口へのつなぎの強化。 また、生活環境を整えるために必要なサービス等の利用、継続的な支援として定期 的な見守りを地域の中で構築できるよう、関係機関との連携・調整を強化していく。 【政令市】
- ・入居先が、同市でない場合もあるので、入居先との行政や社協、社福法人との調整の場が必要。事前に居住支援だけではなく、民間のガス、電気などの訪問型サービスや配食サービスなどの見守り活動との仕組みを包括的に構築する必要がある。【中核市】 など

○入居後支援のあり方や支援内容等の検討 (19件)

・家賃滞納や近隣トラブルなどの不安がある方に対しては、本人の抱える課題を整理し、関係機関との協力のもと、事業を進めたいと考えている。【政令市】

- ・入居後については、将来に備えて幅広く支援が実施できる体制の構築を検討中。【一般市】
- ・生活支援では、支援を希望している方の問合せはあるが、支援員の数は少ない状況。 社協だよりや団体等の会議でも周知しているが、周知方法を見直しするなど取り組 んでいきたい。【町】 など

○死後事務委任等(残置物・遺言作成・家財処分・葬儀等)のサービス拡充 (8件)

- ・入居支援とあわせて「生活支援と死後事務委任等」が一体的に提供できるような体制がつくれたらよいと思う。【一般市】
- ・現在取り組む金銭管理支援や手続き支援、生活支援等の取り組みを継続していくとともに、身寄りのない方の住まい確保に係る取り組みとして、関係企業との連携による残置物の処理に係る取り組みを進めていく。また、身寄りの居ない方の支援として、遺言作成に係る支援等の取り組みを検討していきたいと考えている。【町】など

○相談対応や見守り活動の強化 (7件)

- ・サービスに留まらず、地域の見守り機能の強化や地域の資源の開拓等の推進。【一般市】
- ・地域のボランティアと共に住民同士の声かけ見守り活動をサポートしていく。【中核 市】 など

○就労支援・社会参加の仕組みづくり (4件)

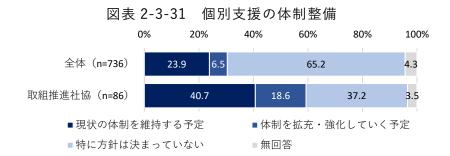
- ・入居後の支援に関して、そのまちに住み続けるため、その住民にあった就労支援や 社会参加に繋がるしくみが必要とされるのではないかと考える。【町】
- ・団地内住民相互のコミュニケーションを深めるための活動を定期に行う必要がある と感じている。【町】 など

6)今後の居住支援に関する取組意向

① 今後の方針

● 社会福祉協議会内の個別支援の体制整備

取組推進社協では、「現状の体制を維持する予定」が40.7%、「体制を拡充・強化していく予定」が18.6%で、合わせて6割の社協が体制を維持・拡充していく予定としている。



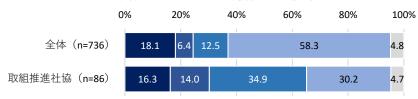
図表 2-3-31 個別支援の体制整備(つづき)

	回	予を現	て充体	な決特	無
	答	定維状	い・制	いまに	回
	数	持の	く 強 を	っ方	答
		す体	予化拡	て針	
		る制	定し	いは	
全体	736	23.9	6.5	65.2	4.3
政令市·特別区·中核市	49	↑ 36.7	↑ 16.3	40.8	6.1
一般市	341	26.1	7.3	62.8	3.8
町村	345	20.0	4.3	71.0	4.6

● 他機関との連携体制の構築

他機関との連携体制の構築について、取組推進社協では「既存の機関同士の連携体制を拡充・強化していく予定」が 34.9%で最も多い。

図表 2-3-32 連携体制の構築



- ■現状の連携体制を維持する予定
- ■これから他機関との連携体制を構築していく予定
- ■既存の機関同士の連携体制を拡充・強化していく予定
- ■特に方針は決まっていない
- ■無回答

	回答数	維持する予定現状の連携体制な	していく予定の連携体制を構ねった。	強化していく予定携体制を拡充既存の機関同士	ていない特に方針は決ま	無回答
全体	736	を 18.1	築 と 6.4	定・の 12.5	58.3	4.8
政令市·特別区·中核市	49	18.4	10.2	↑ 28.6	36.7	6.1
一般市	341	19.4	8.8	12.6	54.8	4.4
町村	345	16.8	3.5	10.1	64.9	4.6

● 居住支援法人の指定

現在、居住支援法人の指定を「受けている」社協は、全体では1.9%、取組推進社 協では7.0%であった。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 全体(n=736)^{1.9} 94.7 取組推進社協(n=86) 88.4 4.7 ■受けている ■受けていない ■無回答 回 い受 い受 無 なけ 答 るけ 回 いて 答 数 て 736 1.9 94.7 3.4 政令市·特別区·中核市 49 6.1 87.8 6.1 3.2 一般市 341 1.5 95.3 町村 345 1.7 95.4

図表 2-3-33 居住支援法人の指定 (現在)

「受けていない」を選択した場合

● 今後、居住支援法人の指定を受ける意向

居住支援法人の指定を受ける意向について、全体では「ある」が 0.3%、取組推進 社協でも「ある」は1.3%にとどまった。



図表 2-3-34 居住支援法人の指定を受ける意向

	回 答 数	ある	ない	検 討 中	なわいら	無 回 答
全体	697	0.3	40.0	2.7	56.1	0.9
政令市·特別区·中核市	43	2.3	51.2	2.3	44.2	0.0
一般市	325	0.3	35.7	3.4	59.1	1.5
町村	329	0.0	42.9	2.1	54.7	0.3

② 居住支援に関する課題や今後の展望

「居住支援」に関する課題や今後の展望について、169件の自由回答の内容を整理したところ、課題としては「物件の確保」や「支援体制の整備」など、今後の展望としては「関係機関とのネットワーク構築・連携強化」や「支援メニューの見直し」などが挙げられた。

以下に、具体的な回答を例示する。

◆ 課題

○物件の確保(低家賃の物件確保、保証人・緊急連絡先不在への対応等含む)

(23 件)

- ・高齢や障害がある、保証人がいないという理由で、入居が難しい場合がある。【一般 市】
- ・生活保護基準額、年金等のみでは入居が難しいアパート等が多く、転居先がみつからず困っている方々が増えた。また、家賃が比較的安い物件は郊外にあり買物が不便な地域が多い。【町】
- ・公営住宅に関しても入居条件として連帯保証人等について条件緩和されてきている ため、支援しやすくはなっている。民間の住宅に関しては低所得層の支払可能な家 賃の住居は築年数が古く、入居しても生活しづらい。それなりの物件は家賃も高額 となる。【一般市】
- ・高齢者や障害者が入居する場合の保証人について困難事例が多い。【一般市】
- ・転居費用が準備できず悪循環に陥るケースが多い。転居費用の支援検討が必要。【中 核市】
- ・保証人がいないため、住まい探しが停滞してしまうことや住まいを失った状態での 相談受理に非常に苦慮している。緊急的に生活できる場所の確保など迅速に対応す ることのできる仕組みづくりが課題。【一般市】 など

○支援体制の整備(人材・財源確保含む) (13 件)

- ・身寄り問題や経済格差拡大を背景に増加する居住支援ニーズに対応できる事業財源 と人材の確保。【政令市】
- ・必要性は感じるが、市内に協議会がないことも影響してか、取り組むには体制が整わない。【一般市】
- ・現在は、ほぼ 1.5 人で対応を行っている。居住支援窓口を始めて、5 年目となり周知が広まったこともあり、年々相談件数が増え、相談内容も複雑化したケースが増えているためとにかく人員が足りていない。【中核市】 など

○制度や仕組み、支援メニューの見直し (12件)

- ・独居の方で、身元保証人がいないケースや、連帯保証人を立てられないケースについて、どう支援をしていくか。居住支援法人も近くにないため、連携がとりにくい。 居住支援が必要になった時点で、すでに税金の滞納や債務があり、既存の制度やサービスが利用できないケースがある。【一般市】
- ・連帯保証人の緩和や物損、家賃滞納への支援拡充。【一般市】
- ・一時生活支援事業について、相談しても条件が厳しく利用につながらない。家がなく、すぐに宿泊場所の確保が必要だと思っても、利用開始には手続きで数日かかると言われた。【一般市】 など

○居住支援ニーズ等の情報収集・把握 (11件)

- ・困窮者支援を行うなかで、住居に不安を抱える方々のニーズを把握すること、職員 の居住支援に関する学習を促進することをまず行う必要がある。【町】
- ・小さい市町村における住居確保要配慮者支援の事例や取り組み案など情報が無いため、実際の課題は見えていても支援体制のメニューにたどり着くための指南役・担当部署などについても役割分担ができていない。【町】 など

○外部機関・関係者の理解と協力 (9件)

- ・居住支援について、福祉的観点を持った、不動産会社が増えれば、居住支援もより 円滑に実施できるのではないかと思う。【中核市】
- ・居住支援の必要性が行政・関係機関の中であまり認識されていないと感じる。【一般 市】
- ・住宅に関する機関と、福祉関係機関の連携や協働について、主として関わる部門が ないと、居住支援の考え方は浸透しづらい。市がその必要性を理解し、バックアッ プがないと難しい。【一般市】 など

◆ 今後の展望

○関係機関とのネットワーク構築・連携強化(居住支援協議会設立等) (47件)

- ・今後、社会構造の変化に伴い、住居支援のあり方が問われることが近いように感じている。空き物件や空き家の活用や、ホームレスといった住所不特定の方とのマッチング需要が増加すれば、一法人だけでは住居支援を担えないと考えている。そのため、行政を含めた協議会の設置等を協議することが必要となってくると考えている。【一般市】
- ・住宅確保要配慮者の物件探しを行う際は、各不動産へ問い合わせ続けるのではなく、 市全体の中で対応できる物件を即座に教えてもらえる窓口があれば支援がスムーズ となる。【中核市】
- ・家賃保証会社が通らない方について支援方法は公営住宅しかなく手詰まり感がある。 入居後の生活を考えると、公営住宅では生活できない方もいる。現在、市・社協で 居住支援協議会の設置に向け協議中である。【一般市】
- ・生活困窮者の住まいの相談の実態について、福祉行政や社協だけでなく、公的、民間に関わらず住まいや生活に関係する機関と情報共有し、協働して支援に取り組めると良い。【一般市】
- ・居住支援に関する各種関係機関の取り組み内容を整理し、連携体制の構築に努めた い。【一般市】 など

○制度や仕組み、支援メニューの見直し (23件)

- ・現在居住支援は、区の主導で実施しているが、区のサポートは条件が厳しく、実際には個別支援のネットワークの中で1件対応している。独居、身寄り無しの高齢者が増加するなか、高齢者にとって安定的な住まいの確保、貸主にとって安心して貸せる環境(滞納、ゴミ屋敷、死後対応)は今後全国的な共通課題。自治体レベルで解決できないことについては法整備も必要だと考える。【特別区】
- ・このまちに住み続けたいという住民の「居住支援」については、今後、地域課題の 一つのテーマになると考えている。そのなかで、住宅確保要配慮者を支援する「居 住支援法人」のしくみは重要な役割を果たすものと思う。さらに今後は、居住支援 を受けると同時にそのまちに住み続けるため、その住民にあった就労支援や社会参 加に繋がるしくみが必要とされるのではないかと考える。【町】

・身寄りがない方の住み替えや民間賃貸住宅の家賃が滞っている方など、生活の課題が複雑なケースが多いと感じている。こうした方々をオーダーメイド型の支援で支えるコーディネートが重要だと考えている。【町】 など

○支援体制の整備 (8件)

- ・今後、単身生活者はますます増えていくため、そういった方々が安心して生活できるための居住支援とそのための体制づくりは重要と考える。【一般市】
- ・地域全体で取り組むためには、お互いが顔のみえる関係であること、共通した情報や課題へのとりくみを1つの部署などが行うのではなく、全体で取り組むべきであると考える。【一般市】 など

○外部機関・関係者との情報・課題の共有 (8件)

- ・居住支援活動については、本人を支援する福祉関係者らが独自に行っているのが現 状。まずは、福祉と住宅に関する行政とが情報共有できる場があるとよいと思う。 【一般市】
- ・居住支援について、多機関と協議検討が実施できるテーブルを重層的支援体制整備 事業等の中で用意できることが望ましい。【一般市】
- ・保証人が見つからず支援ができない世帯、家賃等が支払えない世帯が増えることが 予想されるので、支援機関同士が連携(情報共有)していかなければならないと考 える。【中核市】
- ・社協だけでは居住支援体制をつくるのは難しい。行政と意見交換しながら進めていく必要がある。【村】 など

7)アンケート結果の詳細分析

①設問間クロス

ここからは、傾向がみられたクロス集計結果について掲載する。

まず、高齢者、障害者、生活困窮者等の地域の居住支援ニーズの把握とニーズの認識については、「関係機関等へのアンケート調査やヒアリング調査を通じて、把握できている」や「支援者や関係機関との意見交換等を通じて、なんとなく把握している」と回答した社協では、「既にニーズが顕在化し、取組課題となっている」や「まだあまり顕在化していないが今後課題になると予想」の回答割合が高く、何らかの方法によって居住支援ニーズを把握している社協のほうが、居住支援ニーズを認識している割合が高くなる。

図表 2-3-35 地域の居住支援ニーズの把握状況とニーズの認識

	回	いし既	るいま	く潜顕	判
	答	る、に	となだ	優在在	断
	数	取二	予いあ	先 的 化	で
		組丨	想がま	度なし	き
		課ズ	今り	がニて	な
		題が	後 顕	低丨い	(\
		と顕	課 在	いズな	
		な在	題 化	ともい	
		っ化	とし	認少し	
		て	なて	識な、	
全体	724	24.0	37.8	16.7	21.4
関係機関等へのアンケート調査やヒアリン グ調査を通じて、把握できている	14	71.4	21.4	7.1	0.0
支援者や関係機関との意見交換等を通じ	265	37.8	44.7	11.5	6.0
て、なんとなく把握している	365	37.8	44.7	11.5	6.0
今後、把握したい	135	15.6	51.9	12.6	20.0
把握する予定はない	210	2.4	18.1	¥ 29.0	50.5

回答社協が所在する自治体・地域における居住支援に対する体制と住まいの相談窓口をクロス集計すると(政令市・特別区・中核市の件数が少ないため、一般市と合わせた)、地域の体制が個人と個人の関係性で対応している地域では、「各部署内の相談業務の中で受けている」という回答割合が高く、地域の中でプラットフォーム構築がなされている地域では、「居住支援の専門相談窓口を設置している」割合が高くなる。

図表 2-3-36 地域の居住支援に対する体制と住まいに関する相談窓口

	合	務等高	口居	そ
	計	のの齢	を住	の
		中各・	設 支	他
		で部障	置 援	
		受署害	しの	
		け内・	て専	
		ての生	い門	
		い相活	る相	
		る談 困	談	
		業 窮	窓	
合計	679	88.2	2.5	9.3
相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要な	412	92.2	1.0	6.8
機関・人につないでいる	412	72.2	1.0	0.8
相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を	248	81.9	4.4	13.7
構築している(個人と個人の協力から、機関と機関の連携へ)	240	81.7	4.4	13.7
2に加えて、機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤	19	84.2	10.5	5.3
が構築されている(プラットフォームの構築へ)	1 7	54.2	10.5	5.5
政令市・特別区・中核市+一般市	362	89.0	3.6	7.5
相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要な	214	∧ 94.9	1.4	3.7
機関・人につないでいる	214	74.7	1.4	5.7
相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を	138	81.2	5.8	13.0
構築している(個人と個人の協力から、機関と機関の連携へ)	130	01.2	5.0	13.0
2に加えて、機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤	10	70.0	20.0	10.0
が構築されている(プラットフォームの構築へ)				10.0
町村	316	87.3	1.3	11.4
相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要な	198	89.4	0.5	10.1
機関・人につないでいる	1 70	07.4	0.5	10.1
相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を	109	82.6	2.8	14.7
構築している(個人と個人の協力から、機関と機関の連携へ)	104	82.0	2.0	14.7
2に加えて、機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤	9	100.0	0.0	0.0
が構築されている(プラットフォームの構築へ)	7	100.0	0.0	0.0

同様に回答社協が所在する自治体・地域における居住支援に対する体制と住まいの相談を受けた際の担当職員の決定方法をクロス集計すると、地域の体制が個人と個人の関係性で対応している地域では、「相談を受けた職員が個々に対応している」という回答割合が高く、地域の中でプラットフォーム構築がなされている地域では、「社協内の関連する部署で協議の上、担当職員が決まる」という組織的な対応をしている割合が高くなる。

図表 2-3-37 地域の居住支援に対する体制と担当職員

合計	合計	に対応している 受けた職員が個々 ておらず、相談を 64.	る となく決まってい 員が、事実上なん 19・1	担当職員が決まる 部署で協議の上、社協内の関連する 6.8
ロ目	571	04.1	17.1	10.8
機関・人につないでいる	362	71.5	18.0	10.5
相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を 構築している(個人と個人の協力から、機関と機関の連携へ)	195	51.3	22.1	26.7
2に加えて、機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤 が構築されている(プラットフォームの構築へ)	14	50.0	7.1	42.9
政令市・特別区・中核市+一般市	312	70.5	14.1	15.4
相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要な機関・人につないでいる	196	78.1	12.2	9.7
相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を 構築している(個人と個人の協力から、機関と機関の連携へ)	109	57.8	18.3	23.9
2に加えて、機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤が構築されている(プラットフォームの構築へ)	7	57.1	0.0	42.9
町村	258	56.6	25.2	18.2
相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要な機関・人につないでいる	166	↑ 63.9	24.7	11.4
相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を構築している(個人と個人の協力から、機関と機関の連携へ)	85	43.5	27.1	29.4
2に加えて、機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤 が構築されている(プラットフォームの構築へ)	7	42.9	14.3	42.9

回答社協が所在する自治体・地域における居住支援に対する体制と実施している入居までの支援をクロス集計すると、「B 不動産業者・物件の紹介」と「I シェルター等への一時的な入居支援」は、地域の体制の違いによる支援の実施割合に違いはみられないが、そのほかの入居までの支援に関しては、地域の中でプラットフォーム構築がなされている地域の実施割合が高くなる。なかでも、「E 緊急連絡先の確保」や「F 賃貸借契約時の保証人の確保」、「G 家賃債務保証」では、回答割合の差が比較的大きい。

同様に実施している入居後の支援についてみると、「B 定期、または随時の訪問」と「H 近隣との関係づくり、サロン等への参加」は、地域の体制の違いによる支援の実施割合に違いはみられないが、そのほかの入居後の支援に関しては、地域の中でプラットフォーム構築がなされている地域の実施割合が高くなる。

図表 2-3-38 地域の居住支援に対する体制と入居までの支援

	回	な個相	力構関相	フ盤携 2
	答	機々談	か築が談	オががに
	数	関のに	らし、に	Ⅰ 構図加
		・属応	、て必応	ム築らえ
		人人じ	機い要じ	のされて
		に的る	関るなる	構れ、、
		つな職	とへ機職	築て包機
		なつ員	機個関員	へい括関
		いなそ	関人とが	一 る的同
		でがれ	のと協所	へ な 士
		いりぞ	連個力属	プ支の
		るでれ	携人体す	ラ援横
		必が	への制る	ッのの
		要、	一協を機	卜基連
全体	688	419	250	19
A 住まいに関する相談に応じる	64.5	63.0	66.4	73.7
B 不動産業者・物件の紹介	30.1	29.4	31.2	31.6
C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	21.1	21.0	20.4	31.6
D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	19.6	17.7	22.0	31.6
E 緊急連絡先の確保	9.4	9.3	8.4	26.3
F賃貸借契約時の保証人の確保	8.3	7.2	8.8	26.3
G 家賃債務保証	4.8	3.3	6.0	21.1
H 貴社会福祉協議会で借り上げて入居支援(サブリース)	0.7	0.5	1.2	0.0
I シェルター等への一時的な入居支援	18.2	17.9	18.8	15.8
J引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援	26.3	25.3	27.2	36.8

図表 2-3-39 地域の居住支援に対する体制と入居後の支援

	回	な個相	力構関相	フ盤携 2
	答	機々談	か築が談	オ が が に
	数	関のに	らし、に	Ⅰ 構図加
		・属応	、て必応	ム築らえ
		人人じ	機い要じ	のされて
		に的る	関るなる	構れ、、
		つな職	と〜機職	築て包機
		なつ員	機個関員	へい括関
		いなそ	関人とが	一 る的同
		でがれ	のと協所	ヘ な 士
		いりぞ	連個力属	プ支の
		るでれ	携人体す	ラ援横
		必が	への制る	ッのの
		要、	一協を機	ト基連
全体	688	419	250	19
A 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	29.8	25.3	36.0	47.4
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	37.1	36.0	38.8	
	37.1 19.5	36.0 17.7	38.8 22.0	36.8 26.3
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) C ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い D 買い物支援	19.5 20.2		22.0 21.2	26.3 31.6
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) C ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い	19.5	17.7	22.0	26.3 31.6 31.6
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) C ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い D 買い物支援	19.5 20.2 19.3 15.4	17.7 19.1	22.0 21.2	26.3 31.6 31.6 36.8
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) C ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い D 買い物支援 E 家事援助	19.5 20.2 19.3	17.7 19.1 18.1	22.0 21.2 20.4	26.3 31.6 31.6 36.8 47.4
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) C ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い D 買い物支援 E 家事援助 F 病院同行(入退院支援)	19.5 20.2 19.3 15.4	17.7 19.1 18.1 13.4	22.0 21.2 20.4 17.2	26.3 31.6 31.6 36.8
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) C ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い D 買い物支援 E 家事援助 F 病院同行(入退院支援) G 金銭、財産管理	19.5 20.2 19.3 15.4 31.1	17.7 19.1 18.1 13.4 29.6	22.0 21.2 20.4 17.2 32.4	26.3 31.6 31.6 36.8 47.4
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) C ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い D 買い物支援 E 家事援助 F病院同行(入退院支援) G 金銭、財産管理 H 近隣との関係づくり、サロン等への参加	19.5 20.2 19.3 15.4 31.1 23.0	17.7 19.1 18.1 13.4 29.6 23.2 14.1 26.5	22.0 21.2 20.4 17.2 32.4 22.4	26.3 31.6 31.6 36.8 47.4 26.3
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) C ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い D 買い物支援 E 家事援助 F病院同行(入退院支援) G 金銭、財産管理 H 近隣との関係づくり、サロン等への参加 I 近隣や家主との間のトラブル対応	19.5 20.2 19.3 15.4 31.1 23.0	17.7 19.1 18.1 13.4 29.6 23.2 14.1	22.0 21.2 20.4 17.2 32.4 22.4	26.3 31.6 31.6 36.8 47.4 26.3 21.1 36.8 21.1
B 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) C ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い D 買い物支援 E 家事援助 F 病院同行(入退院支援) G 金銭、財産管理 H 近隣との関係づくり、サロン等への参加 I 近隣や家主との間のトラブル対応 J 就労支援	19.5 20.2 19.3 15.4 31.1 23.0 13.7 28.1	17.7 19.1 18.1 13.4 29.6 23.2 14.1 26.5	22.0 21.2 20.4 17.2 32.4 22.4 12.4 30.0	26.3 31.6 31.6 36.8 47.4 26.3 21.1 36.8

高齢者、障害者、生活困窮者等の地域の居住支援ニーズの認識と他機関との連携体制の構築(今後の意向)についてクロス集計すると、「既にニーズが顕在化し、取組課題となっている」や「まだあまり顕在化していないが今後検討課題となると予想」と回答した社協では、「これから他機関との連携体制を構築していく」や「既存の機関目士の連携体制を拡充・強化していく予定」の回答割合が高く、居住支援ニーズを認識している社協ほど、他機関との連携体制の構築意向や拡充意向を持っている。

図表 2-3-40 地域の居住支援についての認識と 他機関との連携体制の構築 (今後の意向)

	回	維現	しのこ	強 連 既	て特
	答	持 状	て連れ	化携存	いに
	数	すの	い携か	し体の	な方
		る連	く体ら	て制機	い針
		予 携	予制他	いを関	は
		定 体	定を機	く拡同	決
		制	構 関	予充士	ま
		を	築と	定・の	っ
全体	694	19.0	6.8	13.3	61.0
既にニーズが顕在化し、取組課題となっている	166	20.5	14.5	↑ 27.I	38.0
まだあまり顕在化していないが今後課題と なると予想	264	20.1	7.6	12.5	59.8
顕在化していないし、潜在的なニーズも少なく優先度が低いと認識	118	16.1	1.7	7.6	74.6
判断できない	146	17.8	0.7	3.4	78.1

②高齢世帯借家率別クロス

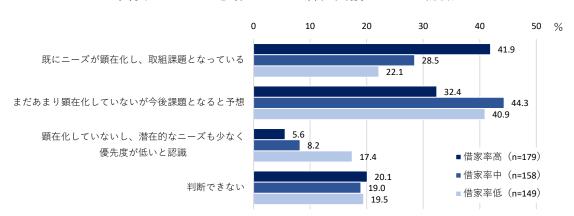
借家率によって、地域の居住支援ニーズや支援の取組も異なることが予想されることから、「平成30年住宅・土地統計調査」の自治体ごとの高齢世帯借家率のデータを用い、その分布の3分位により高・中・低の3区分に分け、本調査の736件の回答データと結合し、クロス集計を行った。なお、住宅・土地統計調査では、小規模自治体の借家率のデータが公表されていないことから、借家率データと本調査のデータを結合できたのは492件であった。

下表は、本調査における自治体区分(表側)と高齢世帯借家率の3区分(表頭)の 分布をみたものである。政令市・特別区・中核市では「借家率低」が該当せず、大規 模自治体の多くは「借家率高」に該当している。

	合計	借家率高	借家率中	借家率低	データなし
政令市	11	81.8	18.2		
特別区	7	100.0			
中核市	31	77.4	22.6		
一般市	341	32.6	37.0	30.2	0.3
町	272	11.0	8.5	16.9	63.6
村	73		2.7	2.7	94.5
無回答	1				100.0
合計	736	181	160	151	244

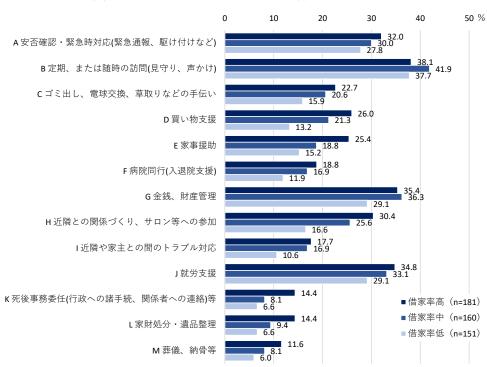
図表 2-3-41 本調査の自治体区分と高齢世帯借家率の分布

まず、高齢者、障害者、生活困窮者等の地域の居住支援ニーズの認識についてみると、「既にニーズが顕在化し、取組課題となっている」と回答した割合は、借家率高が41.9%、借家率中が28.5%、借家率低が22.1%で、高齢世帯借家率が高い地域ほど地域の居住支援ニーズを認識している。



図表 2-3-42 地域における居住支援ニーズの認識

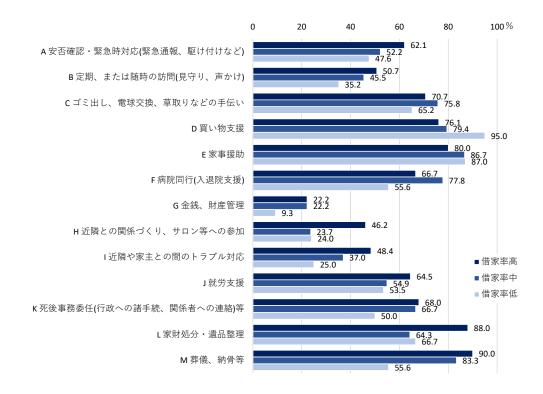
実施している入居後の支援は、全般的に借家率高の地域の社協の実施割合が高い傾向にある(「B 定期、または随時の訪問」と「G 金銭管理、財産管理」は借家率中の実施割合が最も高い)。



図表 2-3-43 実施している入居後の支援

入居後の支援を実施している場合の主な実施方法について、他機関が実施している割合(他機関と連携して実施している割合)をみると、全般的に借家率高の地域の社協では、他機関が実施している割合が高くなる。ただし、借家率低の地域の社協では、「D 買い物支援」と「E 家事援助」について、他機関が実施している割合が高い。

図表 2-3-44 入居後の支援の主な実施方法 (「他機関につなぐことが多い」と「つないだ他機関のみ実施」の合計値)



③相談支援事業の受託数別クロス

特に組織の体制整備に対しては、自治体からの各種相談支援事業の受託状況が関係するものと考えられる。そこで、自治体から受託している各種相談事業として上位に挙げられた「地域包括支援センター」と「生活困窮者自立相談支援」、「障害のある人への相談支援」の受託状況について、「2つ以上受託」、「1つ受託」、「受託なし」の3区分に分けてクロス集計を行った。

下表は、自治体規模別に受託状況をみたものであるが、大規模自治体では複数の相談支援事業を受託している社協が多く、町村では「受託なし」が半数となっている。

図表 2-3-45 各種相談支援事業の受託状況 (「地域包括支援センター」 「生活困窮者自立相談支援」「障害のある人への相談支援」の受託数)

	回 答 数	受 2 託 以 上	一つ 受託	受託なし
全体	735	28.4	38.1	33.5
政令市·特別区·中核市	49	1 49.0	1 44.9	6.1
一般市	341	42.5	39.0	18.5
町村	345	11.6	36.2	¥ 52.2

まず、地域の居住支援ニーズの認識について、「既にニーズが顕在化し、取組課題となっている」の割合は、受託なしが 12.0%、1 つ受託が 24.7%、2 つ以上受託が 36.5%で、相談支援事業を受託している社協のほうが、地域の居住支援ニーズを認識している。

60 % 40 36.5 既にニーズが顕在化し、取組課題となっている 24.7 12.0 36.1 まだあまり顕在化していないが今後課題となると予想 33.2 顕在化していないし、潜在的なニーズも少なく ■2つ以上受託 (n=208) 15.8 優先度が低いと認識 22.4 ■1つ受託 (n=279) ■ 受託なし(n=241) 15.9 判断できない 15.8 32.4

図表 2-3-46 居住支援ニーズについての認識

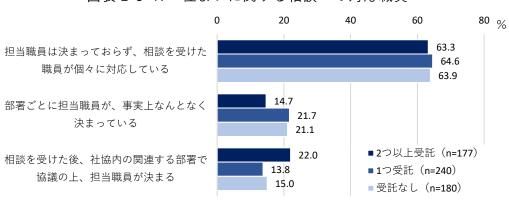
参考までに、各種相談事業の受託の有無と居住支援ニーズの認識の関係をみると、全般的に「受託している」と回答した社協のほうが、「受託していない」社協よりも「既にニーズが顕在化し、取組課題となっている」と回答した割合が高い。なかでも回答割合の差が大きいのは、「生活困窮者自立相談支援」(差は 19.1 ポイント)、「生活困窮者自立支援制度における一時生活支援」(16.3 ポイント)、「重層的支援体制整備事業」(15.7 ポイント)である。

※住宅入居等支援事業も差が大きいが、回答件数が少ないため参考扱い。

【参考】各種相談支援事業の受託の有無と居住支援ニーズについての認識

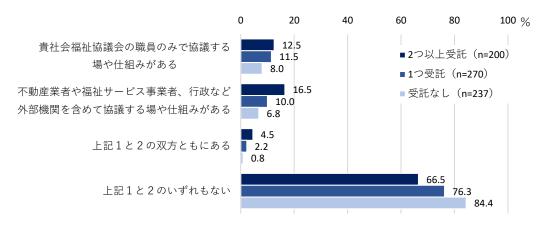
	合	いし既	るいま	く潜顕	判
	計	る、に	となだ	優 在 在	断
		取二	予いあ	先 的 化	で
		組丨	想がま	度なし	き
		課ズ	今り	がニて	な
		題が	後 顕	低丨い	<i>(</i>)
		と顕	課 在	いズな	
		な在	題 化	ともい	
		っ化	とし	認 少 し	
		て	なて	識な、	
地域包括支援センター(合計)	582	27.3	39.5	15.5	17.7
受託している	237	29.5	40.9	11.0	18.6
受託していない	345	25.8	38.6	18.6	17.1
生活困窮者自立相談支援(合計)	582	27.3	39.5	15.5	17.7
受託している	305	36.4	37.0	13.8	12.8
受託していない	277	17.3	42.2	17.3	23.1
生活困窮者自立支援制度における一時生活	582	27.3	39.5	15.5	17.7
受託している	40	42.5	37.5	7.5	12.5
受託していない	542	26.2	39.7	16.1	18.1
障害のある人への相談支援(合計)	582	27.3	39.5	15.5	17.7
受託している	211	29.9	42.2	12.8	15.2
受託していない	371	25.9	38.0	17.0	19.1
住宅入居等支援事業(合計)	582	27.3	39.5	15.5	17.7
受託している	12	58.3	25.0	8.3	8.3
受託していない	570	26.7	39.8	15.6	17.9
重層的支援体制整備事業(合計)	582	27.3	39.5	15.5	17.7
受託している	86	40.7	32.6	11.6	15.1
受託していない	496	25.0	40.7	16.1	18.1
その他(合計)	582	27.3	39.5	15.5	17.7
受託している	158	29.1	36.1	17.1	17.7
受託していない	424	26.7	40.8	14.9	17.7

次に、住まいに関する相談への対応職員の決定方法について、2つ以上受託している社協では、「部署ごとに担当職員が、事実上なんとなく決まっている」という割合が14.7%で最も低く、「相談を受けた後、社協内の関連する部署で協議の上、担当職員が決まる」という割合が22.0%で比較的高くなっている。



図表 2-3-47 住まいに関する相談への対応職員

次に、居住支援の在り方や体制を協議する場や仕組みの有無について、「上記1(内部)と2(外部)のいずれもない」は、受託なしの社協で最も割合が高く84.4%を占める。2つ以上受託している社協では、「不動産業者や福祉サービス事業者、行政など外部機関を含めて協議する場や仕組みがある」や「上記1(内部)と2(外部)の双方ともにある」の割合が高く、外部機関を含めて協議する場や仕組みがあるという社協が比較的多い。



図表 2-3-48 居住支援の在り方や体制を協議する場

~アンケート調査結果のまとめ~

≪地域の居住支援ニーズ≫

地域の居住支援ニーズの把握

- ○高齢者、障害者、生活困窮者等の地域の居住支援ニーズについて、何らかの方法で 把握している社協は、「全体」では51.6%であるが、居住支援ニーズを意識してお り、かつ体制整備が進んでいる「取組推進社協」では87.2%を占める。
- ○政令市・特別区・中核市といった自治体規模が大きいほど、居住支援ニーズを把握している割合が高い。

地域の居住支援ニーズの認識

- ○地域の居住支援ニーズの認識は、全体では「既にニーズが顕在化し、取組課題となっている」が 23.6%であるが、 自治体規模が大きいほど居住支援ニーズを認識している割合が高い。
- ○何らかの方法によって居住支援ニーズを把握している社協のほうが、居住支援ニーズを認識している割合が高い(設問間クロス)。また、借家率が高い地域の社協ほうが地域の居住支援ニーズを認識している(高齢世帯借家率別クロス)。さらに、相談支援事業を複数受託している社協のほうが、居住支援ニーズを認識している(相談支援事業の受託数別クロス)。

≪居住支援に関する地域の連携体制・社協の体制≫

居住支援に関する地域の連携体制

- ○職員それぞれの個々の属人的なつながりで必要な機関・人につないでいる地域は56.9%、職員が所属する機関が必要な機関と協力体制を構築している地域は34.0%、機関同士の横の連携が図られ包括的な支援の基盤が構築されている地域は2.6%であり、職員個々の属人的な関係性での対応が半数以上を占めた。
- ○外部機関との連携上の課題としては、連携先等の社会資源がないこと、保証人・緊急連絡先が不在の場合の対応に苦慮していること、物件確保が難しいこと、外部機関との協議の場がないこと、内部体制の未整備などが挙げられた。

社協の体制

- ○社協内部の相談窓口について、高齢・障害・生活困窮等の<u>各部署内の相談業務の中で受けている社協が 8 割を超え</u>、居住支援の専門相談窓口を設置しているのは少数だった。
- ○地域において機関同士の横の連携が図られ<u>包括的な支援の基盤が構築されている</u>地域に所在している社協では、居住支援の専門相談窓口を設置している割合が高い。また、そのような地域にある社協のほうが、相談を受けた後に関係部署間で協議の上、支援の担当職員を決めている(設問間クロス集計)。

- ○住まいの支援のあり方や体制について協議する場や仕組みの有無については、「取 組推進社協」の約4割が、社協内部のみに限らず外部機関を含めて協議する場があ る。
- ○相談支援事業を複数受託している社協のほうが、住まいに関する相談への対応職員を関係部署間で協議して決定する割合が高く、また支援の在り方や体制について外部機関も含めて協議する場があると回答した割合が高い(相談支援事業の受託数別クロス)。
- ○社協内部の体制面の課題としては、マンパワー不足や組織的な体制の未整備、知識・経験・ノウハウ・情報の不足などが挙げられた。

≪入居までの支援の実施状況≫

- ○提供している入居までの支援の全般を通じて、<u>取組推進社協の実施割合が高く、な</u>かでも住まいに関する相談に応じている取組推進社協は83.7%を占める。
- ○支援の中で、社協自ら実施している支援として最も多いのは、支援プランの作成・ 必要なサービスのコーディネートだった。

≪入居後支援の実施状況≫

入居後支援の実施状況

- ○入居後の支援として実施割合が高いのは安否確認・緊急時対応や定期、または随時 の訪問、金銭・財産管理、就労支援などである。全般的に「取組推進社協」のほう が実施割合は高いが、なかでも安否確認・緊急時対応と定期・随時の訪問の実施割 合は 50%を超える。
- ○その実施方法について、<u>社協のみ実施している割合が高いのは金銭・財産管理、つ</u>ないだ他機関のみ実施の割合が高いのは買い物支援や家事援助だった。

民間営利セクターとの連携

- ○他機関と連携して実施している場合、特に「民間営利セクター」の連携先として多く挙げられたのは、安否確認や見守りにおける緊急通報システム会社や配食サービス、買い物支援におけるスーパーやショッピングセンター等の小売店、金銭管理やトラブル対応、死後事務委任における弁護士・司法書士等の士業だった。
- ○民間営利セクターと連携することによるメリットとしては、支援の幅が広がることや本人の変化に気づきやすくなること、専門的な支援につながること、制度に縛られない柔軟な対応ができることなどが挙げられた。一方、民間営利セクターと連携する上の課題としては、民間営利セクターにとっての事業性、利用者の費用負担、連携先とつながるための情報やきっかけがないなどが挙げられた。

(4)社会福祉協議会における居住支援の位置づけと連携体制 ~アンケート調査の結果から~

日本大学文理学部社会福祉学科 教授 白川泰之

1)課題としての認識

居住支援に関して、何らかの取組を行うかどうかは、それが政策課題として認識されているかどうかと密接に関連している。さらには、その前段階として、それが政策課題たりうるのか否かの問題意識を持っているかが重要なファクターと言える。居住支援のニーズ把握は、居住支援が政策課題足りうるか否かを測定するアクションであるが、居住支援のニーズの把握について、「関係機関等へのアンケート調査やヒアリング調査を通じて、把握できている」という丁寧な取組を行っている社会福祉協議会は全般的に多くはないものの、政令市・特別区・中核市(以下「政令市等」という。)において相対的に比率が高くなっている(P.13 図表 2-3-9)。また、居住支援のニーズに関しても、「既にニーズが顕在化し、取組課題となっている」は、政令市等において相対的に比率が高くなっている(P.14 図表 2-3-10)。

こうした要因として、1 つには、一般的に都市部では持ち家率が低く、住宅確保要配慮者が一定数存在するであろうことを前提にしっかりとした調査が行われる傾向があること、2 点目として賃貸住宅市場の規模が大きく、不動産事業者に対する調査を実施して、一定の母数を確保した上で定量的な把握をしやすいことがあるのではないか。一方の町村部では一般に持ち家率が高いために、ニーズ把握のインセンティブが働きにくいことが想定され、居住支援ニーズを「把握する予定はない」が 3 割を超えている。また、町村部では、「顕在化していないし、潜在的なニーズも少なく優先度が低いと認識」、「判断できない」が相対的に高くなっている(P.14 図表 2-3-10)。

居住支援が、持ち家率の高い町村部においては住宅の確保に困るという状態はイメージしにくいことは理解できるところではあるが、ニーズを「把握する予定はない」、ニーズの認識が「判断できない」ことは、改善の余地があるのではないか。実際に町レベル又は市町村合併前の郡部エリアで居住支援に取り組んでいる事例もある。これは、少なくともこれらの自治体ではニーズがあるからである。ニーズ把握のための調査は、行政主体で行うことも可能であるため、役割分担を整理して何らかの形で調査が進められることを期待したい。

2)連携体制と内部体制

居住支援の地域における連携体制については、政令市等では「相談に応じる職員が

所属する機関が、必要な機関と協力体制を構築している(個人と個人の協力から、機関と機関の連携へ)」の比率が最も高く、一般市と町村では、「相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要な機関・人につないでいる」の比率が最も高い(P.15 図表 2-3-11)。政令市等では組織的な対応を行う体制の整備が進んできていることが伺える。

住まいの相談窓口については、「高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務の中で受けている」の比率がいずれの都市の規模でも最も高く、大きな差はなかった (P.19 図表 2-3-15)。一方、この場合の住まいに関する相談の担当職員については、いずれの都市の規模でも「担当職員は決まっておらず、相談を受けた職員が個々に対応している」の比率が最も高かったが、都市の規模が大きいほどこの傾向は高くなっている (P.20 図表 2-3-16)。これには、2つの要因が考えられる。1つは、都市の規模が大きいほど、「居住支援の専門相談窓口を設置している」比率が高いため、そもをも専門スタッフが対応している比率が相対的に高いと考えられることがある。もう1つは、機関同士の連携が進んでいるため、居住支援の担当者を明確化しなくても、連絡調整が機能できるようになっていると考えられることである。そういう意味では、機関同士の連携が進んでおらず、属人的なつながりの中で個々の職員が対応する場合、つまり、たまたま相談を受けた職員が業務の相当程度抱えざるを得ないという状況とは異なるのではないだろうか。

専門相談窓口を設置している場合について、利用者が転居せずに居住を継続できた事例について自由記述で回答を得ている(P.22 何らかの支援により住居継続ができたケース(自由回答))。さまざまな具体的事例が寄せられているが、住居確保給付金の活用が多く見られた。これが COVID-19 の影響をどの程度受けたものであるかは分からないが、居住継続に大きな役割を果たしていることが伺われる。その他、金銭管理などの生活支援サービスの導入といった社会福祉協議会の強みを生かした事例が挙げられている。できるだけ住み慣れた地域で暮らしを継続できるよう支援することは、高齢者の地域包括ケアに代表されるように、地域の一員としての暮らしを支える上で重要な取組である。居住支援は、転居成約件数に目が行きがちであるが、住宅確保要配慮者が地域の一員として生活を継続できるような「予防」としての居住支援にも目を向けていく必要がある。

3)入居前の支援

特に、支援実施の比率が高かったものは、「住まいに関する相談に応じる」、「不動産業者・物件の紹介」となっている(P.27 図表 2-3-21)。また、社会福祉協議会自らが実施している場合が多い支援としては、「内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い」、「支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート」、母数は少ないが、サブリー

スもある。一方、他と連携して実施している場合が多い支援としては、「家賃債務保証」、「シェルター等への一時的な入居支援」、「賃貸借契約時の保証人の確保」がある (P.27 図表 2-3-22)。

全体的に見ると、多くの支援の実施について、外部との連携が図られている状況にあるが、入居前後を見据えた支援メニューとして、「支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート」を社会福祉協議会自らが担っている比率が高いことは重要な意味を持つと考えられる。社会福祉協議会は、行政からの委託事業も含め様々な支援メニューを持ち、かつ、地域とのつながりを構築する役割を持つことを考えると、「入居して終わり」ではなく、「入居後いかに暮らすか」までを見据えた支援をコーディネーターする機能が期待される。市町村居住支援協議会の有無や居住支援法人の活動状況などによって、コーディネート役を社会福祉協議会が単独で抱える必要まではないが、何らかの形でかかわりを持ち、強みを発揮することが期待される。

4)入居後の支援

支援実施の比率が高かったものは、「定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)」、「金銭、財産管理」、「安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)」が挙げられる (P.31 図表 2-3-25)。いずれも、入居者本人の利益になるだけでなく、賃貸人にとっても、経営上リスク回避としてのニーズが高いものと言えよう。

他機関との連携状況を見ると、社会福祉協議会のみが実施している比率が相対的に高いものとして、「金銭、財産管理」があるが、他の支援は、社会福祉協議会のみが実施している比率は、10%台又はそれ未満である(P.32 図表 2-3-26)。何らか他機関と連携している場合、全体的に見ると、地域包括支援センターなどの公的機関、民生委員などのボランタリーセクターが多い傾向にある(P.34 図表 2-3-27)。これは、社会福祉協議会の事業運営において、居住支援に限らず地域における連携体制がすでに構築されていることによるものと推察される。

一方で、今後、連携を進めていきたい連携先については、カテゴリーとして、公的セクターやボランタリーセクターが挙げられている傾向があるのは、現在の連携先の延長線上と考えられるが、一部支援については、民間営利セクターへの期待も見て取れる(P.41 図表 2-3-29)。具体的には、次のとおりとなっている。

- ●「安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)」
 - …「IOT 機器等を提供するテクノロジー関係企業」と「郵便・新聞・宅配等の 配達関係」
- ●「定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)」
 - …「郵便・新聞・宅配等の配達関係 |

- ●「買い物支援」
 - …「スーパーやショッピングセンター等の小売店」
- ●「金銭、財産管理」
 - …「金融機関」、「弁護士・司法書士等の士業」
- ●「近隣や家主とのトラブル対応」
 - …「不動産会社(大家含む)」、「弁護士・司法書士等の士業」
- ●「死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等」、「家財処分・遺品整理」
 - …「弁護士・司法書士等の士業」

以上を見てみると、1つには、暮らしぶりの把握のネットワークを広げたいという意図が見て取れる。これは、「安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)」、「定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)」に表れている。機器の活用も含め、入居者の暮らしぶりを把握する手段の充実を図ろうとするものであり、本人にとっても、賃貸人にとっても安心材料を補強する意味を持つ。2つ目として、専門的な対応を要する場面に対するニーズである。「金銭、財産管理」、「死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等」、「家財処分・遺品整理」について、「弁護士・司法書士等の士業」との連携を望む回答に表れている。これらは、法的側面で専門的な対応を要する場面がありうることから、こうした回答が上がってきているものと考えられる。いずれも、具体の事例で対応に苦慮した又は不十分さを実感した事例があったことが背景にあるのではないだろうか。居住支援は、型にはまった支援ではなく、「居住」という視点から、個々の住宅確保要配慮者の生活課題の解決を図るものと言える。その意味では、民間営利セクターのような、これまで社会福祉にとってあまりなじみがなかったような多様な主体との連携により、「支援の幅」を広げていくことが期待される。

5)今後の取組意向

社会福祉協議会内の個別支援の体制整備について、都市の規模が大きいほど、「現状の体制を維持する予定」、「体制を拡充・強化していく予定」との回答の比率が高くなり、逆に、都市の規模が小さいほど、「特に今後の方針は決まっていない」との回答の比率が高くなっている(P.55 図表 2-3-31)。また、他機関との連携体制の構築についても、都市の規模が大きいほど「既存の機関同士の連携体制を拡充・強化していく予定」との回答の比率が高くなり、都市の規模が小さいほど、「特に今後の方針は決まっていない」との回答の比率が高くなっている(P.56 図表 2-3-32)。これは、冒頭に述べた居住支援のニーズ把握の状況やニーズに関する課題認識とも相関していると考えられる。

居住支援法人としての指定については、政令市等で指定を受けている社会福祉協

議会が高めに出ているが (P.57 図表 2-3-33)、指定を受けていない場合に今後指 定を受ける意向があるかどうかについては、「ない」と「分からない」に二極化して おり、都市の規模による傾向は特に見られなかった (P.57 図表 2-3-34)。居住支 援法人の制度は、業務独占ではなく、介護保険事業者の指定のように特定の制度か らの給付を受けるための性格を持つものではなく、指定を受けなくても居住支援の 取組を行うことは可能である。その意味では、無理に居住支援法人の指定を受ける 必要まではないとも言えるが、政策的に社会福祉協議会を居住支援居住支援法人に 誘導していくのであれば、やはり指定を受ける明確なメリットを打ち出していくこ とも必要ではないか。「令和3年度居住支援法人フェースシート調査」(国土交通 省。https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/safetynet/documents/01.pdf。P.16) によると、居住支援法人の指定を受けた目的について、主なものとしては「自治体 の指定を受けることで信用が高まる」(34.9%)、「補助金が活用できる」(27.2%)、 「ネットワークが広がることを期待」(24.8%) が挙げられている。社会福祉協議会 は、法定の組織であり、公的な信用の面で不足していることはない。また、地域ネ ットワークについては、指定制度に頼るまでもなくすでに様々な事業を通じて体制 を整えているが、挙げるとすれば不動産業界とのつながりを強化できる点があるだ ろう。補助金については、その金額が人件費等として十分なものかなど財源として の魅力を感じるか、また、補助金を得る(得た)ことによる事務負担(申請等に係 る書面作成など)の増加との兼ね合いでコスト的に見合うかどうかもポイントにな ると思われる。

さらに言えば、日々の支援業務の中で、意図せずにすでに実質的に居住支援を行っている場合もありうる。あえて「居住支援」という政策枠組みで、そうした支援業務を捉え直すことの意味-住宅確保要配慮者にとってよりメリットが得られる、社会福祉協議会の活動に新しい意味付けや価値を与えられる、ネットワークの拡充によって業務の効果・効率の向上が見込まれるなど-について、政策立案のサイドから強いメッセージを発することができるかが鍵になってくるのではないだろうか。

2. ヒアリング調査

(1)ヒアリング調査の目的

アンケート調査「社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査」の回答内容等を 参考にして、先行的に居住支援に取り組んでいる社協、及び生活支援において多様な主体と 連携している社協を抽出し、取組状況の詳細をうかがうためのヒアリング調査を実施した。

(2) 実施概要

①主な調査項目

居住支援に取組む背景・経緯/地域の連携体制における社協の役割/社協内部の体制 入居前・入居後支援の実施状況/他機関との連携状況/取り組む上での課題 等

②調査方法

オンライン、もしくは訪問による聞き取り調査

③調査期間

2022 (令和 4) 年 10 月 28 日~1 月 20 日

④事例としてのとりまとめ

ヒアリング調査で得られた結果をもとに、委員会にて 7 団体を選定し事例集としてとり まとめた。

(3) 社会福祉協議会における居住支援の取組事例

団体名	取組内容・特徴
本別町社協	隣人住民同士の見守り・支え合いを基盤とした居住支援
船橋市社協	居住支援協議会の相談窓口を担い、幅広い支援メニューを揃えてリスク軽減
府中市社協	地域福祉コーディネーターと地区社協による寄り添い支援
菊川市社協	居住支援協議会の設立を目指した地域の支援者との関係づくり
岸和田市社協	居住支援協議会の実践的な構成員による機動力のある支援の提供
奈良市社協	社協内の4つの地域福祉担当課による相談受付、権利擁護で培った対応力
都城市社協	障害者への居住サポート事業を通じた関係機関との連携による住まいの支援

本別町社会福祉協議会

~隣人住民同士の見守り・支え合い活動を基盤とした居住支援~

■ 法人の基本情報 ■

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
法人名	社会福祉法人 本別町社会福祉協議会	
所在地	北海道中川郡本別町西美里別 6番地 15	
職員数	84 人(うち、常勤職員 54 人)	
受託事業	安心生活創造事業/権利擁護人材育成事業/通所型介護予防事業/やすらぎ支援事業/生活支援体制整備事業/日常生活自立支援 事業	
地区社協数	_	
居住支援法人の指定	あり(令和元年 10月)	
相談窓口	地域福祉部門に居住支援の専門相談窓口を設置(兼任職員3名)	

地域の状況 □

地域の状況

本別町は、北海道・十勝の東北部に位置する。町の中心を通る国道には、道東自動車道本別 IC を有し、道央・道東圏を結ぶ拠点である。主な産業は農業・工業・林業、近年は観光をはじめ、地場産品の加工や地域包括ケアシステムの構築などにも力を入れている。

≪本別町の基礎情報≫

1 33 3 4 = 200113 12		
面積	391.91 km²	
人口	6,618人	
65 歳以上(率)	2,756 人(41.6%)	
世帯数	3,108 世帯	
高齢者世帯(率)	1,179 世帯(37.9%)	
地域包括支援センター	1 か所	
住宅総数	3,041戸	
空き家数(率)	345 戸(-%)	
持ち家数(率)	2,037 戸/67%	
借家数(率)	1,004戸/33%	

人口・世帯:国勢調査(R2.10.1 現在) 住宅:本別町空家等対策計画 その他:本別町ホームページ



地域の居住支援の状況

- ・本別町居住支援協議会設立済み(H28年2月設立 事務局:本別 町総合ケアセンター)
- ・相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を 構築(個人と個人の協力から、機関と機関の連携)

■ 居住支援活動 ■

I.取組の背景・経緯

- ・平成26年(2014年)から厚生労働省「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」に参画し、先行事例を参考にしながら事業を構築した。当時の課題として、行政の住宅部局と福祉部局の連携の推進に加え、空き家問題を検討することになった。住替えなどのニーズに応えるためにも、まずは空き家の実態把握から進めた。なお、町内は持ち家率が高く、不動産業者は1社のみで不動産の流通は多くない。すでに持ち家を所有している方がセカンドハウスとして住宅を所有し賃貸に出すことが多いので、ほとんどが個人貸しで仲介物件がほとんどない。
- ・本別町社会福祉協議会(以下、「本別町社協」という。)では、平成25年(2013年)に権利擁護や生活支援の取組を一体的に行う「あんしんサポートセンター」を設立、相談窓口での対応と支援を行ってきた。厚生労働省のモデル事業への応募理由として、あんしんサポートセンターの事業には、空き家の把握や住居の確保などの機能がなかったことが挙げられる。あんしんサポートセンターの取組の延長線上に居住支援があると捉えていた。

Ⅱ.居住支援に対する社協内部の体制

相談窓口の体制 一

- ・本別町社協は、令和元年(2019年)10月に居住支援法人の指定を受けた。本別町には居住支援協議会があったが、社協でも様々な相談を受ける中で、「居住支援相談窓口」として対外的に明示するために指定を受けた。
- ・相談窓口は本別町社協(本別町総合ケアセンター内)と地域交流拠点の 2 カ所に設置され、地域福祉部門の3名体制で取り組んでいる。相談内容は、住み替えのための金銭管理や生活支援、身寄り不在などの相談が多い。

相談受付・対応の実態 -

- ・令和3年度(2021年度)の相談件数は21件、うち成約件数は15件だった。成約率が比較的高い理由として、社協の高齢者向け賃貸住宅(22戸)が小規模多機能居宅介護事業所に併設されており、そこがセーフティネット住宅に登録されている。住み替えできる民間賃貸住宅もいくつかあり、それ以外は公営住宅になる。
- ・もともと金銭管理の支援をしていた方で、それに付随して家財整理の話が出たときに社協 の費用補償サービスを提案した。大家に話した結果、死亡時の家財整理と葬儀を実施する 費用補償サービスの利用により、退居せずに住み続けることができたケースもある。

居住支援に関する協議の場 -

・毎月開催するあんしんサポートセンターのケース会議で、社協のサービス利用の報告や新 規の相談内容の確認、住民の困り事などを共有している。その会議には地域包括支援セン ターや生活困窮担当の職員にも入ってもらっている。また、3 か月に1回、障害関係や高 齢関係の部署等も参加するあんしんサポートセンターの行政合同会議があり、伝達漏れ のないようにしている。

Ⅲ. 居住支援に関する地域の連携体制

- ・本別町居住支援協議会の事務局は行政の福祉部局(総合ケアセンター)が担い、会議は年 4回開催している。協議会には、行政の住宅・福祉・移住相談・環境衛生の4部局、本別 町社協、建築関係者、不動産業者、司法書士、弁護士のほか、北海道庁や一般社団法人家 財整理相談窓口、一般社団法人全国住宅産業協会等がオブザーバー参画している。
- ・町内自治会では、「ひとりの不幸も見逃さない」というキャッチフレーズで「在宅福祉ネットワーク活動」という住民同士の支え合い活動を行っている。見守り活動、生活支援活動(買い物支援等)、除雪活動、地域サロン活動、災害時支援活動の5つの柱で活動しており、従来から地域の基盤が整っていた。協議会にも自治会連合会の会長が参画している。

IV. 入居前・入居後の支援の内容

居住支援の内容・取組方法 -

- ・民間事業者から自動音声システムの安否確認サービスが提供されており(あんしんすまい保証サービス事業「見まもっ TEL プラス」)、それを社協からも紹介している。ただし、このサービスは民間賃貸住宅でしか使えないことから、持ち家率が高い本別町での実績はほとんどない。住宅は3,000 戸程度で7割近くが持ち家である。残りのほとんどは公営住宅となっており、民間賃貸住宅は一部に限られる。
- ・公営住宅において金銭・財産管理、近隣や家主との間のトラブル対応、死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等のケースが生じた場合、行政の住宅部局から社協に連絡がくる。
- ・本別町社協の役割は、入居前~入居時~入居後の継続的な伴走サポートと認識しており、 社協が主導的な役割を担っている。サービスは、死後事務や生前事務、「あんしん預かり サービス」(利用者の判断能力の有無に関わらず金銭管理をする)などがある。
- ・家賃債務保証は行っていない。緊急連絡先がいない場合、生前事務委任契約をして緊急連 絡先を引き受けたケースが1件ある。
- ・自治会ベースの活動が活発になっており、それをベースに関係者を巻き込みながら、「あんしんサポーター」として活動してもらっている。地域で悩みを抱えている方々の調査を行い、悩みを抱えている住民の人数と、それに対応するためのサポーターの人数を把握した上で、あんしんサポーターになってもらい対応をお願いする。

実施している居住支援の内容

~社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査より~

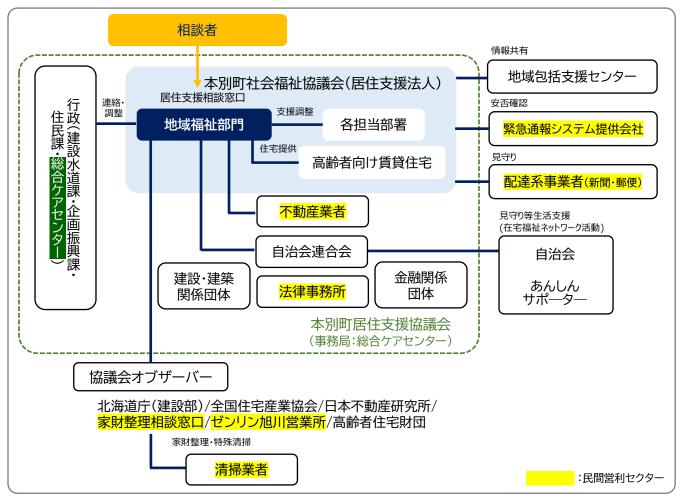
		自ら実施	他と連携 して実施
	A 住まいに関する相談に応じる	•	
	B 不動産業者・物件の紹介	•	
	C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	•	
住宅確保支援	D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	•	•
確	E 緊急連絡先の確保	•	
保 支	F 賃貸借契約時の保証人の確保	•	
援	G 家賃債務保証	•	•
	H 社協で借り上げて入居支援(サブリース)		
	I シェルター等への一時的な入居支援		
	J 引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援	•	•
		自ら実施 (含 自ら 実施が多 い)	他機関の み実施(含 他機関に つなぐ)
	K 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	•	
	L 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	•	
M ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い			•
4-	N 買い物支援	•	
活	O 家事援助	•	
生活支援	P 病院同行(入退院支援)	•	
1次	Q 金銭、財産管理	•	
	R 近隣との関係づくり、サロン等への参加	•	
	S 近隣や家主との間のトラブル対応	•	
	T 就労支援		•
死	U 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等	•	
後対	V 家財処分・遺品整理		•
応	W 葬儀、納骨等		•

民間営利セクターとの連携 -

- ・家財整理相談窓口の会員事業者である株式会社野田組とは連携しており、特殊清掃などの 対応経験も多く、安心して任せられる。
- ・新聞配達事業者や郵便局から、郵便物が溜まると社協に連絡が入ることもある。夜に電気がついていなかったり、冬は煙突からストーブの煙が出ていなかったら近隣住民から連絡が来るなど、自然に地域の中で協力関係ができている。
- ・社協の基礎体力や取組の進捗具合によって、外部の協力の必要度が変わってくる。地域づくりができている地域では内部で完結する場合が多い。地域福祉のベースを社協がどの 程度担っているかが連携先との信頼関係に関わってくる。
- ・本別町のように人口規模が小さくても福祉資源が豊富な地域の場合、連携先同士の横連携

システムまで移行しなくても、必要な機関の協力体制で十分機能する。地域規模と地域福祉の吸収力の2点が体制選択のポイントになる。

連携体制(イメージ)



船橋市社会福祉協議会

~居住支援協議会の相談窓口を担い、幅広い支援メニューを揃えてリスク軽減~

■ 法人の基本情報 ■

法人名	社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会	
所在地	船橋市本町2丁目7番8号 船橋市福祉ビル3F	
職員数	160人(うち、常勤職員 23人)	
受託事業	地域生活支援(高齢者・障がい者等)/ふなばし高齢者等権利擁護	
	センター/生活福祉資金貸付事業	
地区社協数	24 か所	
居住支援法人の指定	なし	
相談窓口	生活福祉資金貸付事業相談業務と兼務で対応(兼務職員2名)	

■地域の状況|

地域の状況

船橋市は、千葉県の北西部に位置し、都心や成田空港から近く、京 葉港や交通網を併せ持つなど、恵まれた立地条件を備えている。千 葉県内では、千葉市に次いで第 2 位の人口規模で、中核市の指定 を受けている。

≪船橋市の基礎情報≫

面積	85.62 km²
人口	642,907 人
65 歳以上(率)	152,773 人(24.3%)
世帯数	289,916 世帯
高齢者世帯(率)	60,151 世帯(20.8%)
地域包括支援センター	14 か所
住宅総数	277,220戸
空き家数(率)	31,140戸(11.2%)
持ち家数(率)	171,740 戸(62.0%)
借家数(率)	97,420戸(35.1%)

人口・世帯:国勢調査(R2.10.1 現在) 住宅:平成 30 年住宅・土地統計調査 その他:船橋市ホームページ



地域の居住支援の状況

- ・船橋市居住支援協議会あり(H29 年 5 月設立 事務局:船橋市社 会福祉協議会)
- ・協力不動産店登録制度あり(登録28店)
- ・相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を 構築(個人と個人の協力から、機関と機関の連携)

■ 居住支援活動 ■

I.取組の背景・経緯

- ・平成27年度(2015年度)に「船橋市住生活基本計画」の改定、「船橋市高齢者居住安定確保計画」が策定され、その中で船橋市居住支援協議会の設立が施策として位置付けられた。実態として、市営住宅の入居世帯の約7割が高齢世帯であり、また高い倍率だったので、市営住宅に入居できない住民向けの支援が必要であり、主に高齢者を対象とした居住支援サービスが組み立てられた。
- ・平成28年度(2016年度)には、船橋市住宅政策課(市営住宅担当)が事務局となって設立準備会を開催した。当時は居住支援協議会の先行事例もなく、行政主導で進められたが、住宅確保要配慮者へのサポートは福祉関係者が参画したほうが、より良い運営ができるだろうと考えられた。そこで、行政から依頼があり、福祉的な目線で関わることができ、相談者が安心して相談できる船橋市社会福祉協議会(以下、「船橋市社協」という。)が事務局を担うこととなった。平成29年(2017年)5月、船橋市居住支援協議会を設立、同年7月に相談窓口として「住まいるサポート船橋」が開設された。

Ⅱ.居住支援に対する社協内部の体制

相談窓口の体制 一

- ・船橋市居住支援協議会は、相談対応が主な業務として位置づけられており、相談窓口の名 称は「住まいるサポート船橋」として船橋市社協の日常生活支援課に設置されている。状 況に応じて相談者宅等へ訪問して相談に乗っており、訪問が必要な相談者に対応できる ことは、社協が窓口を担っている一つのメリットでもある。
- ・日常生活支援課は課長を含め6人体制となっている。そのうち、担当の兼務職員(貸付と居住支援担当)と課長の2名が居住支援の相談に対応できる。初期相談やインテークであれば日常生活支援課の職員が対応できるが、具体的に話を進めていくのは担当職員と課長の2名である。

相談受付・対応の実態 ―

- ・平成30年度(2018年度)は、相談者の約8割が高齢者だったが、現在は6割くらいとなり、精神障害者やDV被害者、低額所得者等からの相談が増えてきた。また、特性が重複している方、制度の狭間にいる方も多い。
- ・令和4年度(4~11月末現在)の相談件数は延べ523件、相談者数は77人で、物件成約数(転居をした数)は14件である。行政から住まいるサポート船橋を紹介されて相談にくる方が多い。
- ・相談対応してきたことで、地域包括支援センター、各事業所のケアマネジャーやヘルパー、 地域の民生委員等と、より密につながることが増えた。コミュニケーションの機会も増え、 情報共有や連携ができるにようになった。

居住支援に関する協議の場 -

- ・一つの相談が複数の分野に分かれるケース、同行が必要なケースなど、例えば世帯分離が必要なケースでは、家族のうち一人は自立相談支援事業担当窓口で担当し、もう一方に居住支援担当者が関わるなど、役割分担しながら対応している。
- ・船橋市では生活困窮者自立支援事業を生活クラブが受託しており、現在は月に一度、支援 調整会議というケース会議を開催している。この会議は居住支援に特化したものではな いが、船橋市社協も生活福祉資金貸付事業等を担っている関係で出席している。そういう 会議を通じて、関係性や役割分担もできてきた。

Ⅲ. 居住支援に関する地域の連携体制

居住支援に関する連携体制 -

- ・市内の約400~500の不動産店のうち、協力不動産店は28店である。当初、協力不動産店は10店くらいからスタートであり、船橋市内の不動産業者も「千葉県あんしん賃貸住宅協力店」に登録されており、その登録店等を中心に訪問して協力依頼した。そのほか、不動産業者側から行政の住宅政策課に協力を申し出てくれたり、生活困窮者自立支援の関わりから協力不動産店が増えてきた。
- ・さらに、船橋市社協側から営業して不動産業者を開拓しており、必要に応じて行政の住宅 政策課に同席してもらう。不動産業者に依頼する際には、業務に支障のない曜日や時間帯 に訪問する。事業者にとって居住支援に協力することが重荷になってしまうと、協力事業 者も離れてしまう。大きな家賃収入は見込めないかもしれないが、空き室を減らすことに はつながる。福祉的な視点を持った不動産事業者の担当者もいるため、直接会いに行くこ とで、次第に話を聞いてもらえる関係性になった。

地域とのかかわり ―

- ・実態として、相談があった場合に必要に応じて地域包括支援センターにつなげるなどの対応をしている。支援が求められるのは、身寄りがいない方、例えば障害があることが原因で家族から見放されてしまい、緊急連絡先に困っている方などである。
- ・市内での転居であっても電車の路線が変わる、あるいは市内でも東部や北部などのエリア が変わるだけでも地域特性が大きく異なるため、現在の地域を越えた転居は本人や支援 者にとってハードルが高い。
- ・船橋市社協が支援をするのであれば、地域のサロン活動や福祉まつりに参加するなど、相談者が地域とのつながりを持ち、転居を通して「地域福祉」に関わるような支援がしたい。 地域につなげることで見守りにもつながる。
- ・現在は地域包括支援センターの勉強会等の機会に居住支援の紹介をしている。居住支援の相談窓口の認知度を高めるために、市民向けの講演会の開催、ホームページ等での情報提供、広報誌等で紹介記事を掲載したり、地域包括支援センターにパンフレットを置かせてもらうなどしている。

IV. 入居前・入居後の支援の内容

実施している居住支援の内容

~社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査より~

		自ら実施	他と連携 して実施
2	A 住まいに関する相談に応じる	•	
	B 不動産業者・物件の紹介	•	
	C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	•	
住宅確保支援	D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート		•
確	E 緊急連絡先の確保		•
1休 支	F 賃貸借契約時の保証人の確保		
援	G 家賃債務保証		
	H 社協で借り上げて入居支援(サブリース)		
	I シェルター等への一時的な入居支援		•
	J 引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援		
		自ら実施 (含 自ら 実施が多 い)	他機関の み実施(含 他機関に つなぐ)
	K 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)		•
	L 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	•	
	M ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い		•
4	N 買い物支援		•
活	O 家事援助		•
生活支援	P 病院同行(入退院支援)	•	
坂	Q 金銭、財産管理	•	
	R 近隣との関係づくり、サロン等への参加	•	
	S 近隣や家主との間のトラブル対応		
	T 就労支援		•
死	U 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等	•	
後対	V 家財処分・遺品整理	•	
心心	W 葬儀、納骨等	•	

居住支援の内容・取組方法 --

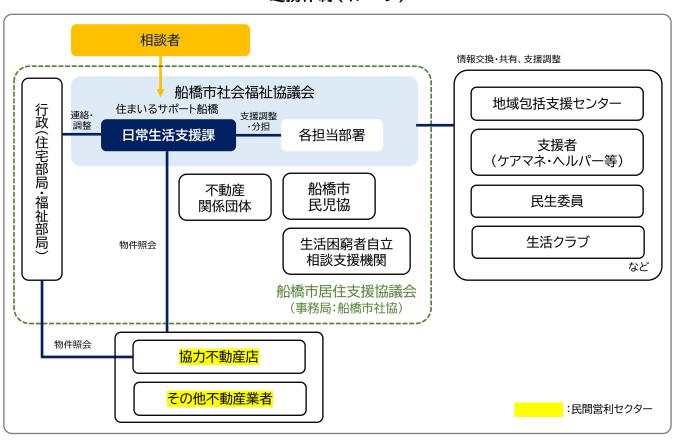
・入居までの支援は、相談受付から始まり、賃貸物件情報の提供、必要であれば内覧や契約、 不動産店へ同行する。加えて、緊急通報・見守りサービス、安心登録カード、亡くなった 後の身じまいサービスといった支援メニューがあり、これらは「基本サービス」と位置づ けている。「その他のサービス」として、同行支援や家賃預かり・支払い代行、金銭管理・ 財産保全、声の電話訪問、家事等の生活支援、入退院時支援、高齢者住み替え支援がある。 相談者は自立した方も多く、生活支援サービスを利用しているケースはほとんどない。転 居先でも、ケアマネジャーと調整してヘルパーや福祉用具を手配してもらい、それまでの 生活を継続でき、安心して生活できるようにしている。

- ・「身じまいサービス」は相続にも関わるので、身寄りのない方が対象となるが、該当者が ほとんどいないので、そのサービスを求める不動産店や家主もあまりいない。「緊急通報・ 見守りサービス」も、本人が仕事をしている場合など、仕事先で見守りの代わりとなって いるのであれば不要という家主もいる。
- ・相談者の生活状況に日々変化がある中で、すぐに相談できる地域包括支援センターにつな ぐことで、相談者の情報を共有でき、本人も安心して生活でき、家主は安心して貸してく れる。親族には、遠方であってもなるべくこちらから連絡を取るようにしている。本人だ けでなく、その方に係る多くの関係者と話をすることで見えてくるものも多くある。

民間営利セクターとの連携 -

・居住支援事業においては、配食サービス等の民間営利セクターとつながることで見守りの 強化につながることが考えられる。また、居住支援事業をきっかけに、これまで船橋市社 協が連携していなかった新たな組織とつながることができる。居住支援事業を入り口に、 民間営利セクターとつながりを持ち、ほかの事業にも広げることができるとよい。

連携体制(イメージ)



府中市社会福祉協議会

~地域福祉コーディネーターと地区社協による寄り添い支援~

■ 法人の基本情報 ■

法人名	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会
所在地	東京都府中市府中町 1-30
職員数	268 人(うち、常勤職員 105 人)
受託事業	地域包括支援センター/障害児・者への相談支援/日常生活自立支援事業/生活支援コーディネーター(1層・2層)/地域福祉コーディネーター
地区社協数	11 か所
居住支援法人の指定	なし
相談窓口	居住支援の専門相談窓口を設置(専任職員2名)

地域の状況 ■

地域の状況

府中市は、東京都のほぼ中央、新宿から西方約22kmの距離に位置する。南端の多摩川より北は約1.7kmにわたって平坦地が広がり、これより東西に走る高さ約6~7mの崖線から北へ約2.5kmにわたって立川段丘が広がる。

≪府中市の基礎情報≫

WAS THE OF EMPLISHED		
面積	29.43 km²	
人口	262,790 人	
65 歳以上(率)	56,764 人(22.2%)	
世帯数	123,931 世帯	
高齢者世帯(率)	23,859 世帯(19.3%)	
地域包括支援センター	11 か所	
住宅総数	115,350戸	
空き家数(率)	14,980 戸(13.0%)	
持ち家数(率)	59,830戸(51.9%)	
借家数(率)	50,970 戸(44.2%)	

人口・世帯:国勢調査(R2.10.1 現在) 住宅:平成 30 年住宅・土地統計調査 その他:府中市ホームページ



地域の居住支援の状況

- ・府中市居住支援協議会あり(R2 年 7 月設立 事務局:市住宅課)
- ・協力不動産店登録制度あり(登録27事業者)
- ・相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を 構築(個人と個人の協力から、機関と機関の連携)

■ 居住支援活動 ■

I.取組の背景・経緯

- ・府中市社会福祉協議会(以下、「府中市社協」という。)の福祉事業全般において、高齢者 や障害者等と関わる機会が多く、保証人不在の問題や転居の手続きが困難などの相談を 受けており、それらの相談を受ける中で居住支援の必要性を認識した。
- ・府中市では、小地域での支え合い活動に取り組むため、平成26年度(2014年度)から地区社協の運営について検討が始まり、平成27年度(2015年度)には地区社協準備委員会が設置された。福祉サービスが市民に届きやすくするため、エリアを6圏域から日常生活圏域の11圏域へ細分化し、「地域福祉コーディネーター」を配置した。
- ・令和4年度(2022年度)からは「住宅セーフティネット住まい相談事業」(府中市居住支援協議会の相談窓口)を府中市から受託している。以前は、東京都宅地建物取引業協会府中稲城支部(以下、「宅建協会」という。)と協力して「民間住宅あっ旋事業」や「高齢者等居住保証事業」を実施していた。また、府中市が実施している高齢者住替支援事業や住宅課の住宅セーフティネット事業の窓口があったが、それらを住宅セーフティネット住まい相談事業に一本化した。それにより、住まいに関する相談窓口が明確になった。
- ・「第3次地域福祉活動計画」において、地区社協の設置や地域福祉コーディネーターの配置が重点目標に掲げられた。地域福祉コーディネーターは、住民の困り事を吸い上げる役割があると認識している。同様に、住宅セーフティネット住まい相談事業を受託するにあたっては、住宅問題の背景にある日常生活上の課題に迫っていく意識があった。住民の困り事を顕在化させて、その地域の社会資源を活用して解決していくのが地区社協であり、そのために地域福祉コーディネーターが伴走支援を行っている。

Ⅱ.居住支援に対する社協内部の体制

相談窓口の体制 -

- ・住宅セーフティネット住まい相談事業の相談窓口は、福祉専門職と事務員の2名の専任職員(地域活動推進課まちづくり推進係)からなる。対象は高齢者や障害者、低額所得者など住宅確保要配慮者であるが、必ずしもこのカテゴリーに属さない方もいる。相談窓口が「交通整理」を行い、課題を社協内で調整し、役割分担しながら動ける体制になっている。実際の支援では、地域福祉コーディネーターにつなげていくケースもある。相談者の周辺に支援体制がなければ、地域福祉コーディネーターが支援チームを形成することもある。
- ・相談者は市役所の生活困窮者支援の窓口や地域包括支援センター、高齢者支援の担当窓口 から紹介を受けるケースが多い。府中市が定期的に「困りごと相談会」を実施し、そこで 地域福祉コーディネーターが相談を受ける中で、住まい探しにつながったケースもある。

相談受付・対応の実態ー

・窓口が一本化された住宅セーフティネット住まい相談事業への延べ相談件数は、令和4年

上半期で約860件である。うち居住支援法人への相談手続きにつながった件数は46件、 契約に至った件数は26件である。相談者の中では高齢者が圧倒的に多い。

- ・通常のフローとしては、住まいに関する相談がきた場合、社協において「住まい相談シート」を記載し、居住支援協議会のメンバーである居住支援法人(株式会社ホームネット)に送る。そして、その相談内容をホームネットからすべての協力不動産店(27 事業者)に一括で送る。その中から返答があった物件について、ホームネットから相談者へ連絡し、内見・契約等の手続きに入る。ホームネットを介すると、協力不動産店に一括で情報を伝えることができ、また府中市に物件を保有している市外の不動産業者にも情報が伝わるといったメリットもある。例えば障害者など、協力不動産店からの物件提供だけでは解決しない事案も多く、その場合はホームネットの居住支援法人同士のパイプで、障害者の入居に強い居住支援法人を紹介・支援してもらうことなどもある。
- ・府中市社協では貸付事業を行っており、金銭的な問題を抱えている生活困窮者の相談にも対応している。生活保護の支援が必要な場合には、行政の窓口につないでいる。生活保護受給者からも住まいに関する相談を受けることもある。家賃や貯蓄などの経済状況を社協でも聞き取りし、その段階で生活維持が難しそうであれば行政につなぐ。

居住支援に関する協議の場 -

- ・府中市社協の事業所は4つある。地域活動推進課や権利擁護課があるふれあい会館のほか、別拠点に地域包括支援センターや就労支援 B 型事業所、心身障害者福祉センターの事業所を有している。それらを統括した役職員会議等の会議体があり、必要であれば居住支援が検討テーマに挙げることもできる。
- ・ケアマネジャーの懇談会や地域生活支援センターの計画相談における協議会内の連絡会 等で、行政から居住支援について周知が図られている。

Ⅲ. 居住支援に関する地域の連携体制

- ・地域福祉コーディネーターの活動実績もあり、入居前・入居後の生活支援を期待されて、 行政からの声掛けによって居住支援協議会に加わった経緯がある。
- ・令和 4 年から令和 11 年までの「第 4 次府中市住宅マスタープラン」の策定にあたって、 市内の福祉的な機関として府中市社協や社会福祉法人多摩同胞会、住宅関係者等からな る計 10 名の委員とともに、約 1 年半検討してきた。それが連携のベースにある。
- ・住宅セーフティネット住まい相談事業を受託した段階から、府中市社協からのつなぎ先として居住支援法人(ホームネット)があった。現在の協力不動産店は27団体である。入居審査が通らない方もいるので、その場合には協力不動産店以外にも、従来から府中市社協と関係がある不動産店に連絡するケースもある。
- ・行政が居住支援協議会を立ち上げて、関係機関に周知徹底を図っているので、府中市社協 としても風通しよく活動できている。ただし、医療分野など、行政が PR できていない関 係機関・分野もいくつかある。様々なステークホルダーもいて、意識が共有化できない場

合もある。一般的にはケースを通じて、現場で連携を図ることが基本だと認識している。

IV. 入居前・入居後の支援の内容

実施している居住支援の内容

~社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査より~

		自ら実施	他と連携 して実施
	A 住まいに関する相談に応じる	•	
	B 不動産業者・物件の紹介	•	•
/2	C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	•	•
住宅確保支援	D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	•	•
確	E 緊急連絡先の確保		
保 古	F 賃貸借契約時の保証人の確保	•	
援	G 家賃債務保証	•	
	H 社協で借り上げて入居支援(サブリース)		
	I シェルター等への一時的な入居支援		
	J 引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援		•
		自ら実施 (含 自ら 実施が多 い)	他機関の み実施(含 他機関に つなぐ)
	K 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)		•
	L 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	•	
	M ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い	•	
生	N 買い物支援	•	
生活支援	O 家事援助		•
支經	P 病院同行(入退院支援)		•
1友	Q 金銭、財産管理		•
	R 近隣との関係づくり、サロン等への参加	•	
	S 近隣や家主との間のトラブル対応	•	•
	T 就労支援		•
死	U 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等		•
後対	V 家財処分・遺品整理		
応	W 葬儀、納骨等		•

居住支援の内容・取組方法 一

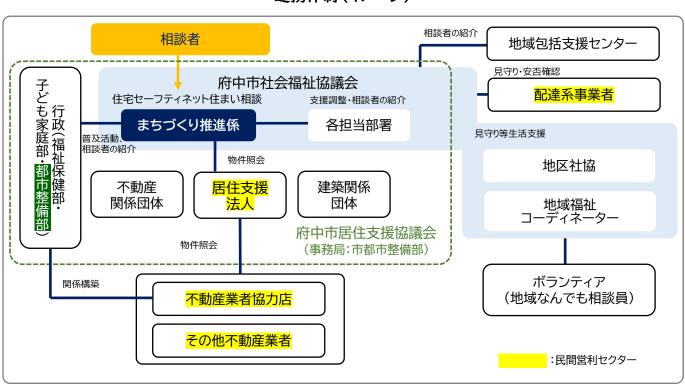
- ・入居後の支援に関しては、地域福祉コーディネーターを通じて地区社協へ支援を依頼し、 対応をお願いすることもある。府中市の場合、地域福祉コーディネーターは、中学校区域 より広い文化コミュニティ圏域に1人配置されている。地域福祉コーディネーターと地 区社協が並行して活動している地域は東京都内では府中市のみである。
- ・地域福祉コーディネーター連携事業の一環で、「地域なんでも相談員」の育成も行っており、相談員にゆるやかな見守りをお願いしている。社協による直接の支援ではないが、地

域福祉コーディネーターによる生活支援の一環で地域ボランティアにつなぎ、顔の見える関係づくりを進めている。

民間営利セクターとの連携

- ・安否確認に関して、「ひとり暮らし高齢者おはようふれあい事業」で、独居高齢者に対して東京ヤクルト販売株式会社の配達員に週3回の安否確認をお願いする事業もある。
- ・自治会等住民組織やマンション管理組合など、地域内部で見守りや安否確認を積極的に行っている組織もあるので、そのような組織との連携を図りたい。
- ・買い物支援や家事援助に関して、連携を進めていきたい連携先として不動産業者(家主含む)がある。その意図は、入居者のことを気にかけてもらうのが第一である。困っていることに気づいてもらうことと、日常生活支援で不動産店や家主のフォローが必要だということを理解してもらい、できるところを支援してもらいながら、つなぎ先につないでもらうなど、もっと密接に関わっていきたい。
- ・地域において、地域福祉コーディネーターを認知してもらい、協力・連携にあたって関係 構築をしていくことを意識している。民間企業については、社協側から働きかけて協力し てもらう場合もあれば、企業側から声掛けしてくれる場合もある。行政と各種団体や民間 企業が見守りについて協定を結んでいる。様々なつながり方もあり、居住支援を行う上で 互いの意識の違いもある。企業側のメリットも考えていく必要がある。

連携体制(イメージ)



菊川市社会福祉協議会

~居住支援協議会の設立を目指した地域の支援者との関係づくり~

■ 法人の基本情報 ■

	• • •
法人名	社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会
所在地	静岡県菊川市半済 1865
職員数	65 人(うち、常勤職員 39 人)
受託事業	生活困窮者自立相談支援
地区社協数	-
居住支援法人の指定	あり(令和3年4月)
相談窓口	地域福祉担当に居住支援の相談窓口を設置(兼任職員4名)

地域の状況し

地域の状況

菊川市は、静岡県の西部に位置し、遠州と信州を結ぶ「塩の道」など、古くから南北交通の要所として栄えてきた。菊川駅周辺や市南部を中心に市街地が広がり、近年は東名菊川インターチェンジ周辺の区画整理事業により新たな商業区域が形成され、商業のまちとして発展を続けている。

≪菊川市の基礎情報≫

1131 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
面積	94.19 km²	
人口	47,789 人	
65 歳以上(率)	12,864 人(27.2%)	
世帯数	17,759 世帯	
高齢者世帯(率)	3,132 世帯(17.6%)	
地域包括支援センター	1 か所	
住宅総数	16,480戸	
空き家数(率)	2,890戸(17.5%)	
持ち家数(率)	12,060 戸(73.2%)	
借家数(率)	4,080戸(24.8%)	

人口・世帯:国勢調査(R2.10.1 現在) 住宅:平成 30 年住宅・土地統計調査 その他:菊川市ホームページ



地域の居住支援の状況

- ・菊川市居住支援協議会設立予定(R5)
- ・機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤が構築されている(プラットフォームの構築へ)

■ 居住支援活動 ■

I.取組の背景・経緯

- ・生活困窮者自立支援事業を実施する中で、住まいに関する課題が挙がってきた。身寄りがなく、派遣で働いている方が、契約満了に伴い社員寮を退去することとなり、菊川市社会福祉協議会(以下、「菊川市社協」という。)へ相談にきた。生活保護は受けたくないとの意向で、市内の社会福祉法人に施設の居住場所と食事の提供をお願いした。このような相談に応じる中で、今後はさらに居住支援が必要になると認識し、取組を始めた。また、高齢者が施設へ入所する際に身元保証人を求められるケースが、地域包括支援センターや自立相談支援センター等から課題として挙がっており、身元保証問題も検討し始めた。
- ・菊川市では、平成23年(2011年)より、社会福祉法人やNPO法人等とともに制度の狭間の問題、複合的な課題を抱えている事例を検討するための会議体である「セーフティネット支援ネットワーク会議」(以下、「ネットワーク会議」という。)があり、そこで住まいに関する問題についても協議を重ねてきた。静岡県社会福祉協議会では居住問題に関する研究会が設けられ、先進事例の視察を行った。そこで居住支援協議会の存在を知った。
- ・ネットワーク会議には、高齢福祉や障害福祉の相談業務にあたっている社会福祉法人等の職員が参加している。生活困窮者自立支援制度における「支援調整会議」の機能も兼ねている。また、平成29年(2017年)には地域の必要な支援体制の検討を行う「支援会議」の制度も創設され、その役割もネットワーク会議が兼ねるようになった。

Ⅱ.居住支援に対する社協内部の体制

相談窓口の体制ー

- ・居住支援は地域福祉係が担当しており、4名の職員が業務にあたっている。相談内容は各事業と重なる部分もあるので、その場合は各事業の担当者と共同で支援にあたる。
- ・担当者は福祉専門職の資格を有している職員で構成しているが、本人に寄り添った支援を してくれる職員なので、あまり専門性にこだわらずに取り組んでいきたい。

相談受付・対応の実態 ――

- ・全戸配布される広報誌「社協だより」等を通じて相談窓口の周知をしている。広報誌で年 1回、居住支援や生活困窮に関する取組の特集を組むほか、社協ホームページで周知活動 を行っている。
- ・保証会社と契約する際、菊川市社協が緊急連絡先を担っている。年末年始等の休日対応が できるよう、携帯電話の専用電話番号を登録した。
- ・令和3年度(2021年度)の相談件数198件のうち、2件は不動産業者を通じて契約・入居に至った。相談件数には、入居後に相談対応を開始したケースも含まれる。菊川市独自の金銭管理サービスもあり、日常生活自立支援事業に該当しないが、金銭の取扱いが難しい方の金銭管理と見守りを「入居中支援」という位置づけで契約し、支援している。

- ・急を要する相談としては、建物の取り壊しが決定しているケース、友人の家に居候してい たが出ていってほしいと言われたなどの相談はあった。
- ・アセスメントシートは国土交通省が指定している項目を盛り込んでいる。菊川市は総合相 談管理システムを導入しており、すべての相談をそのシステムで管理しているので、氏名 で検索すると相談内容を確認できる。

居住支援に関する協議の場 -

- ・菊川市社協は市役所庁舎内にあるので、福祉に関する相談があれば行政の福祉部局とも協議することができる。菊川市は小規模自治体であり、社協職員数も限られているが、現場の職員間では住まいに関する課題の共有を図っている。社協の役員会では、居住支援等の課題に対して取り組みたい意向を共有している。
- ・菊川市社協は、本人に伴走支援していくスタンスで居住支援に取り組んでいる。本人との 継続的な関わりの中で、一緒にこれからの人生を考えていく。相談者とは何かあればお互 いに連絡を取り合える関係性ができている。困ったときに本人の頭に浮かんでくる存在 として社協があるように感じている。

Ⅲ. 居住支援に関する地域の連携体制

- ・「居住」というキーワードが生じた段階で、地域包括支援センターから菊川市社協に話が くる。ケアマネジャーや金融機関などの地域の関係者からも社協に相談する流れはある 程度できている。障害者手帳を取得されている方には、障害者支援センターが居住支援を 担っている。
- ・行政の生活保護担当課は、これまでも低家賃の物件を確保してきており、独自に不動産業者と調整しているが、社協が「居住支援に係る勉強会」を開催する際、担当課から庁内各課へ声かけしてもらっている。
- ・菊川市社協は居住支援法人として、不動産業者や福祉関係者と「居住支援に係る勉強会」 を毎年実施している。その勉強会自体が居住支援協議会になるので、菊川市社協が主導し て設立してはどうかと静岡県から打診があり、令和5年度の設立に向けて企画している。
- ・不動産業者にアンケートを実施し、「賃貸契約をするにあたって断ったケースがあったか」 などを聞いたこともある。それを社会福祉法人や民生委員等の関係者に共有し、菊川市社 協の居住支援法人としての活動を周知することも兼ねて勉強会を行った。また、不動産業 者を招いて困り事を話してもらい、それをもとに意見交換を行った。
- ・2年前から菊川市都市計画課と居住支援について協議を重ねてきた。市営住宅は身元保証 人が2名必要という条件がネックとなっている中で、要件を緩めている周辺自治体もあ る。株式会社 Casa(家賃債務保証会社)と都市計画課、菊川市社協の3者で身元保証の 在り方について協議を行ったが、実現には条例を改正する必要があり、ハードルが高い。
- ・菊川市社協は、菊川市民生委員・児童委員協議会(民児協)の事務局も担っているので、 民生委員とのネットワークもある。

- ・社協主催の居住支援の勉強会には JA 葬祭センターも参加した。主に死後事務のサービス を提供している。会議には参加していないが、常に連携できる特殊清掃の事業者もいる。
- ・菊川市社協では、「生活支援コーディネーター事業」を受託しており、その事業における 協議体「みんなのしあわせ懇談会」には、社会福祉法人の代表が参画し、行政の各課長に もオブザーバー参加し、社協の取組や地域課題を共有している。菊川市からの委託事業は 社協の取組をベースにしてもらっているので、行政の福祉部局は動きやすいように配慮 してくれている。

IV. 入居前・入居後の支援の内容

実施している居住支援の内容

~社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査より~

	~社会価値協議会にわける店任文援の収組に関する調宜より~		
		自ら実施	他と連携 して実施
住宅確保支援	A 住まいに関する相談に応じる	•	
	B 不動産業者・物件の紹介	•	
	C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	•	
	D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	•	
	E 緊急連絡先の確保	•	
保 专	F 賃貸借契約時の保証人の確保		•
援	G 家賃債務保証		•
	H 社協で借り上げて入居支援(サブリース)		
	I シェルター等への一時的な入居支援		
	J 引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援		
		自ら実施 (含 自ら 実施が多 い)	他機関の み実施(含 他機関に つなぐ)
	K 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	•	
	L 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	•	
	M ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い		
生	N 買い物支援		
活	O 家事援助		
生活支援	P 病院同行(入退院支援)		
1/2	Q 金銭、財産管理	•	
	R 近隣との関係づくり、サロン等への参加		
	S 近隣や家主との間のトラブル対応		
	T 就労支援		•
死	U 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等	•	
後対	V 家財処分・遺品整理		•
応	W 葬儀、納骨等	•	

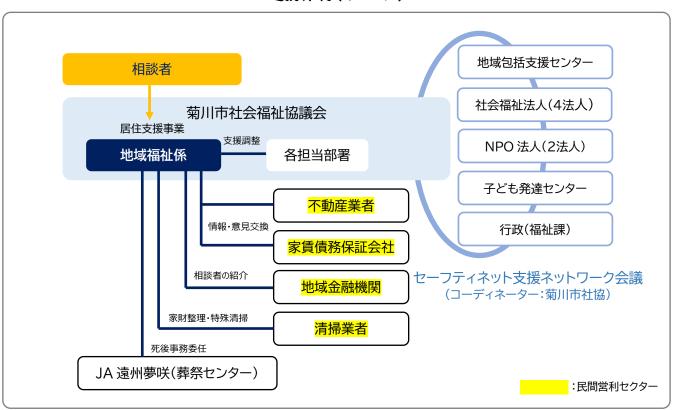
居住支援の内容・取組方法 -

- ・これまで菊川市社協が実施してきた支援やツールがあり、それらをどうやって相談者の時間軸に落とし込むかを考えて居住支援に取り組んでいる。
- ・居住支援法人のチラシを各不動産業者に配布・周知した。その後、居住支援に関する相談 が寄せられた際、不動産業者に電話するとファックスで物件情報を提供してくれるので、 それを相談者に見てもらい、内見に行くという流れになる。
- ・金銭管理をした場合、払い戻しや支払代行等は日常生活自立支援事業に準じたものとして 1回千円の利用料を頂戴している。ただし、見守り支援は無料である。死後事務を希望す るのであれば、社協の任意後見契約を勧めているが、今のところ契約件数はない。
- ・社会福祉法人とは、サービス利用している場合は情報共有する場面もあるが、基本的に制度で対応できない支援を社協が担っている。見守りは、住民の中でも福祉の知識を有している方を非常勤支援員として、担ってもらうことを考えている。

民間営利セクターとの連携・

・民間事業者には個別にお願いすると協力してくれるので助かっている。直接収益にならなくても意義や必要性は感じてくれているので、契約や協定等を結んでいるわけではないが、「お互い様」の感覚がある。

連携体制(イメージ)



岸和田市社会福祉協議会

~居住支援協議会の実践的な構成員による機動力のある支援の提供~

■ 法人の基本情報 ■

法人名	社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会
所在地	大阪府岸和田市野田町 1-5-5
職員数	130人(うち、常勤職員 50人)
受託事業	地域包括支援センター(基幹型)/生活困窮者自立相談支援/障害の
	ある人への相談支援
地区社協数	-
居住支援法人の指定	あり(平成 29 年 12 月)
相談窓口	生活困窮者支援担当が兼務で相談窓口を設置
	各種相談支援においても各々の担当者が居住支援を行う

地域の状況

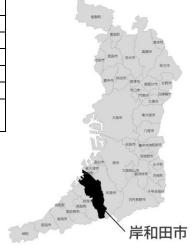
地域の状況

岸和田市は、大阪府南部に位置し、大阪湾に臨む中心市街は17世紀初め以降の城下町として発達し、明治中期以後は泉州綿織物を主とする紡織工業都市として発展した。

≪岸和田市の基礎情報≫

面積	72.72 km²
人口	190,658 人
65 歳以上(率)	53,497 人(28.1%)
世帯数	79,073 世帯
高齢者世帯(率)	20,475 世帯(25.9%)
地域包括支援センター	6 か所
住宅総数	73,080 戸
空き家数(率)	11,640 戸(15.9%)
持5家数(率)	47,450 戸(64.9%)
借家数(率)	23,520戸(32.2%)

人口・世帯・国勢調査(R2.10.1 現在) 住宅:平成 30 年住宅・土地統計調査 その他:岸和田市ホームページ



地域の居住支援の状況

- ・岸和田市居住支援協議会あり(令和元年8月設立 事務局:岸和 田市社協)
- ・相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を 構築(個人と個人の協力から、機関と機関の連携)

■ 居住支援活動 ■

I.取組の背景・経緯

- ・岸和田市社会福祉協議会(以下、「岸和田市社協」という。)が実施している各種相談支援 事業(日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害者委託相談支援事業、生活困 窮者自立支援事業等)において、家探しや転居、残置物処分などの相談が多くあり、その 中で住まいに関する支援を行ってきた。平成29年(2017年)に「新たな住宅セーフティ ネット制度」(国土交通省・厚生労働省)の説明会に参加し、居住支援法人と居住支援協 議会についての必要性を感じ、検討を開始した。
- ・住まいに関する支援においては、保証人や緊急連絡先の確保が大きな課題だった。不動産業者と連携し、入居支援や生活支援を行っていたが、社協単独での支援には限界があった。そこで、組織的な対応や支援ネットワークの構築に向けて取組を開始した。居住支援に取組むにあたり、社協内では、居住支援は社協がこれまで行ってきた相談支援の延長であることを共有した。また、国土交通省の補助が見込めることから、居住支援法人の指定を受け、居住支援協議会の設立に向けて取り組んでいくことを組織内で決定した。その後、平成29年12月に居住支援法人の指定を受けた(大阪府の中で4番目、社協としては全国初)。令和元年8月には、岸和田市社協が事務局を担う形で岸和田市居住支援協議会(居住支援ネットワーク会議)の設立に至った。

Ⅱ.居住支援に対する社協内部の体制

相談窓口の体制 -

●相談窓口の体制

・生活困窮者支援担当が兼務する形で相談窓口を設置している。そのほか各種相談支援において各々の担当者が居住支援を行い、必要に応じて居住支援担当と調整・連携しながら支援にあたっている。対応については多岐にわたるため、ケースをレポートにしてもらい、情報を組織内で共有している。

相談受付・対応の実態 ――

- ・令和3年度(2021年度)の相談者数は98件、うち成約件数は53件である。令和4年 (2022年)4月~12月末現在の相談者数は117件、うち成約件数は50件である。相談 の経路は、本人や行政の生活保護、生活困窮者支援担当からの相談が多い。
- ・相談窓口においては、まず相談者に申込書を記入してもらう。記載項目は、希望する地域、 間取り、設備、緊急連絡先の有無など、緊急連絡先がなければ岸和田市社協が担うべきか を判断し、協力不動産店に提出する流れである。生活保護受給者の場合、転居費用が出る か、担当のケースワーカーに了解を得ているか、確認した上で対応する。
- ・岸和田市居住支援協議会の「住まい探し相談会」の定例開催、「居住支援セミナー」実施 や地域での説明会、行政職員向け研修会などの機会を活用して啓発活動を行っている。

Ⅲ. 居住支援に関する地域の連携体制

- ・岸和田市居住支援協議会の構成員は、岸和田市(住宅政策、生活福祉課等)、協力不動産店 2 社(株式会社 WAOWAO-create、株式会社大起)、居住支援法人である岸和田市社協である。構成員は、居住支援に実際に携わる関係者で構成されている。
- ・協力不動産店2社は地元の不動産業者である。「大阪府あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」の協力不動産店として登録されている市内10数件の不動産業者に、内見や内覧の際の送迎や生活保護受給者の転居費用の見積りなどの書類作成、引っ越し費用支払いの際の窓口同行などの依頼をしたところ、了承のあった2社が岸和田市の協力不動産店になった。
- ・従来より、岸和田市社協が居住支援に取り組む中で、行政の福祉部局から相談や支援依頼 を受けており、その支援の中で行政との連携や役割分担が自然にできていた。また、協力 不動産店とは、家探しや入居後のトラブル対応(家賃等滞納、近隣トラブル、入居者死亡 時)のケース対応を重ねる中で、居住支援に理解のある地元不動産業者を選別し、物件の 紹介や内見・契約・市役所への書類提出時の相談者の送迎などでも連携を深めてきた。
- ・このような連携を前提に、岸和田市居住支援協議会の設立に向け、岸和田市社協から行政 の住宅部局へ相談し、構成員や事務局、協議会の運営方法等の調整を行い設立に至った。 居住支援協議会の会長には岸和田市社協の会長が就き、社協が協議会事務局を担い、相談 窓口及び協議会運営事務を担っている。
- ・居住支援協議会の中に部会はないが、毎月開催している「住まい探し相談会」の機会に課題を共有しており、その場が部会の位置づけになっている。
- ・行政との役割分担では、相談窓口を岸和田市社協が担い、行政は部署ごとに居住支援に携 わっている。

IV. 入居前・入居後の支援の内容

居住支援の内容・取組方法 ---

- ・入居前は協力不動産店や行政の関係部局と連携しながら、物件紹介、内見・契約の立会い、 前宅の残置物処分、転居などの支援を行っている。
- ・入居後は協力不動産店や家賃債務保証会社、行政の関係部局などと連携しながら、生活相談や、緊急・トラブル発生時の駆けつけ対応、就労支援や生活指導、「住まいと暮らしの 弁護士相談」(月1回、家賃滞納、債務整理などへの相談)等を行っている。
- ・見守りは基本的には岸和田市社協が対応している。ケアマネジャーなど支援につながっていれば、社協が見守りをしなくても他の支援者が見守りをしてくれるが、つながり先がない、あるいはつながる先が生活保護のみの方の場合、見守りは社協がやらざるを得ない。

実施している居住支援の内容

~社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査より~

		自ら実施	他と連携 して実施
住宅確保支援	A 住まいに関する相談に応じる	•	
	B 不動産業者・物件の紹介	•	
	C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	•	
	D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	•	
	E 緊急連絡先の確保	•	
	F 賃貸借契約時の保証人の確保		•
	G 家賃債務保証		•
	H 社協で借り上げて入居支援(サブリース)	•	
	I シェルター等への一時的な入居支援	•	
	J 引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援		•
		自ら実施 (含 自ら 実施が多 い)	他機関の み実施(含 他機関に つなぐ)
	K 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	•	
	L 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	•	
	M ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い		•
4-	N 買い物支援		•
生活支援	O 家事援助		•
支	P 病院同行(入退院支援)		•
抜	Q 金銭、財産管理	•	
	R 近隣との関係づくり、サロン等への参加	•	
	S 近隣や家主との間のトラブル対応	•	
	T 就労支援	•	
死	U 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等		•
後 対	V 家財処分・遺品整理		•
冷心	W 葬儀、納骨等		•

●緊急連絡先の引き受け

・緊急連絡先がないことで、住まいに関する支援が進展しないという相談事例が多くあったことから、本人と家賃債務保証会社との契約時に、岸和田市社協が緊急連絡先の引き受けを行っている。緊急連絡先の引き受け実績は、令和3年度が32名、令和4年度4月~12月末現在が21名である。利用料は無料である。岸和田市社協が組織として緊急連絡用の携帯電話を用意し、契約時に緊急連絡先として登録する。家賃債務保証会社から滞納などの問題があった際に連絡を受け、家賃滞納であれば本人と一緒に家賃を支払う、トラブルがあれば地域の支援者につなげるなど解決を図っている。岸和田市社協が間に入ることで課題が解決することも多く、事例の積み重ねにより家賃債務保証会社等との信頼関係も築けた。

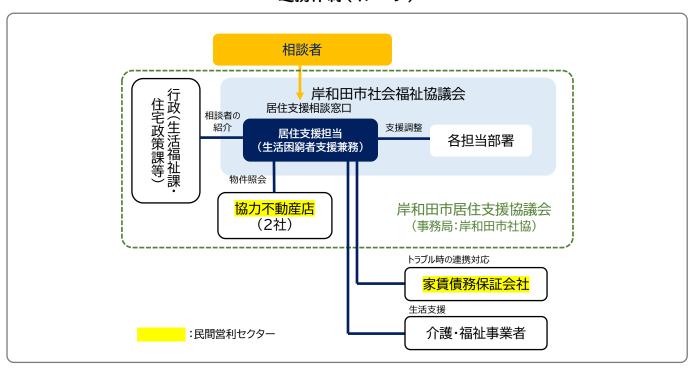
●一時生活支援事業と CUE House

- ・大阪府が実施する生活困窮者自立支援事業(一時生活支援事業)への一時的な宿泊施設として、岸和田市が借上げている物件を利用提供している。さらに、一時生活支援事業の対象外の住居喪失者のシェルターを提供する、岸和田市社協の独自事業である「CUE House事業」ではサブリースを行っている。利用料金や利用内容は、利用者本人の状態によって変わる。CUE House事業では、施設入所や入院中の障害者の地域移行に向けた宿泊体験も行っている。合わせて民間での賃貸借契約が困難な方に対し、便宜上物件の提供を行っている。
- ・利用者数は、令和 3 年度の一時生活支援事業が 16 名 (264 泊)、CUE House が 5 名 (1,168 泊)、令和 4 年度 4 月~12 月末現在の一時生活支援事業が 16 名 (293 泊)、CUE House が 5 名 (1,123 泊) である。

民間営利セクターとの連携

- ・障害分野では地域移行の動きもあり、岸和田市社協と同じように居住支援をしている福祉 事業所は多い。その事業所に協力している不動産業者もあることは承知している。また、 コミュニティ・ソーシャルワーカーも、様々な支援の中で住まいに関する支援もしている ことから協力している不動産業者もあるが、協力不動産として連携するには至っていない。
- ・公的な仕組みへの参加により「収益」と「社会貢献」を両立しながら、企業として「社会的信用」を得ることもできるのではないか。課題のある入居者であっても、岸和田市社協が支援し、本人との間に入ることで入居できている。

連携体制(イメージ)



奈良市社会福祉協議会

~社協内の4つの地域福祉担当課による相談受付、権利擁護で培った対応力~

■ 法人の基本情報 ■

法人名	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会		
所在地	奈良県奈良市杏町 79 番地の 4		
職員数	313 人(うち、常勤職員 77 人)		
受託事業	地域包括支援センター (基幹型)/生活困窮者自立相談支援/者への 相談支援(基本相談・計画相談・基幹相談)/重層的支援体制整備 事業		
地区社協数	46 か所		
居住支援法人の指定	なし		
相談窓口	高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務の中で対応		

地域の状況 ■

地域の状況

奈良市は、奈良県北端に位置する県庁所在地で、中核市の指定を受けている。 奈良時代に都が置かれたことから「古都」と呼ばれ、旧跡・名勝、神社・仏閣、文化財を有する国際観光都市である。

≪奈良市の基礎情報≫

面積	276.94 km²
人口	354,630 人
65 歳以上(率)	110,212人(31.1%)
世帯数	155,305 世帯
高齢者世帯(率)	44,749 世帯(28.8%)
地域包括支援センター	13 か所
住宅総数	148,080戸
空き家数(率)	21,900 戸(14.8%)
持ち家数(率)	101,070戸(68.3%)
借家数(率)	45,090 戸(30.4%)

人口・世帯:国勢調査(R2.10.1 現在) 住宅:平成 30 年住宅・土地統計調査 その他:奈良市ホームページ



地域の居住支援の状況

- ・奈良市居住支援協議会なし
- ・相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要 な機関・人につないでいる

■ 居住支援活動 ■

I.取組の背景・経緯

- ・日常生活自立支援事業を行う中で、家主との関わりも多く、居住支援の必要性を感じていた。特に転居の難しさや入居後の生活課題への対応など、居住支援ニーズが顕在化していると感じた。合わせて、権利擁護関係のネットワーク(けんりようご・ねっと奈良)の勉強会や「なんでも相談会」を通じて、居住支援ニーズの認識を高めていったという経緯がある。
- ・当初、奈良市社会福祉協議会(以下、「奈良市社協」という。)の内部でも、居住支援は日常生活自立支援事業の枠組みではないという考え方もあったが、事例を通じて全体的に意識が高まっていった。令和元年(2019年)に奈良県居住支援ネットワーク(民間福祉事業所のネットワーク)の誘いで、社協職員5名(うち権利擁護センター職員4名)と県内福祉事業所や司法関係者、学識経験者など総勢21名で他県の居住支援の取組を視察した。居住支援の取組を肌で感じ、その必要性を改めて認識した。視察直後から、奈良県居住支援協議会からの働きかけもあり、協議会に関わるようになった。
- ・権利擁護センターが主導して司法関係者等とのネットワークを構築しており、そのネット ワークを社協職員も活用できる状況にあった。いわば奈良市社協の居住支援は権利擁護 センターが発端であった。その担当者は、現在は各部署へ異動し、培ってきたネットワー クを今も活用しながら、居住支援にも取り組めるような土壌ができていた。

Ⅱ.居住支援に対する社協内部の体制

相談窓口の体制ー

- ・奈良市社協には地域福祉第一課から第四課まである。第一課は基幹型地域包括支援センターや権利擁護センターの運営、障害分野の基幹相談支援センターや相談支援事業、地域自立支援協議会の事務局等を担当している。第二課は「くらしとしごとサポートセンター(生活困窮自立支援事業)」と若者サポートセンター(ひきこもりなど生きにくさがある若者のサポート窓口)を奈良市より受託している。また、生活福祉資金・日常生活自立支援事業(県社協から受託)を担当している。そのほか、奈良市より生活支援体制整備事業を受託している。第一課に第1層の生活支援コーディネーターを1名、第三課と第四課に第2層の生活支援コーディネーターを併せて17名配置している。各課全体で、相談対応の常勤職員が48名在籍しており、居住支援の主な相談窓口の役割を担っている。
- ・住まいに関する相談件数は令和3年度(2021年度)が281件、令和4年度(令和4年11月末現在)が505件である。くらしとしごとサポートセンターの対応件数が最も多い。

居住支援に関する協議の場 ―――

・奈良市社協の内部では、業務改善ソフトを導入し、スケジュール管理や情報を共有しコミュニケーションを活発化している。オンライン会議も日常的になり、個別ケースの案件が

あった場合など、何かあれば内外を問わず関係者がオンラインで参集できる体制となっている。地域自立支援協議会の地域移行グループでは、住まいの在り方や体制に特化した協議の場がある。

Ⅲ. 居住支援に関する地域の連携体制

- ・市域の居住支援協議会はないが、不動産業者とつながっている福祉関係者を通じて事業者を紹介してもらうこともある。また、市内で活動する居住支援法人(2法人)からつながることもある。居住支援法人2法人のうち、一つは不動産事業者、もう一つは高齢福祉系の法人で頼りになる存在である。何かあれば、その居住支援法人に相談している。そのほか、社協自ら発掘した不動産業者にも相談を持ち掛けることもある。地域自立支援協議会の地域移行グループは、居住支援を検討するにあたり、複数の不動産業者にアンケート調査を実施し、相互理解を促進する活動等で連携している。
- ・市内 13 か所に地域包括支援センターがある。各地域包括支援センターで収集した困り事に対して、奈良市社協が運営する基幹型地域包括支援センターがバックアップする体制となっている。
- ・奈良県居住支援協議会の機動力のある職員を通じて様々な関係主体とつながることができ、互いに顔の見える関係を構築することができた。県協議会の構成員の他自治体や県社協、不動産関係者を交えて話をすることもある。
- ・生活支援という点では、奈良市の「ひとりぼっちゼロプロジェクト」を通じて、フードバンクセンターや地区社協の「見守り支援員」ともつながっている。
- ・居住支援にとって行政の力は大きく、行政と連携しながら取り組んでいきたい。社協は、 地域の関係者と連携して動き、研修会や検討会、相談会などは奈良県居住支援協議会と一 緒に動くことが多い。昨年度末に奈良県居住支援協議会と共催した「なんでも相談会」で は、県が市の住宅部関係者にも声かけして参加していた。市の住宅部局と一緒に参加する 機会を増やしていくことも大切である。

IV. 入居前・入居後の支援の内容

居住支援の内容・取組方法 ---

- ・入居後の支援については、生活支援コーディネーターが中心となって地域の担い手を養成 したり、他機関につないだりして支援を組み立てている。例えば、コロナ禍の影響で近所 のスーパーが閉店し、買い物の困り事に対して、行政と連携して移動販売による買い物支 援などの対策(奈良市買い物支援ネットワーク)に地域住民と一緒に動いた実績もある。
- ・市内 46 か所に地区社協があり、そのうち 13 地区社協ではボランティアによる緩やかな 見守り支援員活動、7 地区社協で担当型の見守り支援活動を行っている。行政も、普段の 暮らしの中で「ゆるやかに・さりげなく」見守り合いができるよう「みまもりサポーター」 を養成・啓発し、民生委員や専門職などと連携・協力して見守り活動を担える「みまもり

実施している居住支援の内容

~社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査より~

		自ら実施	他と連携 して実施
住宅確保支援	A 住まいに関する相談に応じる		•
	B 不動産業者・物件の紹介		
	C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い		•
	D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート		
	E 緊急連絡先の確保		
保 支	F 賃貸借契約時の保証人の確保		
援	G 家賃債務保証		
	H 社協で借り上げて入居支援(サブリース)		
	I シェルター等への一時的な入居支援		
	J 引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援		•
		自ら実施 (含 自ら 実施が多 い)	他機関の み実施(含 他機関に つなぐ)
	K 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)		•
	L 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)		•
	M ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い		•
4	N 買い物支援		•
活	O 家事援助		•
生活支援	P 病院同行(入退院支援)		•
1友	Q 金銭、財産管理		•
	R 近隣との関係づくり、サロン等への参加		•
	S 近隣や家主との間のトラブル対応		•
	T 就労支援		•
死	U 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等		•
後 対	V 家財処分・遺品整理		•
応	W 葬儀、納骨等		•

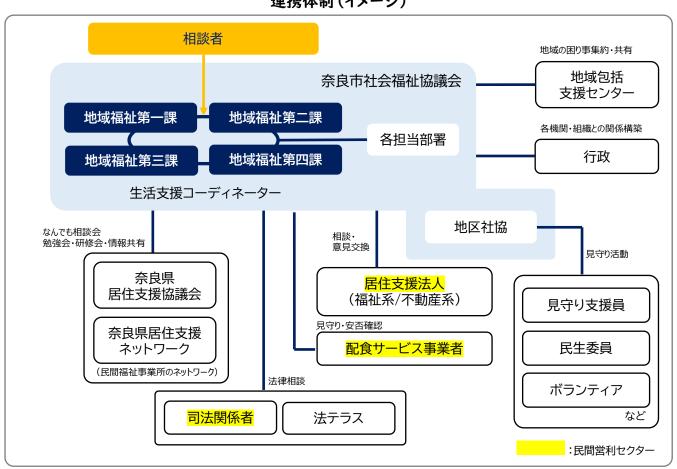
民間営利セクターとの連携 --

- ・日常生活自立支援事業で金銭管理を支援している関係で、配食サービス事業者と情報交換 することも多い。配食サービスの利用者に対して事業者に見守りもお願いし、安否確認の 連携体制を確保している。
- ・奈良市には「安心・安全"なら"見守りネットワーク」という見守り協定の枠組みがある。 民間事業者の中には社会貢献意識が高い企業もいる。一方で「収益性」というワードが必 ず出てくる。令和4年、奈良市社協は一般社団法人奈良青年会議所と「災害時等における 協力に関する協定」を締結した。災害時のみならず、「居住支援」においても協力を期待

している。高齢者や生活困窮者などの社会的に排除されている方の住宅確保の場合など、 社会貢献だけでは上手くいかないケースも多い。社協側の思惑と企業等のニーズのマッ チングが効果を発揮する。

- ・司法書士や弁護士など司法関係者につなぐことがあるが、支援手続きの手間に対して報酬 が低いのではないかと依頼を躊躇してしまうこともある。必要と判断した場合は、顔の見 える関係にある司法関係者や法テラスに連絡する。
- ・買い物支援は行政が主導し、民間事業者との連携面では動きやすかった。居住支援につい ても、行政が率先して音頭を取ってもらえると社協としても協力しやすい。「安否確認」 や「定期・随時の訪問」の面では不動産関係団体と連携したい。家賃滞納などから判断能 力が低下した方の連絡は多いので、これからも連携はさらに必要と考える。また、空き家 活用も今後検討していきたい。一時的な住まいとして貸してもらえるなど、不動産関係の 方が連携先として増えていくことで、地域福祉活動の拠点の活用などにもつながってい けばよい。

連携体制(イメージ)



都城市社会福祉協議会

~障害者への居住サポート事業を通じた関係機関との連携による住まいの支援~

■ 法人の基本情報 ■

法人名	社会福祉法人 都城市社会福祉協議会
所在地	宮崎県都城市松元町 4 街区 17 号 都城市総合社会福祉センター
職員数	235 人(うち、常勤職員 144 人)
受託事業	地域包括支援センター/生活困窮者自立相談支援/障害児・者への 相談支援/住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)/重層的支援体 制整備事業
地区社協数	15 か所
居住支援法人の指定	なし
相談窓口	高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務の中で対応

地域の状況

地域の状況

平成 18 年 1 月 1 日、都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町の 1 市 4 町が合併し、新・都城市が誕生した。これらのまちはこれまでも、都城北諸県広域市町村圏事務組合を設立し、消防や救急業務、ごみ処理などを共同実施するなど広域的な地域づくりを展開。都城市は、交通の要所として、また三股町、鹿児島県曽於市・志布志市の一部を含む 25 万人の経済圏の中心都市としてのまちづくりが期待されている。

≪都城市の基礎情報≫

HI-7X/1-02 E MCIII I K		
面積	653.36 km²	
人口	160,640 人	
65 歳以上(率)	50,665 人(31.8%)	
世帯数	71,092 世帯	
高齢者世帯(率)	22,129 世帯(31.1%)	
地域包括支援センター	7 か所	
住宅総数	66,930戸	
空き家数(率)	16,610 戸(24.9%)	
持ち家数(率)	49,170 戸(73.5%)	
借家数(率)	19,710戸(29.5%)	

人口・世帯:国勢調査(R2.10.1 現在) 住宅:平成 30 年住宅・土地統計調査 その他:都城市ホームページ



地域の居住支援の状況

・機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤が構築されている

■ 居住支援活動 ■

I.取組の背景・経緯

- ・基幹相談支援センター(平成30年~)の前身である障害者生活支援センターを受託していた中で、平成21年度より住宅入居等支援事業(居住サポート事業)に取り組むと同時に、居住サポート事業関係機関連絡会議等を通じて、住宅関係機関との連携を進めていた。
- ・低所得高齢者の住まいに関しては、基本的に地域包括支援センターを中心に支援している のが実態であるが、困難事例については地域包括支援センターから都城市社会福祉協議 会(以下、「都城市社協」という。)へ相談が寄せられることもある。その頻度も次第に増 えており、高齢者のニーズが顕在化しつつある。
- ・住まいに関しては、基幹相談支援センターの居住サポート事業を前面に出しているので、 障害者への支援は一定数存在する。障害分野では、「地域生活支援拠点等整備事業」にお ける親亡き後を含めた生活の在り方、あるいは「精神障害にも対応した地域包括ケア」に おける精神科病院からの地域移行などの動きもある。
- ・生活困窮世帯の特例貸付を行う中で、「家賃が払えない」、「身元保証人がいない」などの 住まいに関する課題やニーズを受け止めた。担当課としては、居住支援に本格的に取り組 む時期にあると感じている。実際に職員が県内の先進地域である日向市へ視察に赴き、居 住支援についてヒアリングを行った。

Ⅱ.居住支援に対する社協内部の体制

相談窓口の体制 -

- ・基幹相談支援センター内に居住サポート事業の担当者 2 名(正・副担当)を配置している。住まいの課題を受けた時は、その職員を中心に物件照会や調整を行っている。基幹相談支援センターは、専門職の配置が委託要件にあるので、ほとんどの職員が社会福祉士の資格を有している。
- ・多重債務等で滞納が重なっている生活困窮者には、家計改善支援担当および自立相談支援 機関職員が中心となり、家賃、住まい方、生活全般の支援を行っている。

相談受付・対応の実態 ―

- ・居住サポート事業の支援件数としては、年間 10 件程度である。居住サポート事業では、相談者と面談した上で、宅建業協同組合へメール等で情報伝達し、不動産業者から物件を紹介してもらう。物件に対する希望条件のほか、関わっている支援者や頻度、訪問看護が入っているかなどの情報を宅建業協同組合に伝え、そこから会員不動産事業者へ一斉に情報伝達を行う。
- ・居住サポート事業関係機関連絡会議のメンバーである宅建業協同組合へ渡す相談シート も用意している。記載内容は、対象者、年齢、障害特性、移動手段、経済状況、物件条件 (家賃、住居形態など)、地域資源(スーパーなど)、支援状況(相談員、ヘルパー、訪問

看護、その他福祉サービス)、保証人の有無、緊急連絡先などである。緊急連絡先には、 支援している法人の連絡先が記載される場合もある。基幹相談支援センターも緊急連絡 先を担っているが、相談支援事業所によっては24時間対応が可能である。

・地域の障害者や生活困窮者への周知に関して、居住サポート事業担当者がチラシを作成 し、宅建業協同組合の研修会等を通じて普及啓発してきた。

居住支援に関する協議の場 ---

・社協内の朝礼で事例の共有を行っている。一つの課で受け止めることが難しい場合、所属 長を介して各職員が情報共有を図り、ケース・バイ・ケースで最適な居住支援を行うよう 心がけている。基幹相談支援センターでは隔週で事例検討会を行っており、ミーティング は随時行っている。相談を受け付けて、社協内で即時情報共有を図り、支援に移ることが 基本的な流れである。

Ⅲ. 居住支援に関する地域の連携体制

- ・生活困窮者は地域からも孤立している人が多く、地域福祉関係者も生活困窮者の詳細を把握できていない面がある。在宅で生活している障害者は民生委員等が把握していることがあるので、社協にも情報共有してもらえる場合が多い。地区社協では、民生委員・児童委員協議会を通じて生活課題が地区社協事務局に集約される。地区社協だけで対応できない場合、基幹相談支援センターや生活自立相談センター、行政の窓口に相談が寄せられ、地区社協とともに生活支援を行こともある。
- ・居住サポート事業関係機関連絡会議は年 2 回定期開催している。委員メンバーは障害者の支援者(精神保健福祉士、地域活動支援センター、相談支援専門員、障害者就業・生活支援センター)、都城市宅建業協同組合、行政(保健所、保護課、福祉課、住宅施設課)からなり、現在 12 名体制で運営している。
- ・各回でテーマを設定して協議している。ケースを通じて、障害者の様々な特性、保証人等の状況、経済状況などの課題を共有したり、先進地域の担当者からの居住支援の学習、地域移行や退院促進等の施策について学習を重ねている。
- ・居住サポート事業での事例の蓄積とともに、宅建業協同組合の各事業者にも、障害者、低 所得者に配慮した形で、生活保護者向けの物件、保証人なしでも入居可能な物件もある程 度対応してもらえるようになった。
- ・都城市は中小規模の自治体であり、社協は行政からの受託事業を数多く引き受けてきた。 様々な福祉事業者にとって、社協に相談すれば応じてくれるという空気感がある。各事業 者と情報共有・連携をしながら支援に取り組むことが、都城市社協の基本的なスタンスで あり、断らない支援が重層的支援体制整備事業にも出てくる。
- ・相談支援専門員が支援事例を積み上げる中で、個々の相談員が自身のネットワークを通じて物件を調整し支援する事例も増えており、実際に相談員と不動産業者が支援を通じて 結びつき、直接依頼をする場合が増えてきた。

IV. 入居前・入居後の支援の内容

実施している居住支援の内容

~社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査より~

		自ら実施	他と連携 して実施
住宅確保支援	A 住まいに関する相談に応じる	•	
	B 不動産業者・物件の紹介	•	
	C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い	•	
	D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート		•
	E 緊急連絡先の確保		•
1休 支	F 賃貸借契約時の保証人の確保		
援	G 家賃債務保証		
	H 社協で借り上げて入居支援(サブリース)		
	I シェルター等への一時的な入居支援		•
	J 引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援		•
		自ら実施 (含 自ら 実施が多 い)	他機関の み実施(含 他機関に つなぐ)
	K 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)		•
	L 定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)		•
	M ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い		•
4	N 買い物支援		•
活	O 家事援助		•
生活支援	P 病院同行(入退院支援)		•
1友	Q 金銭、財産管理		•
	R 近隣との関係づくり、サロン等への参加	•	
	S 近隣や家主との間のトラブル対応	•	
	T 就労支援		•
死	U 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等		•
後対	V 家財処分・遺品整理		•
心心	W 葬儀、納骨等		•

居住支援の内容・取組方法 -

- ・入居までの支援は、本人の生活力や経済力、キーパーソンの有無などを評価しながら、本人と一緒に在宅生活のイメージづくりを行う。イメージが確定した後、条件に合う入居物件を宅建業協同組合の会員である不動産事業者に照会を行い、同時に必要な生活支援サービスを調整する。
- ・入居後支援は、相談支援専門員や日常生活自立支援事業専門員、病院ワーカー等と情報共有し、必要があれば調整する。
- ・現在は 11 名の方の法人後見を担っている。日常生活自立支援事業や成年後見制度の支援

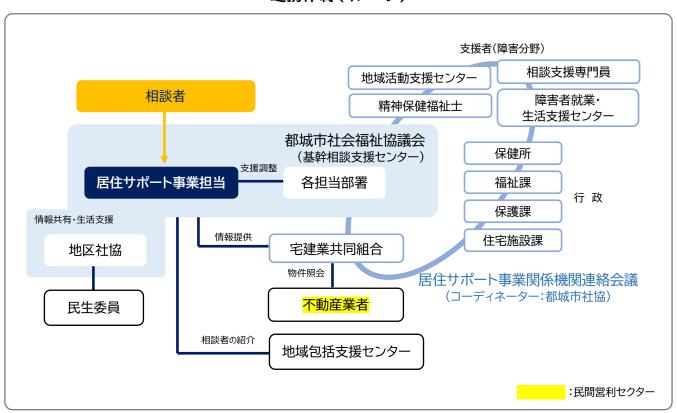
を受けている方は、死後事務も含めて必要に応じた支援も行う。

・現在休止中であるが「都城みらいあんしん支援事業」を立ち上げて、身寄りのない方の委任事務契約を行い、相談事を受け付け、手続きの代理・代行を行っていた時期もある。遺贈の仕組みを担保しつつ、身寄りのない方の支援を組織立って行うことが求められる。社協ができることは代理・代行の限られた部分のみで、遺贈の仕組みを絡めた終活のパッケージをサービスとして提供できないか検討している。

民間営利セクターとの連携 -

・民間営利セクターと連携するメリットは、利用者個々の状況に応じて柔軟に対応してくれる。宅建業協同組合の会員事業者と個別にネットワークを築く中で、基幹相談支援センターの支援が入るのであれば、物件をあっ旋すると言ってもらえることもある。民間にとっては、リスクに備えるために社協と連携することが考えられる。民間事業者と社協が連携することで、本人の生活支援をスピーディーに実行できる。民間事業者の困り事に寄り添うことも、これからの社協の役割の一つになる。

連携体制(イメージ)



(4)居住支援における個別支援と体制整備 ~社会福祉協議会の取り組みから~ 日本社会事業大学専門職大学院 教授 井上由起子

本調査研究事業では社会福祉協議会(以下、社協)における居住支援の取り組みについて、アンケート調査とヒアリング調査から、その実態と普及促進に向けた課題をとりまとめた。以下では、これまで筆者が居住支援について学んできたことと突合しながら、相談窓口、各種相談事業との関連、社会福祉協議会と居住支援の親和性、地域における体制整備の4点について論述したい。

1)専門相談窓口の設置

アンケート調査では社協における相談窓口に関する問いを設けた。結果は、「高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務の中で受けている」が84.9%で、「居住支援の専門相談窓口を設置している」は僅か2.3%であった。専門相談窓口を設けていても専任職員を配置できているのは約半数であった。エリア別にみると、政令市・特別区・中核市では専門相談窓口を設置しているが8.2%と高い。都市部で居住支援ニーズが顕在化している証左であろう。

一方、ヒアリング調査をした7つの社協のうち5つの社協(菊川市、岸和田市、府中市、本別町、船橋市)で専門相談窓口が設置されていた。専門相談窓口の設置に至っていない都城市社協では障害分野において地域の居住支援体制の中心的役割を果たし、他分野に横展開する段階に達していた。同じく奈良市社協は、日常生活自立支援事業での課題顕在化に伴い、居住支援に関する勉強会に取り組み、地域福祉課全体で相談に対応している。

専門の相談窓口の設置はどのようなことを意味するのだろうか。①エンドユーザーである本人にとって相談にたどり着きやすいこと、②本人に代わって動く相談援助職(ケアマネジャー、ケースワーカー、地域包括、生活困窮、基幹相談などの職員)にとってもアクセスしやすいこと、③社協内部で困った時の尋ね先が明確であること、④結果として居住支援に関する様々な知見が相談窓口に集約され、体制整備へと活かせること、この4点がひとまず浮かぶ。

7つの社協の語りはそれぞれだが、①の視点を強調していたのは府中市と船橋市であった。 住まいに焦点化した市民の相談窓口であるとの認識が広く共有されているのだろう。また、共 通していたのは、居住支援はトータルな相談業務の一環であり、ヒアリングをした我々の意図 を踏まえて、住まいの切り口で説明しているという姿勢であった。

筆者は常々、居住支援を担う専門の相談援助職(住まいのソーシャルワーカー)を設置するのがよいのか、あるいはどの相談援助職も居住支援について一定の対応ができる(住まいのソーシャルワーク)のがよいのか、いずれであろうかと考えていた。住まいのソーシャルワークを組織内で重ねていくうちに、スペシャリストとも呼ぶべき住まいのソーシャルワーカーが誕生するものの、それはあくまでスペシャリストとして頼りにしている側(市民、外部の関係者、社協内部の職員)の認識に過ぎず、頼りにされているスペシャリスト自身はトータルな相談業務の一環として住まいのソーシャルワークをしているに過ぎない、ということなのだと理解した。

2)居住支援とはこれまでの相談支援の延長線にあるもの

アンケート調査では「居住支援ニーズが顕在化していると認識」かつ「機関間の協力体制又は 包括的な支援基盤を形成」に該当する社協を取組推進社協と位置づけ、その詳細を明らかにし ている。該当社協は86であり、その特徴として、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談 支援事業、障害のある人への相談支援、重層的支援体制整備事業などの各種相談事業を受託し ている割合が高いことが明らかとなった。様々な相談支援業務に携わるなかで、不動産仲介会 社の拒否感、家探しや転居、身元保証(緊急連絡先、保証人)、残置物処理など住まい絡みの問 題が表出され、居住に焦点を絞って課題を共有、体制整備をしてきたという流れがみてとれる。 ヒアリング調査でも結果は同様である。各社協の状況を他の相談業務との関係から簡潔に記す。

<岸和田市社協>

日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業、生活保護のケースワーカーからの問い合わせなどにおいて住まいを取り扱うようになり問題意識をもっていたところ、住宅セーフティネット制度の説明会に参加し、居住支援協議会の設立に向けて取り組み、その事務局を担い、生活困窮者自立支援事業の相談担当と兼務して専門の相談窓口を設けている。

<菊川市社協>

福祉関係団体と制度の狭間にある方々の支援事例を検討するなかで住まいの問題を協議してきた。その後、生活困窮者自立支援事業を受託し、課題認識を深める。平行して、地域包括支援センター等から身元保証に関する相談が寄せられ、分野を超えて取り組むようになる。市と協議しながら居住支援協議会の設立に向けて準備を進めている。

<都城市社協>

障害児者への相談支援(現在の基幹相談支援センター)を受託し、地域移行の流れで居住サポート事業に取り組む。これにより障害分野においては福祉関係者、宅建関係者との協働体制が構築されている。並行して、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業に絡んだ住まいの問題も増え、分野を超えて居住支援に本格的に取り組む時期と認識している。

<奈良市社協>

日常生活自立支援事業をはじめとする権利擁護を行うなかで家主とのかかわりが増え、居住 支援ニーズが顕在化。事例を積み重ねるなかで、先進事例の取り組み視察を行い、居住支援の必 要性を認する。この時の職員が基幹地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業、若者支援 などに異動となり、分野をこえて居住支援に取り組む機運が高まっている。

<府中市社協>

福祉公社が実施していた住宅あっ旋事業、居住保証等を社協が事業継承し、平行して受託した地域包括支援センターや障害者の相談支援において保証や転居相談を受け、居住支援の必要性を認識。その後、市が高齢者住替支援事業、住宅セーフティネット事業を一本化したうえで、居住支援協議会の相談窓口(住まいに関する相談窓口)を市より受託している。

<船橋市社協>

船橋市の場合はやや特異な経過をたどっている。市の住宅部局の計画(高齢者居住安定確保計画)において高齢者に特化した居住支援の検討が始まり、居住支援協議会の設立を市が行い、その窓口を受託した。相談対応を重ねるなかで、地域包括、ケアマネジャーから相談先として認識されるようになる。

<本別町社協>

本別町の場合もやや特異な経過をたどっている。厚労省の低所得高齢者等住まい・生活支援 モデル事業に参画する。持家率の高さ、流通民間賃貸の少なさを踏まえ、住み替えニーズに対応 するため空き家問題の検討、入居後の権利擁護と生活支援の体制整備を行う。この過程で、日常 生活自立支援事業ならびに成年後見事業の知見を活かしている。

7つの社協それぞれで違いはあるものの、社協の基幹である日常生活自立支援事業、受託してきた相談援助業務、行政との長年の関わり、これらが組み合わさった先に居住支援の取り組みがあることがわかる。

居住支援は住宅確保とその後の生活支援の双方から構成されており、前者の住宅確保は不動産仲介業者と連携しながら、物件紹介、内覧と同行、債務保証、死後事務委任、緊急連絡先の設定などを経て賃貸借契約の締結に至るまでを指す。不動産が絡む支援を相談援助職の仕事の範疇と受け止めるのは容易なことではない。このことを彷彿とさせる興味深い語りが奈良市社協からあった。日常生活自立支援事業を行うなかで身元保証や緊急連絡先と絡んで居住支援がクローズアップされたものの、当初は日常生活自立支援事業の範疇ではないとの考えもあったそうである。そのようななか事例検討を通じて認識あわせをし、居住支援に取り組む機運を高めていったとのことである。住まいに関する問題に直面した時に、その責任を不動産業界に押し付けるのではなく、分からないなりに取り組む。その実践を積み重ねていくと、当初は異質であった居住支援が生活課題の一つにすぎないと認識され、相談援助職の仕事として馴染んでいく、ということではないかと感じる。

3)社会福祉協議会と居住支援の親和性

ヒアリング調査を進めていくなかで、社協は居住支援との親和性が極めて高い組織であると 思うに至った。以下、理由を具体的に記す。

<日常生活自立支援事業を実施していること>

社協は判断能力に不安がある方の日常的な金銭管理や契約手続きを支援する日常生活自立支援事業を実施している。この相談支援を行うなかで、単身高齢者をはじめとする身寄りのない人々の入院や入所の身元保証、公営住宅の身元保証、民間賃貸住宅の緊急連絡先、死後事務委任や家財処分などの死後対応の課題などに直面する。これらが住まい確保と表裏一体であることに気がつき、居住支援の動きへとつながる。岸和田市社協、菊川市社協、本別町社協は緊急連絡

先を自ら引き受けるなど精力的だが、業務時間外の対応などに課題があることも認識されている。

<各種相談事業の受託をしていること>

2) に記載したとおり、生活困窮者自立支援事業、地域包括支援センター、基幹相談支援などの受託を通じて、住まいの問題に目を向けるようになる。生活困窮者自立支援事業は市区町村が自ら実施している場合も少なくないが、委託先の半数以上は社協である。今後、重層的支援体制整備事業の受託が本格化すると、そこから居住支援に取り組むことも多くなると推察される。

<行政との連携が図られていること>

社協は民間の社会福祉法人ではあるが、各種相談窓口の受託、人事異動含めて行政との関係が深い。市民からは公的な組織と認識されている実態もある。こういった状況があるからであるう、居住支援協議会の運営にあたって中心的な役割を果たしている社協も少なくない。ヒアリング先では岸和田市社協、本別町社協、船橋市社協、府中市社協、菊川市社協(令和5年度予定)が該当する。

<地域福祉を行っていること>

社協には個別の相談支援を行う課と地域づくりを行う課の二つがある。後者は地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)や生活支援コーディネーター、地区社協によって担われている。居住支援に必要な安否確認・緊急時対応、定期または随時の訪問(見守り、声かえ)、ゴミ出しや電球交換などの手伝い、集いや活動の場などは、この地域づくりと深く結びついている。一方、地域のつながりが衰退している実態、地区社協の業務負担の増加などもあり、見守りや安否確認については、自治会やマンション管理組合に加えて、民間事業者との連携を模索しているとの回答が高かった。

<個別支援と体制整備の双方を担えること>

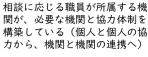
居住支援の特徴は、日々の相談業務のなかで居住や住まいの問題に気づくことを契機に、個別支援(相談援助職によるミクロな相談支援)と体制整備(居住支援協議会の設立、資源開発とネットワークづくり)が平行して進んでいくことにある。個別の支援ケースを関係者で検討するなかで課題が明確になり、協力不動産店のネットワーク、債務保証、死後事務委任などの連携がとれ、体制整備がさらに深化する。様々な相談支援を積み重ね、なおかつ行政との連携も構築してきた社協には、個別支援と体制整備を有機的につなげていく力量があるのではなかろうか。

4)居住支援の体制整備 ~体制整備を担う基礎自治体の視点から~

アンケート調査では社協が所在する自治体における居住支援体制の状況を把握した。結果は、「①相談に応じる職員の属人的なつながりで必要な機関・人につなぐ」56.9%、「②相談に応じ

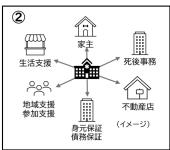
る所属機関が必要な機関と協力体制を構築」34.0%、「③これらに加えて機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援基盤を形成」2.6%とである。②と③あわせて4割弱の自治体で体制整備が一定程度進んでいることが確認できた。一方、所在する自治体において居住支援協議会が設立されているのは僅か5.0%に過ぎない。居住支援協議会の設立とは異なるかたちで、居住支援の体制整備が進んでいるようである。なお、7つのヒアリング先で、居住支援協議会が設立されているのは4自治体(岸和田市、府中市、本別町、船橋市)で、いずれも社協が相談窓口を担っていた。

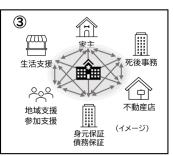
相談に応じる職員それぞれが、 個々の属人的なつながりで必要 な機関・人につないでいる



機関同士の横の連携が図られ 、包括的な支援の基盤が構築 されている(プラットフォー ムの構築へ)







図表1:アンケート調査:社協が所在する自治体における居住支援体制

ヒアリングを通して、福祉サイドから居住支援の体制整備を行うにあたって必要なものは以下の5点ではないかと考えた。①個別支援の核となる福祉の相談援助の実績(生活困窮者自立支援事業、地域包括支援センター、重層的相談体制整備事業、障害のある方への各種相談)、②身元保証や死後事務委任に必要となる権利擁護に関するネットワーク(日常生活自立支援事業、成年後見制度、法テラス、弁護士や司法書士など)、③賃貸借契約に向けて必要となる不動産関係者とのネットワーク(協力不動産店、債務保証、緊急連絡先等)、④賃貸借契約後の生活を支える各種機関とのネットワーク(福祉関係者、見守りや安否確認を担う各種団体や民間機関)、⑤体制整備における行政の関与(福祉部局と住宅部局)の5つである。

社協の場合は、内部に①と②を有し、④は通常の地域福祉活動や相談業務を通じて既に形成されている。⑤も福祉部局との連携は日々の業務を通じて成立しており、そこから住宅部局へとつながりやすい。さらに、住宅部局が中心となって③に必要な不動産関係者への声かけなどが進むこととなる。このようにして①~⑤が比較的スムーズにつながっていくのだろう。社協以外の機関に具体的な相談窓口を設ける場合であっても、この5つのカテゴリーを理解し、それらをどのように手順で構築していくかという視点をもつことが肝要ではないかと思う。

.

第3章 「住まいと生活支援の一体的支援に関する取組」の普及

1. 社会福祉協議会における居住支援活動の普及促進に向けて

(1) 社会福祉協議会における居住支援活動の取組にかかる実態調査のまとめ

本調査では、全国の市区町村社会福祉協議会(以下、社協という)を対象にアンケート調査「社会福祉協議会における居住支援活動の取組にかかる実態調査」を実施した。分析において、「全体」(全回答)の傾向とともに、居住支援ニーズを意識しており、かつ体制整備が進んでいる社協を「取組推進社協」として86団体を抽出・集計し、全体の回答の中で居住支援に取り組んでいる社協の回答傾向を把握した。

また、アンケート調査の回答内容等を参考にして先行的に居住支援に取り組んでいる社協、 及び生活支援において多様な主体と連携している社協を抽出し、取組状況の詳細をうかが うためのヒアリング調査を実施し、事例集として7団体をとりまとめた。

【社会福祉協議会における居住支援の取組事例】

団体名	取組内容・特徴
本別町社協	隣人住民同士の見守り・支え合いを基盤とした居住支援
船橋市社協	居住支援協議会の相談窓口を担い、幅広い支援メニューを揃えてリスク軽減
府中市社協	地域福祉コーディネーターと地区社協による寄り添い支援
菊川市社協	居住支援協議会の設立を目指した地域の支援者との関係づくり
岸和田市社協	居住支援協議会の実践的な構成員による機動力のある支援の提供
奈良市社協	社協内の4つの地域福祉担当課による相談受付、権利擁護で培った対応力
都城市社協	障害者への居住サポート事業を通じた関係機関との連携による住まいの支援

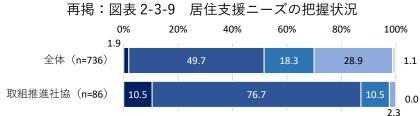
アンケート調査及びヒアリング調査から、明らかになったことは下記の通りである。

1)地域の居住支援ニーズの把握と認識

地域の居住支援ニーズの把握

○高齢者、障害者、生活困窮者等の地域の居住支援ニーズについて、何らかの方法で把握している社協は、「全体」では51.6%であるが、居住支援ニーズを意識しており、かつ体制整備が進んでいる「取組推進社協」では87.2%を占める。

○政令市・特別区・中核市といった自治体規模が大きいほど、居住支援ニーズを把握している割合が高い。



- ■関係機関等へのアンケート調査やヒアリング調査を通じて、把握できている
- ■支援者や関係機関との意見交換等を通じて、なんとなく把握している
- ■今後、把握したい
- ■把握する予定はない
- ■無回答

地域の居住支援ニーズの認識

- ○地域の居住支援ニーズの認識は、全体では「既にニーズが顕在化し、取組課題となっている」が 23.6%であるが、自治体規模が大きいほど居住支援ニーズを認識している割合が高い。
- ○何らかの方法によって居住支援ニーズを把握している社協のほうが、居住支援ニーズを 認識している割合が高い。また、借家率が高い地域の社協のほうが地域の居住支援ニーズ を認識している。さらに、相談支援事業を複数受託している社協のほうが、居住支援ニー ズを認識している。

再掲: 図表 2-3-10 居住支援ニーズの認識



- ■既にニーズが顕在化し、取組課題となっている
- ■まだあまり顕在化していないが今後課題となると予想
- ■顕在化していないし、潜在的なニーズも少なく優先度が低いと認識
- ■判断できない
- = 無回答

ヒアリング調査での実態把握

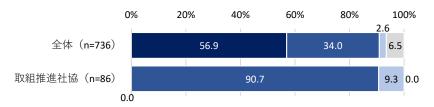
- ・いずれの社協でも、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業等の各種相談業務を行う中で身元保証や転居等の居住支援ニーズを把握し、取組課題として認識されていた。
- ・菊川市社協では、居住支援法人として指定を受けてから、不動産業者や福祉関係者と 「居住支援に係る勉強会」の開催や、不動産業者にアンケートを実施し、結果を社会 福祉法人や民生委員等に共有していた。

2)居住支援に関する地域の連携体制・社協の体制

居住支援に関する地域の連携体制

- ○社協が所在する自治体・地域における居住支援に関する体制は、「職員それぞれの個々の属人的なつながりで必要な機関・人につないでいる」地域は56.9%、「職員が所属する機関が必要な機関と協力体制を構築している」地域は34.0%、「機関同士の横の連携が図られ包括的な支援の基盤が構築されている」地域は2.6%であり、職員個々の属人的な関係性での対応が半数以上を占めた。自治体規模別では、規模が小さいほど属人的な関係性での対応が多く、規模が大きい程組織間の連携による対応が多くなる。
- ○「機関同士の横の連携が図られ包括的な支援の基盤が構築されている」場合、取組推進社協は 62.5%が「主導的・中心的な役割を担っている」と回答しており、取組推進社協は地域の中で主導的・中心的な役割を担っている割合が高い。社協以外が中心的な役割を担う場合、7割で「行政」がその役割を担っている。
- ○外部機関との連携上の課題としては、連携先等の社会資源がないこと、保証人・緊急連絡 先が不在の場合の対応に苦慮していること、物件確保が難しいこと、外部機関との協議の 場がないこと、内部体制の未整備などが挙げられた。

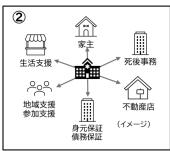
再掲: 図表 2-3-11 地域の居住支援に関する体制

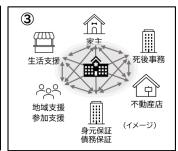


- ■相談に応じる職員それぞれが、個々の属人的なつながりで必要な機関・人につないでいる。
- ■相談に応じる職員が所属する機関が、必要な機関と協力体制を構築している(個人と個人の協力から、機関と機関の連携へ)
- 2に加えて、機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤が構築されている(プラットフォームの構築へ)
- ■無回答

相談に応じる職員それぞれが、 個々の属人的なつながりで必要 な機関・人につないでいる 相談に応じる職員が所属する機 関が、必要な機関と協力体制を 構築している(個人と個人の協 力から、機関と機関の連携へ) 機関同士の横の連携が図られ、包括的な支援の基盤が構築されている(プラットフォームの構築へ)





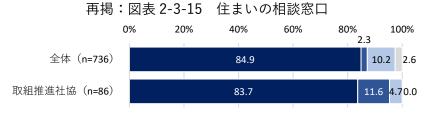


ヒアリング調査での実態把握

- ・居住支援協議会が設立されているのは4自治体(岸和田市、船橋市、府中市、本別町)である。このうち岸和田市と船橋市は、社協が居住支援協議会の事務局として中心的な役割を担っている。一方、府中市では行政の住宅部局、本別町では行政の福祉部局が事務局を担っており、社協は居住支援相談窓口としてサービスを提供する役割を担っている。いずれの場合でも、居住支援協議会は行政との協議の上で設立に至っている。
- ・市域での居住支援協議会が設立されていない場合でも、都城市では、障害分野において「居住サポート事業関係機関連絡会議」にて社協が中心的な役割を果たしていた。また菊川市では関係団体と制度の狭間の課題を検討する「セーフティネット支援ネットワーク会議」で住まいに関する協議がされてきており、今後は菊川市社協が主導して令和5年度の居住支援協議会設立を目指している。奈良市社協においては、奈良県居住支援協議会や民間福祉事業所のネットワークを通じて、様々な主体との関係を構築していた。

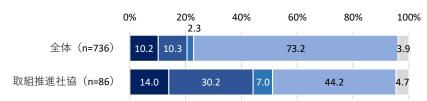
社協の体制

- ○住まいの相談は、全体の8割で高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務の中で受けており、居住支援の専門相談窓口を設置しているのは少数だった。
- ○地域において機関同士の横の連携が図られ包括的な支援の基盤が構築されている地域に 所在している社協では、居住支援の専門相談窓口を設置している割合が高い。また、その ような地域にある社協のほうが、相談を受けた後に関係部署間で協議の上、支援の担当職 員を決めている。
- ○住まいの支援のあり方や体制について協議する場や仕組みの有無については、「取組推進 社協」の約4割が、社協内部のみに限らず外部機関を含めて協議する場がある。
- ○相談支援事業を複数受託している社協のほうが、住まいに関する相談への対応職員を関係部署間で協議して決定する割合が高く、また支援の在り方や体制について外部機関も 含めて協議する場があると回答した割合が高い。
- ○社協内部の体制面の課題としては、マンパワー不足や組織的な体制の未整備、知識・経験・ ノウハウ・情報の不足などが挙げられた。



- ■高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務の中で受けている
- ■居住支援の専門相談窓口を設置している
- ■その他
- ■無回答

再掲: 図表 2-3-20 協議する仕組みの有無



- ■貴社会福祉協議会の職員のみで協議する場や仕組みがある
- ■不動産業者や福祉サービス事業者、行政など外部機関を含めて協議する場や仕組みがある
- ■上記1と2の双方ともにある
- ■上記1と2のいずれもない
- ■無回答

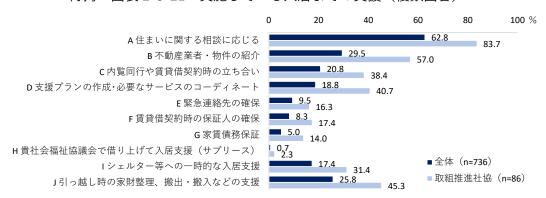
ヒアリング調査での実態把握

- ・居住支援の専門相談窓口を設置しているのは5団体(岸和田市社協、菊川市社協、 府中市社協、船橋市社協、本別町社協)。うち専任職員の配置は府中市社協のみで他 4団体は兼務。専門の相談窓口を設置しない場合でも、都城市社協は基幹相談支援 センター、奈良市社協は地域福祉課全体の相談業務の中で対応していた。
- ・居住支援に関して協議する仕組みとしては、会議での共有の他、業務改善ソフト等 を活用し住まいに関するケースについて組織全体で共有する等の取組があった

3)入居までの支援の実施状況

- ○提供している入居までの支援の全般を通じて、取組推進社協の実施割合が高く、なかでも 住まいに関する相談に応じている取組推進社協は83.7%を占める。
- ○支援プランの作成・必要なサービスのコーディネートは、社協自ら実施している割合が高い。

再掲: 図表 2-3-21 実施している入居までの支援(複数回答)



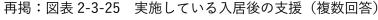
ヒアリング調査での実態把握

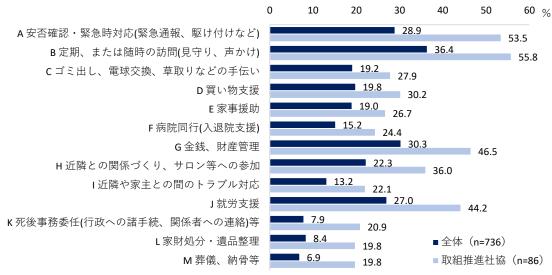
・いずれの社協においても物件を確保するため不動産業者との連携がなされており、 社協がコーディネートを行い必要なサービス提供主体につないでいた。

4) 入居後支援の実施状況

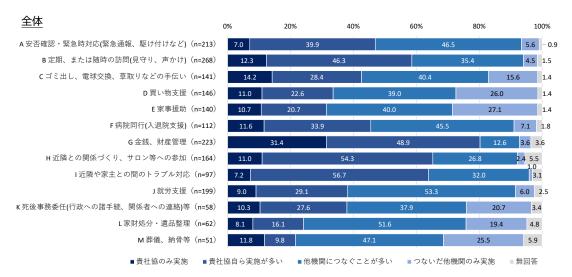
入居後支援の実施状況

- ○入居後の支援として実施割合が高いのは安否確認・緊急時対応や定期、または随時の訪問、 金銭・財産管理、就労支援などである。全般的に「取組推進社協」のほうが実施割合は高 いが、なかでも安否確認・緊急時対応と定期・随時の訪問の実施割合は 50%を超える。
- ○その実施方法について、社協のみ実施している割合が高いのは金銭・財産管理、つないだ 他機関のみ実施の割合が高いのは買い物支援や家事援助だった。





再掲: 図表 2-3-26 支援の実施方法(複数回答)



取組推進社協 40% 60% 100% 0% 20% 80% A 安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど) (n=46) 2.2 B定期、または随時の訪問(見守り、声かけ) (n=48) Cゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い (n=24) D買い物支援 (n=26) E 家事援助(n=23) 0.0 F病院同行(入退院支援)(n=21) G 金銭、財産管理 (n=40) 10.0 0.0 H 近隣との関係づくり、サロン等への参加 (n=31) I近隣や家主との間のトラブル対応 (n=19) 5.3 J 就労支援(n=38) 0.0 K 死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡)等 (n=18)

再掲: 図表 2-3-26 支援の実施方法(複数回答)(つづき)

民間営利セクターとの連携

L 家財処分・遺品整理(n=17)

M 葬儀、納骨等 (n=17)

○他機関と連携して実施している場合、特に「民間営利セクター」の連携先として多く挙げられたのは、安否確認や見守りにおける緊急通報システム会社や配食サービス、買い物支援におけるスーパーやショッピングセンター等の小売店、金銭管理やトラブル対応、死後事務委任における弁護士・司法書士等の士業だった。

■貴社協のみ実施■貴社協自ら実施が多い■他機関につなぐことが多い

0.0

0.0

■つないだ他機関のみ実施

○民間営利セクターと連携することによるメリットとしては、支援の幅が広がることや本 人の変化に気づきやすくなること、専門的な支援につながること、制度に縛られない柔軟 な対応ができることなどが挙げられた。一方、民間営利セクターと連携する上の課題とし ては、民間営利セクターにとっての事業性、利用者の費用負担、連携先とつながるための 情報やきっかけがないなどが挙げられた。

ヒアリング調査での実態把握

- ・民生委員や自治会組織などのボランタリーセクターとの連携において、地域福祉コーディネーターや地区社協によって調整されているところもあった。
- ・民間営利セクターとの連携において、比較的人口規模の大きい自治体においては収益性等、企業にとってのメリットが意識されていた一方で、小規模な自治体においては関係性の中で自然に協力関係ができていると認識されていた。

(2)社会福祉協議会における居住支援活動の課題と展望 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 事業開発課長 栗田将行

1)はじめに

住まいの貧困は福祉課題である。そもそも居住は「市場原理」だけに任せられるテーマではない。仮に資本主義市場を起点とするならば、居住問題はいわゆる「市場の失敗」であり、市場の失敗の対応は原則的に「公的責任」であるため、やはり福祉課題であることが演繹的に導かれる。そして、社会福祉協議会(以下、社協という。)は公共性の高い団体であることから、この居住問題に取り組む社会的使命と意義がそこに見い出される。これは俯瞰的な構図であるが、具体的な社協の既存事業や保有する広範なネットワークからも適性が浮かび上がる。以後、それらを中心に検討していく。

2)居住問題の概要

総務省の統計によれば、2040年には総人口の36.3%、3人に1人が高齢者という社会になると推計されており、特に高齢者人口は都市部で大幅に増加し、中でも単身高齢者の居住問題はこれから大都市の大きな課題になると予想されている。その中で、賃貸住宅におけるオーナーや管理会社が不安材料としてあげているのが、入居時における「緊急連絡先」や「保証人」の確保、入居後の「孤独死」や「意思能力低下」、契約終了時の「残置物処理」などである。特に孤独死については、事故物件化により資産価値を毀損する可能性があることから、民間賃貸住宅入居時に高齢者等が敬遠される主たる原因になっている。このように入居前から後、終了時までも高いハードルがある中、支援する側に不動産業者とのパイプがなくオーナーに安心を提供できる材料もないまま個別に不動産業者に物件をあたっても、受付の時点で拒否されることは必然的な結果と言える。

3)社協のミッションと居住支援の関係性

社協は、地域福祉推進を目的とする社会福祉法人であるが、社会課題の変化に柔軟に対応する民間性の発揮も求められている。言い換えると、「制度の狭間」の問題解決を図るということである。他方、住み替えにとどまらない広義の居住支援も、高齢や障がい、生活困窮といった属性を越えているという点、入居前・中・後という切れ目ない支援を要するという点から、各福祉制度の枠をそれぞれ越えている。このような空間・時間的に拡がった包括的な居住支援は、社協のミッションである「地域で暮らし続ける」ことを支える地域福祉の文脈と重なるものであり、この点からも社協において推進すべきテーマの一つであると整理できる。

また、居住支援の個別の要素でみていっても、入居中に重要な支援である「見守り活動(安否確認)」「交流活動(サロン等)」「生活支援」などは、今まで社協が推進してきた取り組みそのも

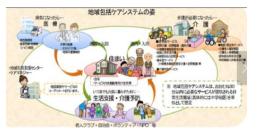
のである。さらに、「金銭管理」を行う日常生活自立支援事業、転宅費等の「生活福祉資金貸付」などに加え、「終活支援」に取り組む社協も増加している。これらを一体的に行う社協には居住 支援活動への優位性がそもそも備わっているといえる。

4)居住支援活動財源と行政との連携

社協の特性として、(介護保険事業等の実施有無や事業規模により差はあるが)収入の大半を自治体からの補助金や委託費で賄っているという点がある。それは言い換えると、なんらかの取り組みを推進するには自治体の理解と協力が必要ということでもある。また、自治体側からみると社協は福祉に特化した現場の最前線であり、スキル・ノウハウが蓄積されていることなどから、直営で事業実施するよりも実効性が高まることが少なくない。居住支援を推進していくには、社協・行政どちらかだけが意識を高めても機能せず、両者が目線を合わせて車の両輪として動いていくことが求められる。具体的手法としては、まずは自治体が居住支援協議会を設置し推進基盤を整えながら社協はそこへ参画し、できれば事務局まで担うことでネットワーク構築をすすめられるのではないかと考える。また、社協が先行して推進する場合には居住支援法人の指定を取得しニーズ把握と支援実績を積み上げながら、行政との交渉に臨むシナリオも考えられる。

5)居住支援ニーズの把握

医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括 的に確保されるという地域包括ケアシステムを 説明する図は、居住支援関係者ならば必ず目に していると思われるが、この図の中で「住まい」 が中心に据えられているのは、人の活動はすべ て「住まい」を起点としてその安定の上に成り 立っているからこそ図の中心に位置づけられ



出典: 平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書

ていると解釈できる。しかし、この住まいが私たちの生活の中であまりにも当たり前に存在しているため普段意識することが少なく、災害発生時などに改めて課題認識するような面がある。今回のアンケート調査においても、居住支援ニーズを把握しているという回答は50%程度にとどまった。その結果の背景にあるのは、現場の相談援助業務の中では、相談者に寄り添い、課題解決に向けて関係機関と連携しながら包括的に対応するというプロセスが一因ではないだろうか。つまり、一連の相談支援の中に住まいの問題要素が入り込んでいたとしても、あえて住まいだけを切り出すことをせず相談者の課題に「丸ごと」かかわることが多いため、居住支援ニーズと認識できていないということである。また、居住の相談があった際に、民間賃貸住宅だけではなく特養や老健、サ高住等も住まいの一つと捉えるため、福祉施設に繋いで終了としている場面もあることから、より「居住支援」が見えなくなっているとも考えられる。

6)相談支援機関と居住支援

社協は、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援センターなど、 自治体から各種相談事業を受託している割合が他の非営利団体より高く、また、それらの対象 属性別に設計された相談事業に横串を刺す「多機関協働」を目指す「重層的支援体制整備事業」 の取り組みもすすんでいる。同事業では「参加支援」というテーマの中に居住支援が直接位置付 けられており、政策面からも現場の取り組みを後押しする格好だ。

既述したように、それらの機関が受ける相談の中には「住まい」に関することも当然に含まれる。そこで、多くの相談に共通する課題として居住支援を認識することができたならば、取り組み動機となり、必要な仕組みづくりと不動産業者等外部ネットワークの構築を図る社協の増加要因となるのではないか。今回のアンケート調査からも、居住支援ニーズを把握できている社協ほどその課題意識も高いという傾向がみられた。

7)社会資源とのネットワーク形成

具体的な不動産業者等外部ネットワークの形成について、調査からは、都市の規模が小さい方が職員の属人的な関係性による連携体制となっていることが明らかとなった。いわゆる「顔の見える関係」ということであり、情報共有のスピードや柔軟な対応には有効だが、どうしても個人レベルの関係はどちらかの異動や退職などによる持続性に課題が残る場合がある。そのリスクを解消するために、個人レベルの関係性を機関レベルに引き上げ、さらには関係者が緩く自由に繋がれる基盤(プラットフォーム)化がすすめられると持続可能性や相乗効果が期待できる上に、より本質的な次元にある「地域(まち)づくり」に寄与するのではないかと考えられる。

そのような外部との連携により行われている支援内容も調査から見えてきたが、例えば、入居前では「シェルター等一時的な入居支援」「引っ越し・家財整理」「家賃債務保証」「保証人・緊急連絡先確保」、入居後では「就労支援」「入退院支援」「葬儀・納骨」「遺品整理」などの割合が高い。言い換えると、それらの取り組みは社協の持つ資源で行うことが困難、あるいは非効率という結果であり、協働が欠かせないテーマと言える。また、外部と連携をすすめていきたい支援内容としては「安否確認・緊急時対応」「定期、または随時の訪問」、その連携希望セクターは「民間営利」という結果が出ている。社協は今まで取り組んできた地域福祉活動の中で「ボランタリー」「民間非営利」「行政」セクターと連携してきた実績がある。しかし、民間営利団体との協働事例は未だ少なく、複雑・多様化し、質・量ともに拡大する社会課題解決のパートナーとして民間営利団体との協働の必要性は認識しているが、不十分な状況にあるのではないかと考えられる。また、民間営利団体側からみても、かつて経団連が旗振り役を務めた「CSR 活動」よりもはるかに影響力の大きな、2015年に国連総会で採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」が経営方針の本丸に入り込み、戦略目標として掲げる企業が増加し続けている背景がある。そのSDGsの目標11.「住み続けられるまちづくりを」の意図するところは、「包摂的で

安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する」というものであり、まさに「居住支援」活動が包含された概念と考えられる。つまり、社協側の狙いと民間営利団体側のミッションが近接してきているということであり、後は具体的な行動にかかっているのではないだろうか。例えば、民間営利団体が持つ IOT 技術と、現場の課題構造を詳しく把握している社協がスキルと情報をそれぞれ出し合い、より実態に合った安否確認サービスを開発するといったことなどが考えられる。ちなみに福岡市社協では、見守りや交流、傾聴から医療など様々な場面でビデオ通話ができるアプリを IT 企業と共同開発し、実証実験を行っているところである。それは、新たな「住生活基本計画」の目標 1 にある「新たな日常」、DX の推進という流れも汲んでいる。

8)社会資源開発

民間営利団体等と協働しても有効な課題解決策が存在しないテーマについては、資源自体を 創るという発想も求められている。例えば、社会資源開発の必要性が高く、実践上の課題となっ ているものに「緊急連絡先」の引き受けがあり、その社会化が「身寄り問題」の深刻化によって 急務となっている。そこでは、民間賃貸住宅に限らず病院入院時、施設入所時にも機能する包括 性が求められる。それは、いわゆる「福祉署」構想と言われるものでもあり、実務的に担える可 能性がある社会資源の一つは、施設を運営する社会福祉法人かもしれない。社会福祉法人の地 域公益事業と社協の共働によりスモールモデルを構築し、小さく運営し改善を重ねることで持 続可能な事業スタイルを見出していくことはできないだろうか。

9)包括的居住支援(周辺領域への拡大)

「住まい」確保の中心を担うのは、公営住宅や UR、民間賃貸住宅などであることは間違いないが、それら「空室」だけではなく「空家」の活用も視野に入れたい。それはシェアハウスなど居住用に限らず、入居後支援として必要なサロン、居場所、地域カフェなどの拠点利用に可能性が拡がる。日本の空家率は上昇を続けているが、今後も人口減少が続くと予測されるなか空家の増加は止まらず、その存在自体が防犯・防災・景観などの観点から社会課題となっている。空家を利活用することは、両課題の同時解決となり、社会的意義の大きな取り組みと言える。

また、居住支援を拡大解釈するならば、住まいの問題を抱えた個人だけでなく、課題を抱えた 地域に対する居住支援という言わばサード・プレイス(居心地の良い場所)としての捉え方がで きるのではないだろうか。つまり、みんなが気軽に集える場所の創出である。このように空家を 有効活用して、公民館よりももっと敷居の低い雰囲気の中で「つながり続けられる場所」を地域 の中に増やしていきたい。

10)居住支援は伴走型と問題解決型の支援の両輪で対応

入居前から後までの支援として近年は「伴走型支援」が注目されている。これは、深刻化する

経済的困窮や社会的孤立に対応するために「つながり続ける」ことを目的とした支援であり、今までの問題解決型支援に加えて今後の「地域共生社会」の実現に必要不可欠な支援の両輪ともいえる。問題解決型支援が、「支援開始から支援終結」という「限られた時間軸」でなされるのに対して、つながり続けることを目指す伴走型支援は、「人生という時間軸」を持って入居前から後の支援にのぞむ。また、孤独・孤立問題から居住支援を考えた場合、家を失った人だけではなく、家が準備できても地域の中で誰とも付き合っておらず孤立しているならば、その人も対象者と捉えられる。現代社会は「経済的な貧困」のみならず、「関係性の貧困」も大きな課題となっている。生活上の手助けや困ったときの相談相手、何かあれば駆けつけて必要ならば関係機関に連絡を取るなど、今まで家族に頼ってきた機能を社会化することが重要であり、居住支援もその柱の一つといえる。

11)まとめ

居住支援は分野横断的な課題である。政策的には、特定の属性ごとに対象を限定した現在の社会福祉体系から、属性に関わらずサービスニーズを持つすべての人を対象とした「ニーズベースの社会福祉体系」に転換することが求められる。もっと引いた目線で課題全体を俯瞰すると、行政・民間営利・民間非営利・ボランタリーという「セクター」、不動産・福祉・医療・法務といった「業界」を横断している構図が見えてくるが、取り組み主体にはそれらを一元的にコーディネートする力量が求められ、社協にはその一翼を担う力と責任があるのではないだろうか。支援体制は一朝一夕に構築できるものではないが、立脚点として「まず家を」というハウジングファーストの理念に基づき取り組まれたい。

2. 居住支援全国サミットの開催

居住支援の取組拡大に向けて、厚生労働省・国土交通省とともに居住支援全国サミットを開催した。本調査において入居後の見守り等の支援については、社協自ら実施しつつ、他のセクターとの連携も模索したいという意向がわかった。そこで、「多様な主体が連携・協働する居住支援体制に向けて」をパネルディスカッションのテーマとして設定し、不動産業者、福祉事業者、社会福祉協議会のそれぞれの立場で居住支援体制を構築している先進事例を紹介し、異業種と連携するためのポイントや、空き家の活用、見守りのあり方等について議論を深めた。

(1)居住支援全国サミットの開催概要

① 開催日時・開催方法

2023年(令和5年)3月17日 YouTube によるオンライン配信 ※以後、2023年(令和5年)4月17日までアーカイブ配信を実施。

②対象

地方公共団体、居住支援法人、福祉関係団体、不動産関係団体等

③プログラム

- ・居住支援の最新施策動向 厚生労働省、国土交通省、法務省
- ・基調講演「包括的居住支援をめざして」 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授 大月 敏雄
- 居住支援の事例紹介
 - 事例①「おかざきがやっとる 居住支援協議会と重層的支援体制整備事業の連携」 岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会
 - 事例②「"とんとんとん"を支えたい 一世界自然遺産の島で居住支援を考える一」 奄美市居住支援協議会設立準備会
- ・パネルディスカッション

調査事業報告「社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査」

日本大学文理学部社会福祉学科 教授 白川 泰之

ディスカッションテーマ「多様な主体が連携・協働する居住支援体制に向けて」

コーディネーター 日本社会事業大学専門職大学院 教授 井上 由起子 パネリスト アオバ住宅社 取締役 齋藤 瞳

> 株式会社あおいけあ 代表取締役/ 株式会社ノビシロ 理事 加藤 忠相

福岡市社会福祉協議会 事業開発課長 栗田 将行

④参加者数(2023年3月27日時点集計)

申込人数:745件 (動画視聴状況:971回)

<視聴申し込み者の属性>

業種	個数	
行政(住宅部局)	169	
行政(福祉部局)	83	
不動産関係	65	
福祉関係	263	
その他	165	
総計	745	



(2)内容

■挨拶



厚生労働省 老健局長 大西 証史



国土交通省 住宅局長 塩見 英之

■居住支援の最新施策動向





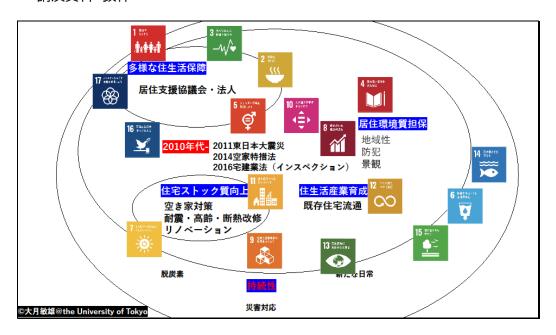


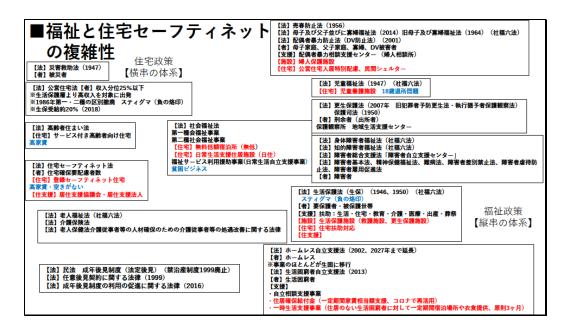


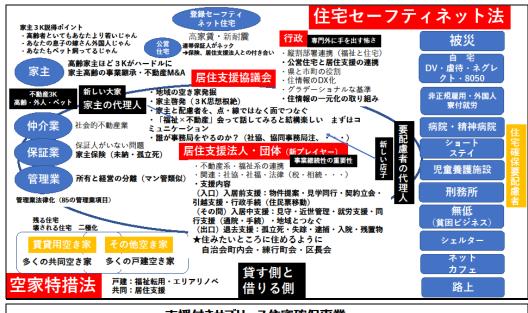
■基調講演「包括的居住支援をめざして」東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授 大月 敏雄

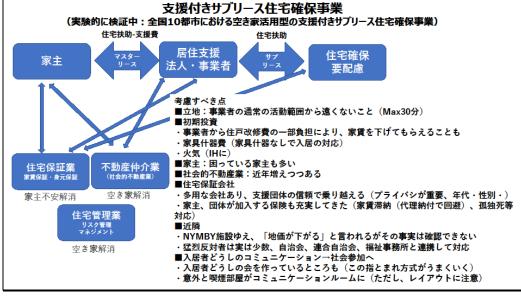


<講演資料 抜粋>









■居住支援の今後の課題

①地域性の読み解き

- ・低廉民賃市場の地域差大(大学生用、工場用、寮・・・)
- ・地域ごとの商慣習 不動産事業者(仲介業・管理業・保障業) 保証会社+連帯保証人 など
- ·家主の3K(高齢、外国人、ペット)地域の理解

②居住支援の持続性

- ・支援費を誰が支払うか?
- ・「(日常生活支援居住施設(日住)、生活困窮者自立支援 等)」以外に独自の支援費を取るところも
- ・生活保護の住宅扶助の収納代行は家賃で行けるが、光熱費の契約 生保の場合の代理納付 に入らない
- ・持ち出し部分が多いのでは? 入居時の家電什器費?
- ・家賃以外の共益費等

③通常民賃以外の確保

- ・**登録セーフティネット住宅**のサブバージョン 面積要件、耐震性要件 の実質緩和
- ・空き家特措法関連部署 協議会 との連携大事
- ・公営住宅等はそこで登場しているか?

④居住支援の定義の細分化

- ・単なる「入居支援」から、「入居までの支援」「入居からの支援」→「伴走型支援」
- ・少なくとも、「相談支援から入居支援まで」を保障する事が大事では?

■居住支援の事例紹介

事例①「おかざきがやっとる 居住支援協議会と重層的支援体制整備事業の連携」 岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会

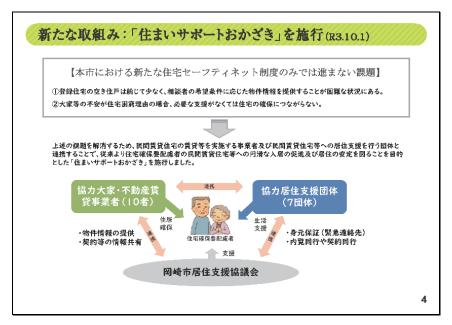


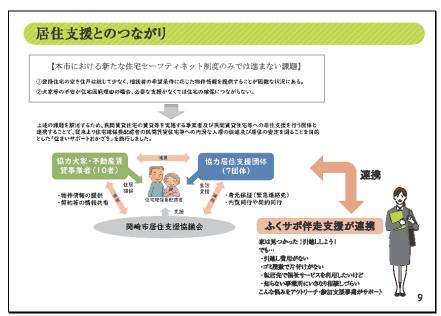
都市基盤部住宅計画課 主事 原田 晶



福祉部福祉相談課 主事 加藤 壮紀

<講演資料 抜粋>





事例②「"とんとんとん"を支えたい 一世界自然遺産の島で居住支援を考える一」

奄美市居住支援協議会設立準備会

総務部 プロジェクト推進課 官民連携推進室 主査 永井 美香

<講演資料 抜粋>

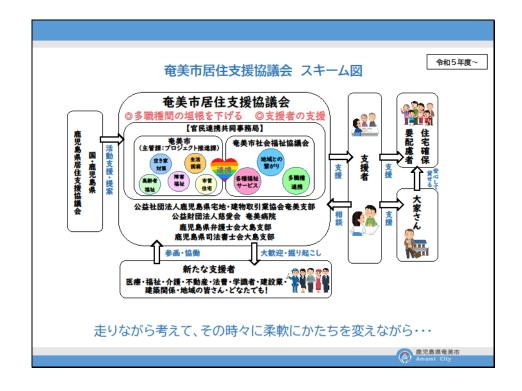
奄美市における居住支援これからの方向性

令和4年度の活動をとおして気づいたこと

- ○社協の強み・・・福祉的知見, 現場対応, 多職種とのネットワーク
- ○行政の強み…事務処理,調整力,政策立案施策展開,庁内連携 →全部やらなくていい。得意なことをだけやって補完しあう。
- ○「福祉は"暮らし"」 暮らしの中の問題は複数の困りごとが絡み合っている。
- →問題に対し異なる視点を持つさまざまな分野の人が率直に語り合える場所が必要。
- ○既存の支援体制を生かす仕組み・体制構築
 - →すでに居住支援を実践されている支援者をサポートし、持続可能なものにしたい。
- →社協の限りある人的リソースを最大限に生かせるスキームの構築が必要。

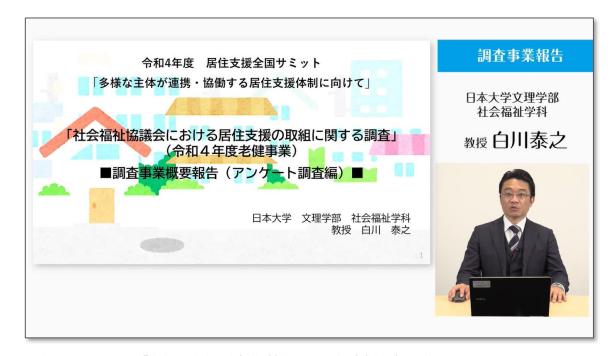
→Next 奄美市らしい居住支援協議会のあり方とは!

庭児島県奄美市 Amami City



■パネルディスカッション

調査事業報告 「社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査」 日本大学文理学部社会福祉学科 教授 白川 泰之



ディスカッション「多様な主体が連携・協働する居住支援体制に向けて」
コーディネーター 日本社会事業大学専門職大学院 教授 井上 由起子パネリスト アオバ住宅社 取締役 齋藤 瞳株式会社あおいけあ 代表取締役/株式会社ノビシロ 理事 加藤 忠相

【パネルディスカッション 要旨】

○井上教授

社協の取り組みを見ていると、住まいの 相談には社協がみずから応じて、その後の 債務保証、あるいは保証人のところについ ては不動産関係者と連携、入居後の見守り については、社協自ら実施しつつ、他のセ クターとの連携も模索したいという意向が わかった。居住支援は、自らだけでやるの



福岡市社会福祉協議会 事業開発課長 栗田 将行

ではなく、いろんな団体と一緒にやっていくものということになる。よって、今回のパネル ディスカッションのテーマは「多様な主体が連携・協働する居住支援体制に向けて」とし議 論を深めていきたい。

取組紹介

<アオバ住宅社>

○齋藤氏 (アオバ住宅社)

本日は、「宅建業者として実践する居住支援の例」ということで、弊社で行われている取り組みをお話ししたい。

2016 年にアオバ住宅社を開業した当時、一番初めに生活保護を受給されてい



る高齢の方のお部屋探しを行った。その後、同じような状況の方が多く相談に来られたため 福祉の知識が必要だと感じ、2022年に社会福祉士の資格を取得した。

弊社は一般的なまちの不動産屋であり、賃貸管理、売買も行っているが、その中でも仲介が主である。ただ、弊社のお客様はいろいろな事情のある方が9割以上で、なかなか保証会社に通らず、お部屋を借りられない。大家からの要望で弊社が一旦借り上げて、それをお客様にお貸しするサブリースや、自社で物件を買って、それをお客様にお貸しする大家業も少しやり始めている。

弊社の事業の中で大きな役割を占めているのは清掃事業である。大家から、アパート・マンションの階段、廊下、庭などの共用部の清掃を週に1回という形で受注している。掃除をするは弊社のお客様で、高齢で週に1回2時間ぐらいなら働けるという方や、ひきこもりから抜け出すための次の就労に至るまでのステップとして仕事をしたいという方にスタッフとしてやってもらっている。最近では、私が営業担当という形で仕事をとってきて、提携している3カ所の就労継続支援B型の事業所の利用者に清掃してもらっている。年末には、高圧洗浄の仕事をたくさんいただいて、それを事業所の方々にやってもらっている。共用部のアパート・マンションに関しては35棟ぐらい引き受けてやっている。清掃事業は週に1回、定期的に受ける仕事なので、弊社の収入源の柱になっている。

その他、入居者対応のコンサルタントもしている。物件を持っている大家は、その物件に 入居している人の対応に困ってしまうことがある。大家はどこかの不動産会社に管理を任 せている場合が多いが、管理会社では対応し切れない福祉の機関を利用したほうがいいケ ースもある。私は社会福祉士の資格を持っているので、そういった知識を利用して、大家か ら依頼された入居者対応をしている。

弊社は、転居を通じて、それぞれの方の自立のサポートをミッションにしている。誰もが 自分の望む場所で自分の暮らしをしたいというのは当たり前のことかもしれないが、なか なか難しい。それに対して、微力ではあるが何かサポートしたいと思っている。

「支えられる側が支える側にもなっていく」というのは、弊社にいらっしゃるお客様はさまざまな困難があって、それこそ「支えられる側」であるが、皆さん「自分は支えられる側ではなくて、何かをしたいんだ」とおっしゃっている。弊社の清掃事業で働いていただくことで、「ありがとう」と感謝され、収入を得られる。収入ができれば、例えば生活保護の方

でも「収入申告ができた」とか「税金を納められた」と報告に来てくれている。支えられる 側の方が、時には支える側にもなっていくということを私は大事にしている。

弊社には、いろいろな困難のある方、保証会社が通らないという方々が来る。そういったお客様を見守るということではなく、一緒に支え合うということで、弊社だけではなく、いろいろな福祉機関、行政、士業の方、NPO、あとは、インフォーマルではあるが地域の方々も一緒になって、その方の自立を支えていくネットワーク体制をつくっている。

最後に、居住支援を実践する上で大切なことを簡単にお話ししたい。居住支援は、どうしてもその方を入居させるまでの支援が語られがちだ。もちろん入り口がないと次がないため入居支援は必要だが、重要なのは入居後どのような支援をするかだ。そのために先ほどのようなネットワーク体制を築いている。

大家がなかなか居住支援に前向きにならない理由の1つとして、孤独死も含めて「何かトラブルがあるんじゃないか」というのがあると思う。そこを福祉や行政、またインフォーマルも含めて様々な社会資源で見守ることで、ちょっと難しい方々でも地域で暮らしていける。その実績をつくることで、前向きになってくださる大家や不動産屋が増えてくるのではないかと思う。



事業内容

①不動産賃貸事業 (仲介業・大家業・サブリース)

②不動産売買事業

<u>③清掃事業</u>

④コンサルタント(入居者対応)



<株式会社あおいけあ・株式会社ノビシロ>

○加藤氏(あおいけあ・ノビシロ)

もともと株式会社あおいけあという介護 事業をやっている。神奈川県藤沢市で「ノ ビシロハウス」というアパートを一昨年に 始めたので、本日はその話をする。

始めたきっかけは、不動産関係の仲間と 数年前に知り合って、高齢者が部屋を貸し



てもらえないという問題を知ったことである。高齢者が大家さんや管理会社さんに連絡して年齢を言うと、「ありません」と断られる。多分、認知症のトラブルや孤独死の問題が出てくるからだと思う。そのことも踏まえて、介護屋として何かできることはないかなと思っ

て始めたのがアパート事業だった。

私の住んでいるエリアは大学生が多い地域だが、コロナのため2年間対面授業がなく、学生が部屋を借りなくなった。4月に部屋が埋まらないと1年間部屋が埋まらない。その中、銀行経由で「アパートを借りませんか」という話が来た。そのアパートは8部屋のうち2部屋しか埋まっておらず、1カ月で8万円以下の収入しかないという状況だった。その話を聞いてアパートを買うことにした。

たまたま、建物の隣の駐車場をうちのスタッフの専用駐車場として使っていたので、そこに新築の建物を隣接させ、購入したアパートをフルリノベーションした。その際、高齢者専用アパートのような「支援をされる側」のアパートにはしたくなかった。部屋の内装もこだわり、若者が借りたくなるようなかなりおしゃれな部屋である。1階は車いす利用もできるため高齢者も借りられるというだけで、作りとしてはただのアパートである。IoTを導入し、入り口やゴミ捨て場に顔認証のカメラを付け、生活の状況について情報が入るようにしているが副次的な位置づけだ。

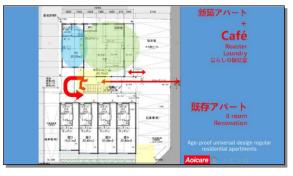
一番のポイントは、8部屋のうち、2階の2部屋だけは若者向けとしてうたっていることだ。その部屋に入った若者は家賃が半額になる。半額になる条件は、この建物に高齢者が住んでいたとしたら、朝、会社や学校にいくときに「行ってきます」と声をかけることと、若者が主導になって、併設しているカフェで毎月お茶会を開くことだ。

1階は入り口をできるだけ絞って、必ずこの通路を通って部屋に行くよう設計した。集合ポストがあるので、新聞がたまっているとすぐ気づくし、カフェからも人が通っているのが見える。そのように近隣が気にしやすい状況をつくっている。1階のコインランドリーとカフェは、地域の方たちがたくさん集まってくる場所として使われている。新築棟の新しいほうの部屋は、訪問在宅看護と訪問在宅診療の事務所が借りてくれている。

実際に、高校生のときから住んでいる若者が声がけをしてくれており、最近は1階のおば あちゃんとカラオケに行くようになった。もう一人の子は、毎月おばあちゃんに料理教室を 開いてもらって、一緒に買い物に行き、料理をつくって、一緒にごはんを食べている。

僕は1人で部屋で死ぬことは孤独死だと思っていない。死後2週間後に見つかった場合は孤独死だと思うが、その日に見つかるのは尊厳死だと思っている。最後まで社会保障費も使わず自分の生活を守ったのはすばらしいことなのに、何かそれがいけないことみたいに扱われてしまっている状況を何とかしたいなと思っている。





<福岡市社会福祉協議会>

○栗田氏(福岡市社協)

福岡市社会福祉協議会において取り組んでいる居住支援活動の経緯を説明する。

まず「ずーっとあんしん安らか事業」を 平成23年に始めた。葬儀代、納骨代、家財 処分料、最後の医療費、家賃等々を最初に 預託金として預かっておくという仕組み



だ。ところが、預託金がいわゆる初期費用になってしまって、預貯金のない方は使えないという課題に直面した。

そこで何とかできないかと工夫を凝らしたのが「やすらかパック事業」だ。社協が保険会社と生命保険の契約を交わして、契約者の方がお亡くなりになったら、社協に一定額の保険金がおりる。その保険金を使って葬儀等々の死後事務を行うという仕組みで、初期費用はなく、月額払いで対応できるメニューを開発した。

それらの死後事務の事業を現場でやっていくと、いわゆる終活領域のノウハウ、知見がたまってくる。それを相談だけでも活かそうということで終活相談窓口を設置したところ、想定以上に相談が多く、令和3年度実績でも1135件あった。また、終活セミナーや出前講座のようなイベントを企画して、令和3年度は30回以上開催したが、これも参加者が3000人を超えている。終活には皆さん非常に関心が高く、その中で私たちも、終の棲家、あるいは施設など居住に係るお話も終活の一環として行っている。

「住まいサポートふくおか」は、平成 26 年からの3年間は厚労省のモデル事業として、 平成 29年からは福岡市居住支援協議会事業に位置づけて実施している。概要としては、社協は調整役、コーディネートに徹するといった仕組みだ。では、具体的にどのような団体をコーディネートするのかというと、「事業の流れ」の中の緑色の囲みに「協力店(不動産会社)」とあるが、この事業にご協力いただける不動産会社は、現在 62 社、協力店としてご登録いただいている。また、さまざまなリスクに対応する支援団体でプラットフォームを構築して 14 団体参画いただいている。

この事業は、高齢者・障害者の方からのご相談をまず社協がお受けして、転居についての理由等々を詳しくお聞き取りする。そこで本当にその方に転居が必要となれば、協力店に条件に合致するような物件探しをお願いする。同時に、必要に応じて、支援団体、例えば見守りで地域の民生委員さんの訪問活動を調整したり、弁護士、司法書士の士業の先生に債務整理をお願いしたり、あるいは家財整理会社に家具や家電の寄付をお願いしたり、そのようなコーディネートを行っている。

ただ、転居の相談といっても、よくよく聞き取ると、その根っこにある課題は住まいではなく、ほかの要因であることがよくある。例えば、家族からのDVや虐待から逃げたいがためとか、あるいは、「隣の人が私の家をのぞいている」とか「ここに住んでいると電磁波が

私の体に悪影響を及ぼす」などの被害妄想にとらわれて引っ越しをされたいという方も一定数いらっしゃる。恐らくそういう方が転居しても、また同じことが生じるだろう。そのようなケースでは、むしろ引っ越し以外の選択肢で対応することになるので、結果的には、いわゆる総合相談に近い窓口という状況だ。

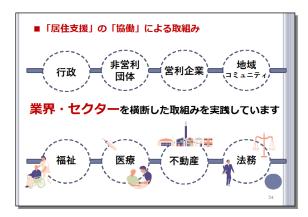
住みかえの理由は、立ち退きを言われたから、家賃を下げたい、もしくは同居トラブル、 これらが非常に多くある。同居トラブルの中には先ほどのDVや虐待も含まれる。

「空家バンク」については、空き家と、子ども食堂をしたい、サロンをしたい、居場所づくりをしたいといった活動者をマッチングする事業だ。社協と一般社団法人古屋空家調査連絡会の共同事業体で取り組んでいる。事例として、「遺贈物件をシェアハウスへ」ということで、最後は社協に遺贈したいという方もふえてきている。この物件の所有者も社協で、私どもがオーナーとして、障害者の方4人暮らしのシェアハウスを運営している。また、高齢者の方が1人で住んでいる状態で、空いている部屋を使っていいよというご相談に対しては、この物件では学習支援のフリースクールに貸し出している。

最後に見守り・交流アプリをご紹介する。コロナ禍でどうしても対面型の見守り・交流が難しくなった。そこで、私たちがビデオ会議ツールを便利に使っているように、仕組みをシンプルにすれば高齢者の方でも使えるのではないかという仮説をもとに、タブレットにそのアプリをインストールして、ボタンは2つだけ、ワンタップするだけで相手の顔が見られる、ビデオ通話できるという仕組みだ。これを使って訪問活動をすればオンライン訪問、あるいは、最大5人まで入れるので、5人で入ってお食事をすればオンライン会食となる。

本日ご紹介したどの事業も、社協だけで成り立たせることはできないものばかりだ。さまざまな団体のご協力を得ながらであるが、例えばセクターにしても、行政、非営利団体、営利企業あるいは地域コミュニティ、また業界も、福祉だけではなく、医療、不動産、法務等々と手を取り合って協働しながら積み上げていっている。





ネットワーク体制づくり

○井上教授

パネリストよりそれぞれの取組の紹介をいただいたが、ここではネットワーク体制づく

りについて掘り下げて話を聞きたい。まず、株式会社ノビシロを作る際のネットワーク体制 づくりについてご説明いただきたい。

○加藤氏(あおいけあ・ノビシロ)

最初に会ったのが現在の株式会社ノビシロ代表である鮎川で、そのときに先ほどの問題を聞き、会社をつくった。メンバーの中には、LIFULLの役員や住宅系、医者も入っていて、さまざまな方向から住宅を見るという形がとれるようにしている。

ノビシロハウスのモデルになったのは、2003年にヨーロッパで熱波が起こったときに、フランスのNPOが主催した「隣人祭り」である。隣人祭りは年に一回、中庭にテーブルを出して、近所の人が集まってお茶を飲むだけの祭りだが、そこで、若い人が「あそこにおじいちゃんがいる」「足の悪い人がいる」というのを覚えておいて、それ以降、朝、学校とかに行くときに「行ってきます」と声をかけている。このことがヒントになった。

僕ら医療職、介護職がどんなに汗をかいたところで、社会は支えられない。そのため、地域の若いお兄ちゃんとかが普通におせっかいをする関係性を地域の中で再構築しないと回らない社会になると思っている。僕ら専門職が何かをするのではなく、あくまでも住んでいる人たちがお互いに声をかけ合うことを意識した装置が必要で、そのモデルとしてつくったのが今回のケースだ。



○井上教授

あおいけあを見学させてもらったときに感じたのは、介護事業というだけではなく、みん

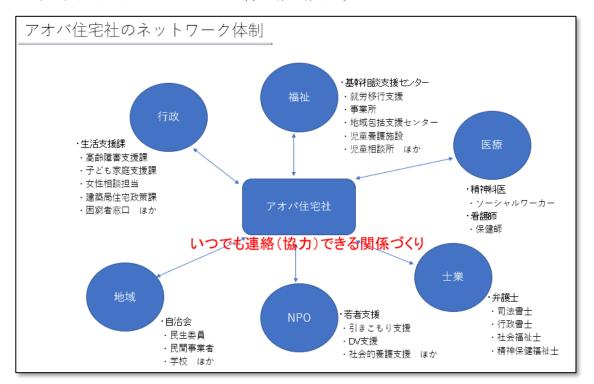
なのつながりがつくられているということだ。そこが基盤にあるということだと思う。

アオバ住宅社では、ご自身で宅建士のほかに社会福祉士も取り、さらにネットワークをつくっていくというお話だったが、このあたりをご説明いただきたい。

○齋藤氏(アオバ住宅社)

保証会社に通らないと、今の不動産業界の中では家は借りられない。最近はほとんどが保証会社ありきなので、保証会社の審査基準を通らない方は、イコール家を借りられない方になってしまう。

それは今の世の中では仕方がないのかもしれないが、そうではなくて、保証会社には通らないけれども、その人の周りにいるいろいろな支援者が保証会社のかわりになるんじゃないかという感覚も私にはある。実際に、「周りにこういういろいろな支援者がいますよ」ということで大家さんに交渉して、部屋を貸してもらっている。そうすることで、何かあったときに、すぐにみんながそれぞれの持ち場で動ける。



○井上教授

不動産の知識は当然おありだと思うが、基幹相談や精神科医、行政の若者支援などの専門職と最初つき合い始めるときは、言葉の理解や認識の違いで大変だったのではないか。どうやって乗り越えてきたのか。

○齋藤氏 (アオバ住宅社)

本当に大変だったし、私自身に知識もなかったので、「今こういう役割の人が欲しいですけれども、福祉や行政の制度でそれにかわるものはないですか」というのをいろんな人に聞いた。それで、ちょっとずつ協力してくださる方を増やしていったというところだ。

○井上教授

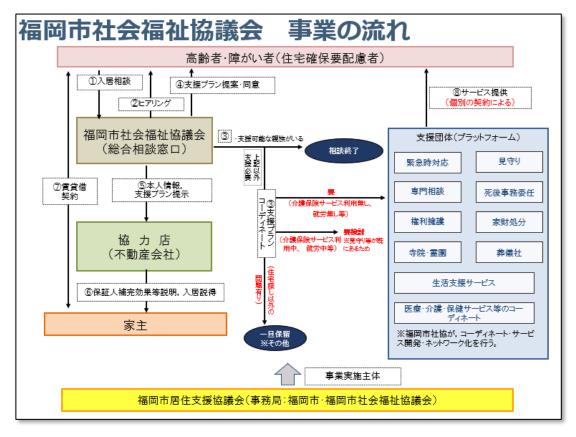
最初からこの体制があるわけではなくて、つながりをつくっていく中で、ここに今ようやくたどり着いているという感じかと思う。

福岡市のこの流れをつくるまでも、大変な思いをされていると思う。仕組みをつくるときのポイントはあるか。

○栗田氏(福岡市社協)

まず、社協という組織の特性があって、そこを活かそうと考えた。社協は公共性の高い民間団体という位置づけになり、公共性の高さは信用を生みやすい。片や民間団体なので、基本的に柔軟に動ける。これが行政そのものだと、中立・公平性を担保しないといけないとか、組む相手を選ぶプロセスが非常に重要になる。プロセスを重視する面は社協も当然あるが、社協は社会福祉法人なので、課題解決を優先し、特定のところと組んでモデル的に行うことも一定程度許容される面がある。公共性と柔軟性をともに活かすことにポイントがある。

また齋藤さんが話された通り、言語と認識の問題もある。支援団体の中にも、NPO法人もあれば、民間企業もあるし、公共的な相談窓口もある。そのようなさまざまな機関といい関係をつくっていくポイントとして教訓を得たのは、相手の前提をよく理解するということだ。例えば、NPO法人であれば、そのミッションやビジョン、目指すべき社会像にこの事業にかかわることが寄与するのかということが重要になる場合が多い。民間企業であれば、当然、財務的なところは外せないポイントになる。そのような前提をよく理解しながら目線を一致させる。そこら辺がポイントになろうかと思う。



空き家の活用

○井上教授

ノビシロハウスは、空室のある賃貸物件を買い取ってリノベーションし、価値を向上した。 しかもかなりおしゃれにつくってあって、高齢者のためというよりも、地域で交流できるい い住宅をつくりたいというコンセプトだった。

私は今、支援付サブリース事業の研究のお手伝いをしているが、生活困窮の現場では、例 えば、生活保護の住宅扶助費が5万円で、民間の市場には6万円ぐらいの物件しかないとき に、支援事業者自体がそれをサブリースして安く借りて、その差額で支援を出していくとい うタイプのものが始まっている。

国交省では、ことしの2月7日に空き家対策の小委員会の取りまとめがあって、空き家の利活用をこれからどんどんしていこうということで、福祉を含めたNPOに貸し出ししていくという考え方になっている。そんな中で、今回3人のお話からいろいろ伺ったことを、改めて皆さんでもう一回振り返りたい。

まず、加藤さんにお伺いしたい。もともとの介護事業とアパート事業はどうやってつながっているのか。

○加藤氏(あおいけあ・ノビシロ)

僕は 25 歳のときに介護事業を始めたが、例えばデイサービスの写真を見せて、「あなたはこの椅子に7時間座っていられますか」と聞くと、みんな「嫌だ」と言うだろう。そんなところに認知症のあるお年寄りが座っていられるだろうか。なので、介護事業所の設計の段階から、僕にとって居心地のいい場所をつくろうと思っていた。自分にとって居心地のいい場所をつくったら、認知症があろうが、子どもたちだろうが、普通に楽しくいられる。鍵が開いていて、土間からどんどん外に出られるようになっているのに、認知症があっても誰も出ていかない。アパートも同じ文脈で、自分が住みたいものを納得がいくまでつくろうと思ってやっている。

○井上教授

ノビシロハウスは物件をリノベーションして価値を上げ、地域の相場より高い家賃で高齢者に貸し、若い人にはソーシャルワーク機能を発揮してもらって安く貸している。そこでは、逆に言うと、高齢者のほうが若い人をサポートしている部分があると感じた。そこの仕掛けがどうなっているのか。

○加藤氏(あおいけあ・ノビシロ)

福祉と介護は必要だが、できれば受けたくないと思っている方が多い。たとえ福祉を使っていても、使っていると感じないですむ社会のほうがはるかにいい。若者の中には、おせっかいしたい子もいる。声をかけることによって家賃が安くなるのは、僕らが負担しているのではなく、おじいちゃん、おばあちゃんが地域の相場よりも1.5倍ぐらい高い家賃を払っていて、その分が若者に充填されているわけで、お互いが何となく支え合っている。

先ほどの齋藤さんの話で、一番最初に「自立」というキーワードが出てきた。「自立」と

は、自分で頑張って生活を支えていることではなくて、依存先がたくさんあることだと思っている。1本のひもが切れたら死んでしまうような状況は正しくないと思っている。そういう意味では、自立のひもがたくさん絡み合う場所をどうつくるのか。それが自立を促すことではないかと思う。

○井上教授

お話を伺っていて、お金と気持ちがエリアの中でグルグル回っているのがよくわかった。 栗田さんは社会貢献型空家バンクをおやりになっている。高齢者の方々はどんな思いで 遺贈されていて、それをどんなふうに活用するとその思いが開いていくか教えていただき たい。

○栗田氏(福岡市社協)

恐らくこれから身寄り問題が深刻化する日本の中で、預貯金だけではなく、不動産も遺贈してうまく活用していく仕組みづくりが求められる。多くの方は、自分がお世話になった地域に恩返しがしたいという思いで不動産を遺贈されるので、その思いを実現させることが私たちの務めと考えている。

加藤さんの話との対比でいくと、買い取りではなく、社会に既に存在している空き家と、サロンやカフェ、子ども食堂をしたいけれども、公民館や集会所は遠かったり数が足りていないからその拠点を探しているという方をマッチングするという違いがある。空き家の所有者でも売買とか賃貸で市場に流通させる方もいるが、そうではなく、社会貢献として使っていいと言う所有者と活用希望者をうまくつなげている。

○井上教授

加藤さんは、市場に乗せていくようなものをつくっている。栗田さんのところは、どちらかというと、空き家を持っている方の、「これ使えるかもしれない」というのをマッチングしていくみたいな感じかと思う。マッチングのポイントはあるか。

○栗田氏(福岡市社協)

マッチングで気をつけているところは、一般社団法人と協働事業をやっており、そのメンバーである士業との連携が極めて重要だ。マッチングまでは社協でできるけれども、実際に活用する段階となると、シロアリがいたり、雨漏りがしたり、空き家に瑕疵がある可能性が高いので、その辺は建築士が見立てる。貸し借りの契約では、無償でいいとなったら使用貸借契約、少しお家賃が発生するなら賃貸借契約。オーナーによくあるのは、自分の代はいいけど、子どもの代になったら売るかもしれないというご希望がある。それならば定期借家契約にしておかないと、後で活用者が困ったり、トラブルになる可能性がある。オーナーも活用者も困らないように、いろいろと法律的な調整も行っている。

○井上教授

齋藤さんはもともと不動産事業者で、ご自身でも物件を持ったり、空室物件を買ったりしているということだが、そこの状況を教えていただきたい。

○齋藤氏(アオバ住宅社)

保証会社が通らなくて部屋を借りられないけれども、この方が自立も含めて次のステップに行くためには、どうしても転居が必要な場合がある。そういったところに何ができるかと考えて、物件を自分で買って、それをその方に貸した。保証会社にかわる保証の部分では、今ある福祉や行政の制度を使いながら、あとは、私たちもそうだが、インフォーマルな社会資源も使って一緒に支えていくというものを不動産の事業として展開している。私は、最終的に、いわゆる福祉ではなく不動産の事業として、こういう仲間がたくさん増えればいいなと思っている。

○井上教授

住戸を自ら買い取り貸しているとのことだが、そのとき、保証を自ら引き受けつつ、なおかつ、いろんな福祉制度を使って、そのリスクをさらに分散させるという感じかと思うが、ほかの不動産の方もやれる仕組みではないか。

○齋藤氏 (アオバ住宅社)

その通りである。私は福祉の知識を得たからできるが、不動産業界の中にはまだ知らない方もたくさんいるので、私が所属している全日本不動産協会の中で、「こういう制度を使って、住宅確保要配慮者の方々に部屋を貸す方はいませんか」という発信もしている。

見守りからつながりへ

○井上教授

「見守り」は福祉の話で頻繁に出てくる言葉だが、もともとは家庭内で親が小さな子ども やおじいちゃん・おばあちゃんを見守るというナチュラルな行為だった。これが先ほどの話 もあったように、単身化する中で家の中で見守りが難しくなるので、誰かにゆだねるとなってくると、費用面を含めて、機械で見守るという感じでシンプルな見守りをせざるを得なく なってくる。また、本人が見守られたいのかというお話もある。先ほどの加藤さんのお話に もあったが、一方で家主にとっては、亡くなったときに速やかに死亡発見したいというのが 正直なご希望だと思う。

そんな中で、今回のパネリストは皆さん、果たして本当に「見守り」という言葉でいいのかを考えながら皆さん取り組まれているので、もう一回、説明してもらいたい。

○齋藤氏(アオバ住宅社)

弊社では、先ほどもお話ししたように、清掃事業をやっている中で、お客様だった方がそのまま清掃のスタッフとして働き、週に一回、現場に行った後に弊社が報告を受けている。それを見守りと言えるかどうか。先ほどから加藤さんもずっとおっしゃっていたように、「見守り」というと、する側・される側という感じがあるが、清掃のスタッフとしては、現場をきれいにする同じ会社の仲間という感覚になる。

私は、清掃事業を通して、「見守り」ではなく「つながり」という感覚でいる。清掃のスタッフと、清掃はしていないけれども話をしたい方々もいるので、世代も問わず、月に一回、同じ日に集まってみんなで話す交流会という感じで地域での緩いつながりをつくりたいと

思っている。そうなると、どこかまちで会ったときに、「あの交流会で会った○○さんね」 みたいなことで、そこから関係性が生まれてくることもある。

○加藤氏(あおいけあ・ノビシロ)

「ケア」は英語で「気にかける」という意味だが、語源はもともと「耕す」という意味だ。 つまり、「ケア」とは、僕らが困っている人に何かを一方的にしてあげることではなくて、 相手の畑を耕して、相手の生活がうまくいくようにすることだ。そういう意味では、介護は やらなくて済むのが一番いい。同じように、高齢者が住んで世話になるアパートをつくって はいけないと思っている。そういう意味では、見守られてはいけないし、その人たちにそこ で役割があることはすごく大事になってくる。

ノビシロハウスは第1種低層地域に建てたので、本当はカフェとかコインランドリーをつくってはいけない場所だが、藤沢市と協議をしながら、それができる環境をつくっていった。併設するカフェの袋のシール貼りをお年寄りの仕事にしている。コインランドリーや周りの清掃も、外部委託するのではなく高齢者に委託したりして、仕事もちゃんと創設している。交流人口をどう増やしていくのかというための場所としてアパートがあるという発想に近いと思う。

○井上教授

開かれた住宅になっていて、そこにカフェと声かけをする仕組みがある。もちろん住宅があることは大事だと思うけれども、カフェとお互いに声かけをするような緩い仕組みがどこにでもできてくるのが一番大事だと思って見ていた。そのあたりは加藤さんの願いとかはあるのか。

○加藤氏(あおいけあ・ノビシロ)

みんなの居場所をどう地域の中に点在させていくのか。みんなが集まっているのは、福祉的なものだったり、ボランティアだから行くとかではなくて、ご飯が食べたいから行く、コーヒーが飲みたいから行くということがある。認知症カフェとかではなくて、認知症の人が堂々とドトールで紅茶やコーヒーを飲んでいて、それをみんながわかっている状況が一番いいと思っている。認知症があっても、まちの中で当たり前に暮らせる環境をつくるのが認知症ケアであって、認知症の高齢者をおとなしく座らせておくことではない。そういう意味では、あそこは、困っていることも含めて周りの方が理解して、どう助けていくのかというのが生まれる場所だ。うまくいかないことがあってもいいし、そういう環境がふえることが大事ではないか。

○井上教授

福祉のニーズという話ではなくて、住民の欲しいものをつくって、それを使って、地域で暮らすということにあまり関心がない人たちも、そこの豊かさを知っていくという感じか。 ○加藤氏(あおいけあ・ノビシロ)

そうだ。洗濯に行ったら高齢者の顔を見たとか、そんな感じの感覚がいいんじゃないか。 〇井上教授 最後、栗田さんはオンライン訪問とオンライン会食に取り組んでいるが、これは見守りという話ではないと思う。どんな意図でやられているのか。あと、孤立の解消という意味ではどんなことがいいと思ってらっしゃるのか。そのあたりを教えてもらいたい。

○栗田氏(福岡市社協)

齋藤さんのお話の中にもあったが、「見守り」というと、する側・される側になるというのは確かにあるかと思う。それに対して、「つながり」というと、よりフラットな対等な関係である。できれば、高齢者同士あるいは障害者同士という当事者同士がつながれる環境をつくりたいと思っている。

ただ、そうなったときに1つ問題になるのは物理的なハードルだ。コロナに限らず、アフターコロナにおいてもそれは変わらない。例えば、気候の悪いときにお互いに訪問して会うのは現実的になかなか難しい。あるいは、5階建ての住宅にエレベーターがなかったら、会いに行くにも一仕事だ。そういったことが、だんだんつながりが薄くなる原因の1つにもなってしまっている。

そこで、先ほどのアプリを活用してビデオ通話を簡単にできる仕組みをつくれば、つながりの質と量を担保できるのではないかと思って実証実験をしているところだ。ただ、あくまで目的はつながりづくりで、ビデオ通話は手段にしかすぎないが、その手段が有効かというのを今確かめている。

○井上教授

結局、見守りたい・見守られたいでは、孤立は解消できない。みんなが、つながったり、 人との交流を求めているので、その仕組みを見つけたいということを今、共有していたと思 っている。

まとめ

○井上教授

最後に、まとめとして、3つお話をしたい。

1つ目は、「住宅とは何?」という話があるんだなと思った。私は大学で建築を学んでいるが、建築の大家の先生が「住まいは住宅と地域施設からできている」とおっしゃっている。結局、住宅だけでは豊かに暮らせない。それ以外のものを併設したり、あるいは離れたところにつくりながら、それを使ってみんなで地域生活をしていくのが今の方向性で、居住支援は住宅だけでは成り立たないことがわかった。

2つ目は連携の話だ。連携も「つながり」と言えなくはないが、皆さん方事業する側からすると、異文化、異業種の方とも連携していかないと、ご本人の生活そのものも豊かにならない。ちょっとハードルが高いような感じもあるが、そこをやっていかないといけない時代になっているというのがわかった。

3つ目、これは今日3人ともお話しされなかったけれども、これまでずっと打ち合わせを していく中で、3人とも新しいことや知らないことに取り組むのが好きなんだと感じた。そ このところも居住支援をやっていくときのマインドとしてすごく大事だなということを、 私は本日勉強させていただいた。



資料編

令和 4 年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業

「住まいと生活支援の一体的支援に関する取組の普及啓発等事業」 アンケート調査へのご協力のお願い

令和4年9月 一般財団法人 高齢者住宅財団

平素より、当財団業務につきましては、格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

現在、当財団では、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進費等補助金)として「住まいと生活支援の一体的支援に関する取組の普及啓発等事業」を実施しております。本事業は、今後、高齢者の住まいの確保やその後の生活支援等のニーズがさらに増加すると見込まれる中で、住まいに関する支援の実態把握とさらなる周知・普及を目指す事業です。

その一環として、今般、全国の市区町村社会福祉協議会を対象としたアンケート調査を実施することになりました。本調査は、今後一層の取組促進が期待されている「居住支援」(本紙裏面参照)の取組に関する実態を把握することを目的に実施するものです。さらに、本調査にご協力いただきました市区町村社会福祉協議会の中から、取組状況の詳細を伺うためのヒアリング調査を行いたいと考えております。その際は、あらためてお願いのご連絡を差し上げます。

つきましては、業務ご多忙の折とは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

- 1 本調査は、貴社会福祉協議会における居住支援の取組について、横断的にお伺いさせていた だくもので、調査票は法人内の事業を統括している「総務課」様宛てにお送りしております。 必要に応じて関係部署(高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉・困窮者支援等)とご確認・ご相談 の上、ご回答のとりまとめをお願い申し上げます。
- 2 本調査への回答は、統計的に処理いたします。回答を個別に公表することはありません。また、外部に漏えいすることは一切ありません。
- 3 選択式の設問につきましては、あてはまる選択肢番号に○印を付けてください。空欄が準備 された設問の場合は、該当する数字や事柄、ご意見等をご記入ください。
- 4 ご記入いただいた調査票は、**令和4年10月21日(金)まで**に、同封の返信用封筒(切手不要)もしくはメールにて、下記の【お問合せ先・調査票返送先】までご返送をお願いいたします。なお、調査票の電子データは、当財団ホームページよりダウンロードが可能ですので、合わせてご活用ください。

URL https://www.koujuuzai.or.jp/chosaw2022/パスワード sumai (全て小文字です)

社会福祉協議会における 居住支援の取組に関する調査 アンケート調査票ダウンロード

5 ご回答いただいた社会福祉協議会様には本調査結果の報告書等を後日、送付させて頂きます。

【お問合せ先・調査票返送先】

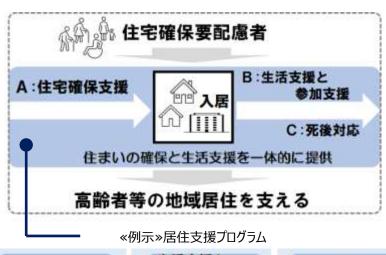
一般財団法人 高齢者住宅財団 川原(かわはら) 野村(のむら)

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目21番1号 ヒューリック神田橋ビル4F 電話:03-6870-2415 FAX:03-6870-2412 Email:chosaw2022@koujuuzai.or.jp

本調査における「居住支援」とは…

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、公共・民間を問わず、地域の様々な資源をつなげて、適切な住まいと必要な生活支援サービスを受けられる地域環境の整備が必要です。

本調査において具体的に「居住支援」とは、住宅の確保に困難を抱えている方に対して、大家・不動産事業者と連携して物件を確保したり、地域の空き家等の物件を借り上げたりするなど、住まいを確保する「住宅確保支援」とともに、定期的な見守りや生活相談、安否確認などの「生活支援」とサロンや居場所、カフェ、地域活動への参加などの「参加支援」を一体的に提供して、高齢者等の地域居住を支えることを言います。





※居住支援は、一つの法人・団体で取り組んでいるケースもあれば、複数の法人・団体が連携して取り組んでいるケースもあります。

社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査

I. 貴社会福祉協議会の基本情報について

問1 貴社会福祉協議会の基本情報について、以下にご回答ください。

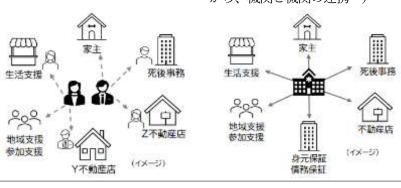
社会福祉協議会名	
回答とりまとめ部署	
回答代表者氏名・役職	氏名
同效化主义法级化	都道府県市・区・町・村
回答代表者連絡先	TEL: () FAX: () E-mail:
現在の職員体制	職員数 人 うち、常勤職員 人
自治体から受託している 各種相談事業の状況 (令和4年9月1日時点) 〔○はいくつでも〕	 地域包括支援センター(基幹型・機能強化型・その他) 生活困窮者自立相談支援 生活困窮者自立支援制度における一時生活支援 障害のある人への相談支援 「下記該当するものに○〕 ア. 基本相談支援 ウ. 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援) イ. 計画相談支援 エ. 障害児相談支援 オ. 基幹相談支援 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) 重層的支援体制整備事業 その他(具体的に)
日常生活自立支援事業	都道府県社会福祉協議会からの日常生活自立支援事業の受託について
について〔1つに○〕	1. 受託している 2. 受託していない
居住支援協議会について 〔1つに○〕	貴社会福祉協議会が所在する市区町村には、居住支援協議会(※)はありますか。 (各都道府県の居住支援協議会は除く) 1. 所在する市区町村に居住支援協議会がある → 貴団体は、その居住支援協議会において 〔1つに○〕 { ア. 事務局を担っている イ. 参加している ウ. 参加していない } 2. 所在する市区町村に居住支援協議会はない 3. わからない ※「居住支援協議会」とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居を推進するために、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携して設立される協議会です(全都道府県で設立しているほか、77市区町において設立されています(令和4年8月31日時点))。

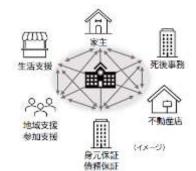
※いずれの社会福祉協議会においても、通常の相談業務の中には住まいに関連する相談やそれに対する 支援もあるかと思います。以下の設問では、貴社会福祉協議会が所在する自治体、および貴社会福祉 協議会における住まいの確保や生活支援等の取組実態について伺います。

	①高齢者、障害者、生活困窮者等の地域の居住支援ニーズの把握〔1つに○〕
地域の居住支援ニーズの	 関係機関等へのアンケート調査やヒアリング調査を通じて、把握できている 支援者や関係機関との意見交換等を通じて、なんとなく把握している 今後、把握したい 把握する予定はない
把握について	②高齢者、障害者、生活困窮者等の地域の居住支援ニーズについての認識〔1つに○〕
	 既にニーズが顕在化し、取組課題となっている まだあまり顕在化していないが今後課題となると予想 顕在化していないし、潜在的なニーズも少なく優先度が低いと認識 判断できない

Ⅱ. 居住支援に関する地域の連携体制について

- 問2 貴社会福祉協議会が所在する自治体において、居住支援に関する体制は、どのようになっていますか。次の 中から、最も近いものを選んでください。
- 個々の属人的なつながりで 必要な機関・人につないでいる
- 1. 相談に応じる職員それぞれが、2. 相談に応じる職員が所属する 機関が、必要な機関と協力体制を 構築している(個人と個人の協力 から、機関と機関の連携へ)
- 3. 2に加えて、機関同士の横の連携 が図られ、包括的な支援の基盤が 構築されている(プラットフォーム の構築へ)





- ▶ SQ 上記設問で「3」を選択した場合
 - ① 貴社会福祉協議会は、その体制の中で、どのような役割を担っていますか。

(10c0)

- 1. プラットフォーム構築・運営の主導的・中心的な役割を担っている
- -2.他の機関が主導的・中心的な立場を担い、社会福祉協議会はサービスを提供する役割のみを担っている
- ▶ 「2」を選択した場合
 - ② 主導的・中心的な役割を担っている「他の機関」とは、どのような組織ですか。〔1つに〇〕
 - 1. 行政

- 3. 不動産関係の法人・団体
- 5. その他

- -2. 福祉関係の法人・団体
- 4. 市区町村居住支援協議会

)

- ▶ 「2 | を選択した場合
 - ③ 「福祉関係の法人・団体」が担っている事業分野は、次のうちどれですか。

(○はいくつでも)

)

- 1. 高齢福祉 2. 障害福祉 3. 保育・児童福祉 4. 低所得者(生活保護・生活困窮) 5. その他
- 問3 居住支援に関する外部機関との連携について、課題やご苦労されている点はありますか。具体的にお答えく ださい。

Ⅲ. 住まいの相談に関連した貴社会福祉協議会の内部体制について

- 問4 貴社会福祉協議会の内部における、住まいに関する相談窓口は、どのようになっていますか。〔1つに○〕
 - 1. 高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務の中で受けている
 - → 住まいに関する相談への担当職員 〔1つに○〕
 - ア. 担当職員は決まっておらず、相談を受けた職員が個々に対応している
 - イ. 部署ごとに担当職員が、事実上なんとなく決まっている
 - ウ. 相談を受けた後、社協内の関連する部署で協議の上、担当職員が決まる
 - 2. 居住支援の専門相談窓口を設置している
 - → 専門相談窓口の職員 〔1つに○〕
 - { ア. 専任職員を配置している イ. 他部署と兼任で配置している }

3. その他 (具体的に

SQ 問4で「2」を選択した場合

① 貴社会福祉協議会に寄せられる住まいに関する相談件数等について伺います。把握している範囲で構いませんので、該当する件数をご記入ください(2021年4月~2022年3月末)。

A.	相談受付件数	延べ	件
В.	A のうち、物件の契約(入居)に至った件数	延べ	件

② 生活支援など何らかのサービスを入れることで、利用者が転居せずに、それまでの住居で継続的に生活
できることになったケースはありますか。ありましたら、そのケースについて、具体的にお答えください。

問5 貴社会福祉協議会では、住まいの支援のあり方や体制について協議する場や仕組みはありますか。

(1つに())

- 1. 貴社会福祉協議会の職員のみで協議する場や仕組みがある
- 2. 不動産業者や福祉サービス事業者、行政など外部機関を含めて協議する場や仕組みがある
- 3. 上記1と2の双方ともにある
- 4. 上記1と2のいずれもない

問 6	貴社会福祉協議会の内部の体制面について、	課題やご苦労されている点はありますか	、具体的にお答えくだ
	さい。		

IV. 入居までの支援について

- 問7 貴社会福祉協議会が実施している居住支援のうち、入居までの支援について伺います。
 - ①貴社会福祉協議会が実施している支援メニューに「○」を付けてください。
 - ②実施している場合、実施方法について「自ら実施」「他と連携して実施」の別に「〇」を付けてください(両方〇でも可)。

	①実施して いる支援に 〇	②実施方法 〔選択肢1と2の両方○でも可〕
— A 住まいに関する相談に応じる		1. 自ら実施 2. 他と連携して実施
B 不動産業者・物件の紹介		1. 自ら実施 2. 他と連携して実施
C 内覧同行や賃貸借契約時の立ち合い		1. 自ら実施 2. 他と連携して実施
D 支援プランの作成・必要なサービスの コーディネート		1. 自ら実施 2. 他と連携して実施
E 緊急連絡先の確保		1. 自ら実施 2. 他と連携して実施
F 賃貸借契約時の保証人の確保		1. 自ら実施 2. 他と連携して実施
G 家賃債務保証		1. 自ら実施 2. 他と連携して実施
H 貴社会福祉協議会で借り上げて 入居支援(サブリース)		1. 自ら実施 2. 他と連携して実施
I シェルター等への一時的な入居支援		1. 自ら実施 2. 他と連携して実施
J 引っ越し時の家財整理、 搬出・搬入などの支援		1. 自ら実施 2. 他と連携して実施

SQ 問7で「A 住まいに関する相談に応じる」に○を付けた場合 住まいに関する相談は、どのような経緯・経路で貴社会福祉協議会に寄せられますか。 〔○はいくつでも〕

1. 本人	5. 自治会・町内会	9. 行政	
2. 家族・親族	6. 近隣住民	10. 不動産業者	
3. 家主	7. 地域包括支援センター	11. その他(具体的に	
4. 民生委員	8. ケアマネジャー)

問8 貴社会福祉協議会では、どのような方法で住宅・物件を確保していますか。

〔○はいくつでも〕

- 1. 宅建協会や全日など不動産業界団体(支部)を通じて 5. 貴社会福祉協議会によるサブリース
- 2. 自ら不動産店・家主と調整
- 3. 居住支援協議会や行政の協力
- 4. 居住支援法人につなぐ

- 6. 貴社会福祉協議会の自己所有物件
- 7. その他

※「宅建協会」: 宅地建物取引業協会 「全日」: 全日本不動産協会

目の	7 民までの士怪に関して	今後の方針や取組意向があれば、	目体的にお欠みください
p] 9	八店よじの又抜に関しし、	っ仮の力軒や収組息回かめれは、	呉仲別にわ合えください。

V. 入居後の支援について

- 問 10 貴社会福祉協議会が実施している居住支援のうち、入居後の支援について伺います。
 - ①貴社会福祉協議会が自ら、もしくは他機関と連携して、入居後の支援として実施している支援メニューに「〇」を付けてください。
 - ②入居後の支援として実施している場合、支援の主な実施方法に「○」を付けてください。

		①1尺後士揺りて	②士控の一	计 小字按卡计
		①入居後支援として 実施している支援に〇		主な実施方法 か1つに○〕
	A 安否確認・緊急時対応	大川でしている文法に		
	A 女合唯誌・系思時対応 (緊急通報、駆け付けなど)		1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い4. つないだ他機関のみ実施
	B 定期、または随時の訪問		1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い
	(見守り、声かけ)		3. 他機関につなぐことが多い	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
	C ゴミ出し、電球交換、草取り		1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い
	などの手伝い		3. 他機関につなぐことが多い	
	D 買い物支援		1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い
	2 3 1102 3023		3. 他機関につなぐことが多い	
生	E 家事援助		1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い
适	_ 333 3223		3. 他機関につなぐことが多い	
生活支援	F 病院同行(入退院支援)		1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い
灰	1 7/3/201/3/13 (7 (201/2023)2)			4. つないだ他機関のみ実施
	G 金銭、財産管理		1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い
			3. 他機関につなぐことが多い	4. つないだ他機関のみ実施
	H 近隣との関係づくり、		1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い
	サロン等への参加		3. 他機関につなぐことが多い	
	I 近隣や家主との間の		1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い
	トラブル対応		3. 他機関につなぐことが多い	4. つないだ他機関のみ実施
	〕就労支援		1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い
			3. 他機関につなぐことが多い	4. つないだ他機関のみ実施
	K 死後事務委任(行政への		1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い
死	諸手続、関係者への連絡)等		3. 他機関につなぐことが多い	4. つないだ他機関のみ実施
後	L 家財処分・遺品整理		1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い
後対応	1. 外别处力:这四定注		3. 他機関につなぐことが多い	4. つないだ他機関のみ実施
心			1. 貴社協のみ実施	2. 貴社協自ら実施が多い
	M 葬儀、納骨等		3. 他機関につなぐことが多い	4. つないだ他機関のみ実施

問 10【つづき】

- ③入居後の支援を貴社会福祉協議会のみで実施するのではなく、他機関と連携して実施している場合、 具体的な連携先を【問 10 ③・④・⑤共通選択肢】の中から選び、選択肢の番号をすべて記入してください。
- ④今後、連携を進めていきたい連携先はありますか。⑤また、その連携先は地域資源として、地域にあります か(把握していますか)。支援メニューごと、該当する連携先を【問 10 ③・④・⑤共通選択肢】の中から 選び、選択肢の番号をすべて記入してください。

	貴社協だけでなく、他機関と 連携して実施している場合 ③具体的な連携先 〔選択肢番号を記入〕	④今後、連携を進めて いきたい連携先 〔選択肢番号を記入〕	⑤うち、地域資源として無い もの(把握していないもの) 〔選択肢番号を記入〕
A 安否確認・緊急時対応 (緊急通報、駆け付けなど)			
B 定期、または随時の訪問 (見守り、声かけ)			
C ゴミ出し、電球交換、草取りなどの手伝い			
D 買い物支援			
E 家事援助			
F 病院同行(入退院支援)			
G 金銭、財産管理			
H 近隣との関係づくり、 サロン等への参加			
I 近隣や家主との間の トラブル対応			
〕就労支援			
K 死後事務委任(行政への 諸手続、関係者への連絡)等			
L 家財処分・遺品整理			
M 葬儀、納骨等			

【問 10 ③·④·⑤共通選択肢】

<公的セクター>

- 1. 行政住宅部局
- 2. 行政福祉部局
- 3. 地域包括支援センター
- 4. 基幹相談支援センター

<民間非営利セクター>

- 12. 都道府県社会福祉協議会
- 13. 他の市区町村社会福祉協議会
- 14. 医療機関

<民間営利セクター>

- 20. 不動産会社(大家含む)
- 21. 緊急通報システム提供会社
- 22. IOT 機器等を提供するテクノロジー関係企業 26. 配食サービス
- 23. 金融機関

<ボランタリーセクター>

- 30. 自治会等住民組織
- 31. 民生委員
- 32. マンション管理組合

- 5. 自立相談支援機関
- 6. 福祉事務所
- 7. 都道府県居住支援協議会
- 8. 市区町村居住支援協議会
- 15. 福祉サービス事業所
- 16. 不動産業界団体
- 17. 生活協同組合
- 24. 電気・ガス等のインフラ関係
- 25. 郵便・新聞・宅配等の配達関係 29. 上記以外の民間営利セクター
- 27. スーパーやショッピングセンター等の小売店
- 33. 地域のボランティアグループ
- 34. 上記以外のボランタリーセクター

- 9. ハローワーク、障害者就業・ 生活支援センターなど就労関係
- 10. 法テラスなど司法関係
- 11. 上記以外の公的セクター
- 18. シルバー人材センター
- 19. 上記以外の民間非営利セクター
- 28. 弁護士・司法書士等の士業

SQ 入居後の支援を「民間営利セクター」と連携して実施している場合 連携・協力してくれそうな事業者をどのように探し出しましたか。また、その事業者を連携・協力先として選 定した理由は何でしたか。(例)のように具体的にお答えください。
(例) 新聞販売店より安否確認サービスについて売り込みがあり、安価だったため活用した。(例) 温泉施設の無料送迎バスの乗車率が低いことを知り、連携を申し入れた。外出機会の創出とともに、買い物支援サービスを開発できた。(例) 終活サポートを提供している民間営利セクターと各相談機関によるビジネスマッチングイベントでつながりができた。生前から対応する必要性を共有できたため、連携が進んだ。
問 11 民間営利セクターとの連携(全般)について伺います。 ① 民間営利セクターと連携することによるメリットをどのようにお考えですか。
② 民間営利セクターと連携するにあたっての課題やご苦労されている点があれば、具体的にお答えください。
問 12 入居後の支援に関して、今後の方針や取組意向があれば、具体的にお答えください。

VI A然の取得辛ウについて		
VI. 今後の取組意向について 問13 貴社会福祉協議会における	る今後の居住支援の取組意向について伺います。	
(1) 貴社会福祉協議会内の個別		(1つに○)
1. 現状の体制を維持する予定		
2. 体制を拡充・強化していく		
3. 特に方針は決まっていない	2	
(2)他機関との連携体制の構築	をについて	(1つに〇)
1. 現状の連携体制を維持する		
2. これから他機関との連携体 3. 既存の機関同士の連携体制		
4. 特に方針は決まっていない		
問 14 居住支援法人の指定につい	<i>、</i> ア信□、ます	
	いく190vまり。 R要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育す	ろ老笙)の早問賃貸住字
への円滑な入居の促進を図るため	め、入居者への家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・	
活支援等を実施する法人として、	、都道府県が指定する団体です。	
① 現在、貴社会福祉協議会では	は、居住支援法人の指定を受けていますか。 〔 1 つに \bigcirc 〕	
1. 受けている		
2. 受けていない → ②	今後、居住支援法人の指定を受ける意向はありますか。	(1つに○)
	1. ある 2. ない 3. 検討中 4. オ	oからない
Ⅲ. 最後に		
	題や今後の展望など、自由にご記入ください。	
113 「冶圧文版」に関して味ん	医ドラ良の成主なと、日田にと記八、たとい。	

令和4年度

居能 YouTube 配信

開催日時

令和5年3月17日 金

13:00~17:00 (アーカイブ配信予定しています)

お申込み

厚生労働省及び国土交通省では、高齢者、生活困窮 者、障害者、子どもを養育する世帯、刑務所出所者等 の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図 る目的から、国における施策や各地の居住支援法 人及び居住支援協議会等で行っている先進的な取 り組みに関する情報提供の場として、『居住支援全 国サミット』を開催します。

参加費

無料

参加 対象

地方公共団体·居住支援法人· 不動産関係団体等の居住支援に関わる団体

主催

厚生労働省·国土交通省

申込 方法 視聴には事前のお申し込みが必要です。

以下のURLにアクセスし、フォームに必要事項をご入力の上、お申込み下さい。

お申込み後、視聴に必要な情報(視聴用URL等)をメールでご案内いた します。

≪ お申込み専用URL≫https://www.koujuuzai.or.jp/k-summit2022/



居住支援の最新施策動向

厚生労働省、国土交通省、法務省

基調講演



「包括的居住支援をめざして」 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授 大月 敏雄

居住支援の事例紹介

事例①「おかざきがやっとる 居住支援協議会と重層的支援体制整備事業の連携」 岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会(岡崎市 都市基盤部住宅計画課・福祉部ふくし相談課)

事例②「"とんとん"を支えたい 一世界自然遺産の島で居住支援を考える一」 奄美市居住支援協議会設立準備会(奄美市 総務部プロジェクト推進課官民連携推進室)

パネルディスカッション

「多様な主体が連携・協働する居住支援体制に向けて」



■調査事業報告

「社会福祉協議会における居住支援の取組に関する調査」(令和4年度老人保健健康増進等事業) 日本大学文理学部社会福祉学科 教授 白川 泰之



■コーディネーター 日本社会事業大学専門職大学院研究科長 教授 井上 由起子



■パネリスト 福岡市社会福祉協議会 事業開発課 課長 栗田 将行



株式会社あおいけあ 代表取締役 株式会社ノビシロ 理事 加藤 忠相



アオバ住宅社 取締役 齋藤 瞳

お問合わせ

事務局 一般財団法人高齢者住宅財団(担当:企画部 川原・金浜・平岩) 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21-1 ヒューリック神田橋ビル4階 TEL:03-6870-2415(平日9:30~17:45 土日祝は休み) FAX:03-6870-2412 E-mail:k-summit@koujuuzai.or.jp

令和4年度 老人保健事業推進費等補助金老人保健健康增進等事業

住まいと生活支援の一体的支援に関する 取組の普及啓発等事業

報告書

令和5 (2023) 年3月

発 行 一般財団法人 高齢者住宅財団 東京都千代田区神田錦町1丁目21番1号ヒューリック神田橋ビル4階 http://koujuuzai.or.jp/

※無断転載厳禁